

第VII章 総括

秋田城跡焼山地区からは、古代（奈良・平安時代）の遺構として、掘立柱建物跡、築地塀跡、材木塀跡、柱列跡、溝跡、道路遺構、竪穴建物跡、井戸跡、土坑、火葬墓、土取り穴等が検出された。焼山地区は史跡北西部に位置し、第IV章で整理したように整地層の対比などから、外郭西門周辺・外郭周辺・中央部・南西部・北西部の5つの地区に分けられた。また、焼山地区全域で共通した時期の整地層も確認されている。これらの整地層から出土した年代比定資料により、各遺構の検出面による年代の推定が可能である。第V章において、遺構種別ごとに図面や属性を提示し、それぞれの特徴から類型化し概括的に述べたが、第IV章で整理した5つの地区により遺構内容も異なることが把握された。また、V章で整理してきたように、各遺構の切り合い関係、出土遺物の年代と、上述の遺構の検出面の整地層の年代から、各遺構の類型化ごとに一定の時期的なまとまりを把握することができる。

本章では、はじめにV章で検討してきた各遺構の類型および年代を改めて表形式で整理し、焼山地区全体における遺構の時期区分を整理する。また、各遺構は相互に連動して変遷しており、それらの配置関係などを整理しつつ、各遺構や焼山地区において特筆すべき点について時期的な整理を踏まえながら述べたい。なお、第VI章で整理したように古代遺構と重複して、縄文・弥生時代、中世、近世の遺構・遺物が出土した。これらについても古代遺構と同様な操作を行い整理する。そして、最後に上記の通史的な変遷を概観し、史跡秋田城跡の焼山地区の性格について述べ、まとめとしたい。

第1節 古代（奈良・平安時代）

1 古代遺構の変遷と時期設定

(1) 外郭西門跡（表83）

梁間（東西）2間×桁行（南北）3間の南北棟掘立柱建物、三間一戸の八脚門形式の外郭西門跡は切り合い関係から6期の変遷がある。SB1991（I期）→SB1990（II期）→SB1989（III期）→SB1988（IV期）→SB1987（V期）→SB1986（VI期）と変遷する。出土遺物と検出層位の年代からみれば、SB1991（I期）は8世紀第2四半期以降、SB1990（II期）は8世紀後半に構築され、8世紀末・9世紀初頭で廃絶していると考えられる。SB1989（III期）・SB1988（IV期）は8世紀末・9世紀初頭以降、SB1987（V期）・SB1986（VI期）は少なくとも9世紀第2四半期以降と考えられる。

こうした外郭西門の6期の変遷は、政府の遺構期変遷にほぼ一致すると考えられる。政府跡の変遷のI～VI期の遺構変遷については、漆紙文書等の紀年名資料や出土土器編年、史料上の記事との対比等から年代が把握されている（秋田市教委2002b・2004、表1）。政府の変遷において、建物構造や規模、建物方位等から大きな画期が指摘されるのは、政府III期、V期、VI期である。詳細は後述するが、外郭西門でもIII期のSB1989、V期のSB1987、VI期のSB1986で変遷上の画期が認められ、政府遺構期変遷と一致する。

外郭西門跡の各期を政府遺構期に当てはめて年代を位置づけると以下のようになる。外郭西門I期は天平5年（733）秋田出羽柵創建期から8世紀前半、II期は天平宝字年間の「秋田城」改修期にあたる8世紀後半、III期は8世紀末・9世紀初め～9世紀第1四半期、IV期は天長7年（830）大地震復興期にあたる9世紀第2四半期～第3四半期、V期は元慶2年（878）の復興期にあたる9世紀第4四半期～10

表83 外郭西門跡分類

外郭西門分類	西門Ⅰ期	西門Ⅱ期	西門Ⅲ期	西門Ⅳ期	西門Ⅴ期	西門Ⅵ期
遺構名	SB1991	SB1990	SB1989	SB1988	SB1987	SB1986
時期	8C②以降	8C後半構築～8C末・9C初廃絶	8C末・9C初以降	8C末・9C初以降	9C②以降	9C②以降
政府	政府Ⅰ期	政府Ⅱ期	政府Ⅲ期	政府ⅣA期	政府ⅣB期	政府Ⅴ期
時期	天平5(733)～8C後半前葉	8C後半前葉～8C末・9C初頃	8C末・9C初～9C前半	9C第2四半期～	9C第3四半期～元慶二年(878)	元慶二年(878)～
備考	秋田出羽櫛創建期	天平宝字年間「秋田城」改修期	大改修期	天長7年(830)大地震後復興期	元慶の乱で焼失	元慶の乱(878)復興期
						最終末期

表84 横状建物跡分類

新旧関係	該当遺構	時期
古段階	SB291B(19次), SB973B(52次), SB2357(106次D)	SB178(14次)
新段階	SB291A(19次), SB973A(52次), SB2356(106次D)	8C④以降

世紀第1四半期、VI期は10世紀第1四半期後半（もしくは10世紀第2四半期）～10世紀中葉である。いずれの時期においても柱掘り方に明確な焼土や炭化物が多量に混入する建物はないため、火災により消失した外部西門跡はないと考えられる。特に外郭西門IV期は、元慶の乱（878）時の城門と考えられるが、政府IV期遺構のように火災により焼失していないことは、この地区的機能を考える上で重要な点であるといえる。

(2) 横状建物跡（表84）

梁間1間×桁行2間の掘立柱建物跡は7基検出されており、このうち6基は新旧二時期あり、同位置での建て替えになっている。いずれも築地崩壊土と考えられる整地層が検出面で、材木塀跡を跨ぐように配置されており、後述する外郭区画施設III・IV類に伴う。出土遺物と検出層位からみれば、いずれも8世紀第4四半期以降の遺構である。

(3) 中央部掘立柱建物跡（表85）

中央部で発見された掘立柱建物跡は大きくA～D類の4つに分類される。さらに、規模・方位などから、B類はB-1～3類の3つに、C類はC-1・2類の2つに細分される。

遺構の切り合い関係からは、A類→B類→C類およびD類となる。C類とD類の新旧関係は不明である。また、こうした切り合い関係に加え、出土遺物の年代を加えて整理すると、A類は8世紀第2四半期の創建期段階、B類は8世紀後半、C類は8世紀第4四半期～9世紀第1四半期以降となる。D類については、少なくともB類よりは新しいと言えるが、C類との新旧関係は不明である。

(4) 南西部掘立柱建物跡（表86）

南西部で発見された掘立柱建物跡は、同地点で検出された城内区画施設との配置関係と建物方位などからA～D類の4つに分類される。遺構の切り合い関係からは、A類→B類である。また、こうした切り合い関係と出土土器の年代を加えて整理すると、A類は9世紀第2四半期～9世紀第4四半期、B類は9世紀第4四半期以降、C類は9世紀第2四半期～9世紀第4四半期、D類は9世紀第4四半期以降と考えられる。

(5) 外郭区画施設（表87）

外郭区画施設は、外郭線を構成位置にある一群（I～IV類）とこれらとは位置を異にする一群（V類）に大きく分けられる。I・II類は築地塀跡、III・IV類は材木塀跡である。I類の築地塀をほぼ同位置で積み直しや補修したものをII類としている。崩壊瓦層の堆積からみて、基本的にはI類は瓦葺築地塀、II類は非瓦葺築地塀である。V類は遺構の種別によりV-1～3類の3種に細分される。III・IV類は材木

表85 中央部掘立柱建物跡分類

類型	建物規模		柱掘り方規模	柱痕跡	建物方位	該当建物	備考	時期
	梁間	桁行						
A類	3間	7間以上	直径1.5~2.0mの円形または1.4~1.8mの不整形	直径40~50cm	真北	SB1209(59次)	・南北棟総柱式	切り合い関係一番古い
B類	B-1類	2間	5~7間以上	1辺1.0~2.0mの方形または直径1.5~2.0mの円形	直径30~40cm	N1°~3° W	SB022(3・66~70次) SB023(4~66次) SB314A・B(21~73次) SB1207(59次) SB1208(59次) SB1513A・B(70次) SB1798(85次) SB1927(89次)	・南北側柱建物 ・中央部中央に配置 ・南北方向に10~16m間隔で列をなし、東西2列が並列する建物群を構成 ・SB1207・1208はほぼ同位置建て替え ・SB314、SB1513は建て替えあり
	B-2類	3間	6間以上	一辺1.9~2.0mの方形	直径33~42cm	N2° W	SB1922(89次) SB1923(89次) SB1924(89次)	・B-1類似するが、梁間3間となる ・中央部南東に集中 ・SB1922火災により焼失 ・SB1922~1923は同位置建て替え
C類	B-3類	2間	3間	直径1.2~2.0mの椭円形	不明	N6° W	SB316(21~73次)	・B-1類似するが、建物方向、建物規模が異なる
	C-1類	2間	5~6間	直径0.5~1.5mの円形・橢円形	直径20~30cm	N0°~4° E	SB313(21次) SB1449+1450(66次) SB1451+1512(66~70次) SB1625(73~111次)	・中央部中央に配置 ・総柱建物の並行構造 ・B類より建物規模小さい ・北側東西建物列と南側暗渠建物列が組み合って逆L字形の建物群を構成
	C-2類	2間	4間	一辺1.0~1.5mの橢丸方形	直径27~30cm	N3° W	SB1925(89次)	・C-1類似するが、総柱建物であるが、建物方位・掘り方形状が若干異なる
D類	1~2間	1~2間	直径0.2~0.9mの円形	直径20cm	N2°~5° W	SB315(21次) SB318(21~70次) SB1448(66次) SB1452(66次)	・C類よりもさらに建物規模小さい ・側柱建物 ・規則性なし	B類よりは新しい
分類不明	不明	不明				SB1926(89次) SB1928(89次)	・詳細不明	9C代

表86 南西部掘立柱建物跡分類

類型	構造	位置	建物方位	該当遺構	備考	時期
A類	側柱建物	城内区画施設内	N7°~15° E	SB2065(96次)、SB2454(108次) SB2545(112次)	城内区画施設と方位が一致	9C②~9C④
			N4° W	SB2140(99次)		
C類	総柱建物	城内区画施設外	N15° W、N14° E	SB2141(99次)、SB2584(116次)	9C②~9C④か	9C④以降
			N19° E	SB2064(96次)		

塀跡で、III類は柱列塀跡、IV類は材木列塀跡である。これらのI~IV類はほぼ同位置において作り変えが行われている。V類はI~IV類と若干異なる位置に設けられ、大溝(V-1類)、材木塀跡(V-2類)、柱列跡(V-3類)がある。I~IV類は同位置での建て替えであるため、I・II類、III・IV類の識別ができるない遺構もある。また、V-2類とV-3類には切り合い関係から新旧二時期がある。

遺構の切り合い関係でみると、I類築地塀跡→II類補修された築地塀跡→III類材木塀跡(柱列塀)→IV類材木塀跡(材木列塀跡)→V類(大溝・材木塀跡・柱列跡)と変遷している。また、出土遺物の年代でみると、I類は8世紀第2四半期、II類は8世紀後半、III・IV類は8世紀第4四半期~9世紀第1四半期以降である。V-1類(大溝)は10世紀第3四半期、V-2類(材木塀跡)は10世紀第2~3四半期で

表87 外郭区画施設分類

位置	類型	構造	該当遺構	時期
外郭線を構成する位置	I類 築地塀	【1類に付随する遺構】 SX295築渠排水溝(19次) SX2301性格不明遺構(105次A)	SF177B(14次)、SF290B(19次)、SF2239(102次) SF2300A(105次A)、SF2352A(106次C)	SF981(52次) SF1816(86次) SF2312(105次D) SF2315(105次E)
				8C②
	II類 改修された築地塀	SF177A(14次)、SF290A(19次)、SF2238(102次) SF2300B(105次A)、SF2352B(106次C) SF2369(106次B)、SF2624(117次C-2)		SF2583(116次) 8C後半
	III類 材木塀(柱列塀)	SD292(19次)、SA974B(52次)、SA1818(86次) SA1992(92A次)、SA2236(102次)、SA2237(102次) SA2299(105次A)、SA2311(105次D)、SA2314(105次E) SA2368(106次E)	SD176(14次)	SD176(14次) 【III・IV類に付随する遺構】 SA2358柱列跡(106次D)
外郭線と異なる位置	IV類 材木塀(材木列塀)	SD293(19次)、SA974A(52次)、SA1817(86次) SA2235(102次)、SA2298(105次A)、SA2310(105次D) SA2313(105次E)、SA2367(106次E)、SA2580(116次)		8C④～9C ①以降
	V-1類 大溝	SD976(52次)		10C③
	V-2類 材木塀	古 SA2307(105次B)、SA2577A(115次)	SD294B(19次)、SA975B(52次)、SA2277(104次)、SA2279(104次)	10C②～③
		新 SD294A(19次)、SA975A(52次)、SA2276(104次)、SA2278(104次) SA2306(105次B)、SA2577B(115次)		
	V-3類 柱列	古 SA2275(104次)		8C②以降
		新 SA2274(104次)		(10C中葉か)

あり、おおよそ 10 世紀中葉といえるだろう。V-3 類(柱列跡)は検出層位・出土遺物が不明な点が多く、8 世紀第2 四半期以降としか言えないが、配置等から考えて V-2 類と同様に 10 世紀中葉の可能性が高い。

外郭区画施設の変遷については、外郭東門付近の 54 次調査の所見があり(秋田市教委 1991・2014、伊藤武士 2006)、I～V 期の変遷が指摘されている(表 1)。それによれば、I 期(築地塀跡・瓦葺き)→II 期(築地塀跡・非瓦葺き)→III 期(材木塀跡・柱列塀)→IV 期(材木塀跡・材木列塀)→V 期(大溝)と考えられている。また、それぞれの実年代は、54 次調査の SG1031 土取り穴から出土した紀年名資料や出土土器により、外郭 I 期は天平 5 年(733)秋田出羽柵創建期から 8 世紀前半、外郭 II 期は天平宝字年間の「秋田城」改修期にあたる 8 世紀後半、III 期は 8 世紀末・9 世紀初頭～世紀第3 四半期、IV 期は元慶 2 年(878)の復興期にあたる 9 世紀第4 四半期～10 世紀第1 四半期、VI 期は 10 世紀中葉前後、である。

焼山地区で発見された I～V 類の外郭区画施設は、上記の外郭区画施設の時期区分および各遺構の特徴は一致しているものと考えられる。すなわち、焼山地区外郭区画施設 I 類=外郭 I 期、II 類=外郭 II 期、III 類=外郭 III 期、IV 類=外郭 IV 期、V 類=外郭 V 期となり、SG1031 土取り穴から導かれた実年代と焼山地区の外郭区画施設の推定年代は整合的である。

(6) 中央部区画施設・溝跡(表 88・89)

中央部区画施設は、中央部中央に配置される A 類、中央部南東に配置される B 類の二種類がある。A 類の SA1453 は、中央部掘立柱建物跡 C-1 類の SB1449+1450 と方位・配置が類似する。検出層位・出土遺物からは、A 類は 8 世紀第2 四半期以降、B 類は 9 世紀第4 四半期以降と考えられるが、A 類の SA1453 が中央部掘立柱建物跡 C-1 類に伴うとすれば、年代は 8 世紀第4 四半期～9 世紀第1 四半期以降と考えられる。

中央部溝跡は、配置により中央部中央に配置される A 類、中央部南東に配置される B・C 類の三種類に分けられる。さらに A 類は二種類に細分され、A-1 類の SD1458 は中央部掘立柱建物跡 B-1 類 SB1207 に平行し、これに伴うと考えられる。A-2 類は中央部掘立柱建物跡に方位が類似するが、どの類型に伴

表88 中央部区画施設分類

類型	構造	方位	位置等	該当遺構	備考	時期
A類	柱列跡	N3° E	中央部 中央	SA1453(66次)	中央部掘立柱建物跡C-1類 SB1449+1450と方位・配置類似	8C②以降 (8C④～9C①以降か)
B類	柱列跡・ 材木列跡	N2～7° E	中央部 南東	SA1929(89次)、SA1930(89次) SA1931(89次)、SA1933(89次)		9C④以降

表89 中央部溝跡分類

配置等	類型	方位	特徴	該当遺構	時期
中央部 中央	A	A-1類	N2° W	中央部掘立柱建物跡B-1類SB1207に平行	SD1458(66次) 8C②以降 (8C後半か)
		A-2類	N4～9° W、 N5° E	中央部掘立柱建物跡に方位類似	SD1459(66次)、SD1460(66次) SD1518(70次)、SD1630(73次) 8C②以降
中央部 南東	B類	N12° E	中央部区画施設B類に方位類似	SD1935(89次) 8C④～9C① 以降(9C④ 以降か)	8C④～9C① 以降(9C④ 以降か)

表90 南西部区画施設分類

構造	類型	方位	配置等	該当遺構	時期
材木列跡	A類	N7～16° E	方形区画Aを構成	SA1801(85次)、SA1803(85次)、SA2066(96次) SA2151(99次)、SA2152(99次)、SA2153(99次)	9C②～9C④
	B類	N5～16° E	方形区画内の小区画	SA1802(85次)、SA2147(99次)、SA2148(99次) SA2149(99次)、SA2150(99次)、SA2154(99次)	
柱列跡	C類	N3～13° E	A-B類と方位がおおむね 一致	SA1799(85次)、SA2067(96次)、SA2145(99次)	9C③前後
	D類	一定せず		SA2144(99次)、SA2146(99次)、SA2455(108次) SA2536(112次)	9C④～10C①

表91 南西部溝跡分類

配置等	類型	方位・特徴	該当遺構	時期
城内区画 施設内	A類	N11° E 城内区画施設に方位 類似	SD1804(85次)	8C④～9C①以降 (9C②～④か)
	B類	一定せず	SD1805(85次)、SD2069A・B(96次)、SD2155(99次) SD2156(99次)、SD2456(108次)、SD2457(108次) SD2458(108次)、SD2498(108次)、SD2499(108次) SD2546(112次)	9C～10C代
城内区画 施設外	C類	一定せず	SD1820(86次)、SD1821(86次)、SD1822(86次)、 SD1823(86次)	9C～10C代

うかは不明な点が多い。中央部南東に配置されるB類は、中央部区画施設B類に方位が類似しており、中央部南東を区画する遺構の一つであると考えられる。検出層位と出土遺物からは、A類は8世紀第2四半期以降、B類は8世紀第4四半期～9世紀第1四半期以降、C類は9世紀第4四半期以降と考えられるが、A-1類のSD1458が中央部掘立柱建物跡B-1類に付随するとすれば、8世紀後半と考えられる。

(7) 南西部区画施設・溝跡（表90・91）

南西部区画施設は、遺構種別と配置からA～D類に分けられる。A・B類は材木列跡で、C・Dは柱列跡である。A類により焼山地区南西部の城内側の平坦地に、一辺60mの方形区画が構成される。このようなA類で構成される城内区画施設は、方位は北で7～16°東に振れる。このA類が構成する城内区画施設は、V章で「方形区画A」と呼称した（図70）。また、B類はA類に伴う形で配置され、南北39m、東西45mの小区画を構成し、これを「方形区画B」と呼称した。C類はA・B類と方位が類似するものであり、区画施設内を分割するためのものと考えられる。検出層位と出土遺物の年代から、A・B類は9世紀第2～4四半期、C類は9世紀第3四半期前後、D類は9世紀第4四半期～10世紀第1四半期である。

南西部溝跡は、こうした城内区画施設の内外や方位によりA～C類に分類される。A・B類は城内区

表92 道路遺構分類

位置	分類	道路遺構	北側側溝	南側側溝	道路整地溝	道路幅	新旧関係	対応する外郭西門	時期	備考
城外 西大路	A類	SX2332 (106次A)	SD2321 (106次)	SD2322A・B (106次A)	SX2334 (106次A)	11.9～ 12.0m	B類 より 古い	SB1991(Ⅰ期) SB1990(Ⅱ期)	8C代 奈良期	92次・ 106次A・ 106次B・ 109次 関連
		SX2349 (106次B)	SD2339 (106次)			12mか				
		SX2511 (109次)	SD2510 (109次)			10.5m 以上				
	B類	SX2331 (106次A)	SD2320A・B (106次A)	SD1994 (92次A)	SX2333 (106次A)	8.7～ 9.0m	A類 より 新しい	SB1989(Ⅲ期) SB1988(Ⅳ期)	8C④以降 平安期	111次 関連
		SX2509 (109次)	SD2507 (109次)			8.0m				
	C類	SX2575 (114次)				不明	二時期 ありカ	-	8C～9C①カ	114次 関連
城内 西大路	D類	SX2628 (111次)	SD2532 (111次)			8m 以上	E類 より 古い	-	8C代 奈良期	111次 関連
	E類	SX2521 (111次)		SD2523 (111次)		9～10m	D類 より 新しい	-	9C④以降 平安期	
	F類	SX2627 (104次)		SD2241 (102次)	SD2280～ 2285(104次)	5m 以上		-	9C後半 以降 平安期	102次・ 104次 関連

画施設内、C類は城内区画施設外に配置される。A類は城内区画施設に方位が類似する。検出層位と遺物の年代から、A類は8世紀第4四半期～9世紀第1四半期以降、B・C類は9～10世紀代である。A類が城内区画施設に伴うものとすれば、9世紀第2四半期～第4四半期の可能性がある。

(8) 道路遺構（表92）

道路関連遺構は、A～F類に分類される。A～C類は外郭西門よりも西側の城外西大路、D～F類は外郭西門より東側の城内西大路である。D～F類の城内西大路は、近世土取り穴により大きく削平を受けており、道路幅等不明な点が多いが、道路硬化面が一部遺存しており、道路遺構の存在は確認される。

城外西大路では、A類は道路幅12m前後で8世紀代の奈良期のもの、B類は道路幅約9m前後で、8世紀第4四半期以降の平安期のものと考えられる。C類は道路側溝が検出されていないため、道路幅は不明であるが、8世紀代～9世紀第1四半期のものと考えられる。城内西大路では、D類は道路幅8m以上で8世紀代、E類は道路幅9～10mで9世紀第4四半期以降の平安期、F類は道路幅5m以上で9世紀後半以降の平安期、と考えられる。

(9) 壑穴建物跡・壃穴状遺構（表93）

壃穴建物跡は、配置および方位等によりA～H類に分類される。中央部に配置されたものがA類で、南西部に配置されるものはB～G類、北西部に配置されるものがH類である。A類は方位によりさらに3つに分類され、方位が真北中心のものをA-1類、西に振れるものをA-2類、東に振れるものをA-3類とした。南西部のB～G類は、城内区画施設内に配置されるものはB～D類、区画施設外に配置されるものは、E・F類である。城内区画施設内に配置されるB～D類は、方位が東に振れるものがB類、西に振れるものがC類、真北のものがD類である。区画施設外に配置されるE・F類は、方位が東に振れるものをE類、真北のものをF類とした。これ以外に、区画施設の城内外に配置されるが、小型や不整形の一群のG類がある。

検出層位・出土遺物の年代から、A類は8世紀後半～9世紀前半、特に8世紀第4四半期～9世紀第1四半期のものが多い。B類は9世紀第2～4四半期、D類は9世紀第4四半期～10世紀第2四半期、C

表93 壓穴建物跡分類

位置	分類	方位	形状	該当遺構	時期	備考
中央部	A類	A-1類 (N5°W~N9°E)	方形	S1003(4次), S103(21次), S106(21次) S1307(21次), S1210(59次), S1456(66次) S1457(66次), S1626(73次), S1627(73次) S1628(73次), S1937(69次), S12526(111次) S12527(111次), S12528(111次), S12529(111次)	8C後半~ 9C前半 (8C④)~ 9C①(中心)	S103は 中央建物 C-1類 より古い
		A-2類 (N10~24°W)	方形	S1309(21次), S1311(21次), S1312(21次) S1516(70次), S1517(70次), S1629(73次)	8C④~9C①	
		A-3類 (N10~23°E)	方形	S1304(21次), S1305(21次), S1308(21次) S1310(21次)	8C後半~9C①	S103は 中央建物 C-1類より 古い
南西部	区画施設内	B類 (N9~14°E)	方形	S1207(96次), S1215(99次), S1246(108次)	9C②~④	床面に炉跡 鉄滓
		C類 (N5~30°W)	円形・ 方形	S12547(112次), S12548(112次), S12549(112次)	8C④~9C② (9C②)か	床面に炉跡 鉄滓出土
		D類 真北	方形・ 不整方形 ・楕円形	S12459(108次), S12460(108次), S12461(108次) S12462(108次), S12537(112次)	9C④~10C②	鉄製品 鉄滓出土
区画施設外	E類 (N12~19°E)	東振れ (N12~19°E)	方形	S11806(85次), S11807(85次), S11824(86次) S11825(86次), S11826(86次), S11827(86次) S12073(96次)	8C④~9C④	
	F類 (真北~N10°E)	真北	方形	S12070(96次), S12071(96次), S12586(116次), S12587(116次), S12588(116次), S12589(116次)	9C④~10C②	
区画施設内外	G類 (N7~15°)	東振れ (N7~15°)	小型・ 不整形 他	S12550(112次), S12585(116次), S12598(116次)	8C後半	
北西部	H類			S12343(106次B), S12578(115次) S12579(115次), S12623(117次C-2) S12625(117次C-2)	8C代	

類は8世紀第4四半期~9世紀第2四半期(9世紀第2四半期が中心)、E類は8世紀第4四半期~9世紀第4四半期、F類は9世紀第4四半期~10世紀第2四半期、G類は8世紀後半、H類は8世紀代と推定される。なお、C類は出土遺物から年代が推定できるS12547が示すように9世紀第2四半期の可能性が高い。

A類は中央部掘立柱建物群と配置が重複するが、S103(A-1類)→S1313(C-1類)、S1314A+B(B-1類)→S1307(A-1類)という新旧関係がある。このような切り合い関係と出土遺物の年代から、したがって、A類堅穴建物跡は、中央部掘立柱建物跡B類からC類へ転換する8世紀第4四半期~9世紀第1四半期頃に集中すると考えられる。

南西部堅穴建物跡を出土遺物の年代から整理すると、大まかにG類→B・C・E類→D・F類という変遷となる。こうした南西部堅穴建物跡は、B・E類は方位が東に振れるものであるが、これは城内区画施設の方位と一致している。そして、城内区画施設が廃絶する9世紀第4四半期以降は、真北方向の堅穴建物跡D・F類に変遷すると考えられる。また、B・C類は床面に炉跡があり鉄滓が出土し、D類からは鉄製品や鉄滓が出土する。これらについては、鉄生産に関わる遺構であると推定される。

(10) 燃土遺構(表94)

南西部で検出された燃土遺構は、城内区画施設との位置関係と形状で、A~C類に分類される。城内区画施設内に配置されるものがA・B類で、区画施設外に配置されるものが、C類である。A類は長軸2m以上の大型で、楕円形ないし楕円形を呈するものである。A類はさらに方位により細分され、A-1類は城内区画施設と同様に東に軸が振れるもので、A-2類は軸が西に振れるものである。A-1類は城内区画施設内の北半に配置され、A-2類は城内区画施設内の南半に配置される。B・C類は直径2m未満の小型で円形もしくは楕円形を呈するものである。

検出層位・出土遺物からA-1類は9世紀第2~4四半期、A-2類は9世紀第2~3四半期が機能している時期であると考えられる。B類とC類は9世紀第2~4四半期と考えられる。以上、南西部で検出され

表94 焼土遺構分類

位置	形状	分類	方位	遺構名	時期	備考
城内 区画施設 内	大型 (長軸2m以上) 瓢箪形・楕円形	A類	東振れ N8°～36° E	SX2169(99次), SX2490(108次)	8C④～9C①～	鉄滓、 フイゴ
			城内区画 施設と方位 類似	SX2491(108次), SX2492(108次), SX2493(108次)	10C① (中心は9C② ～9C④か)	羽口、 鉄製品、金 床石出土
	小型 (直径2m未満) 円形・楕円形	B類	西振れ N10°～19° W	SX2494(108次), SX2495(108次), SX2496(108次)	8C④～9C③ (中心は9C② ～③か)	
				SX2497(108次)	SX2543(112次), SX2551(112次), SX2552(112次)	8C④～9C③ (中心は9C② ～③か)
城内 区画施設 外	小型 (直径2m未満) 円形・楕円形	C類		SX2553(112次), SX2554(112次), SX2555(112次)	9C②～④	
				SX2557(112次)	SX1839(86次), SX1840(86次), SX1841(86次)	9C②～④
				SX2083(96次), SX2592(116次), SX2593(116次)		
				SX2594(116次), SX2595(116次), SX2596(116次)		
				SX2597(116次)		

表95 城内区画施設内土坑分類

形状	分類	方位	遺構名	時期	備考
大型 (長軸2m以上) 楕円形	A類	東振れ N19°～41° E	SX2468(108次), SK2479(108次)	8C④～9C①以降 (9C②～④か)	
		A-2 西振れ N16°～45° W	SK2161(99次), SK2162(99次), SK2540(112次) SK2541(112次)	9C④以降か	鉄製品 出土 (SK2540)
小型 (直径2m未満) 円形・楕円形	B類		SK2464(108次), SK2465(108次), SK2469～2478(108次), SK2480～2489(108次) SK2533(112次), SK2534(112次), SK2535(112次) SK2538(112次), SK2539(112次)	8C④～10C②	フイゴ羽口 出土 (SK2471)

た焼土遺構は、おおむねどの類型においても、9世紀第2～4四半期に機能していたと考えられる。

焼土遺構内からは鉄滓、フイゴ羽口、金床石など、鉄生産に関わる遺物が出土している。また、焼土遺構周辺の遺構外からは、砥石や斧、鎌、銀先、鐵鏃、刀子等の鉄製品が出土している。

(11) 城内区画施設内土坑（表95）

南西部の城内区画施設からは焼土遺構の他に、明確な焼土、炭化物、カマド状部分を伴わない土坑が検出されている。これらは、長軸2m以上で楕円形を呈するA類と直径2m未満の円形ないし楕円形のB類がある。A類は長軸が東に振れるA-1類と、西に振れるA-2類に細分される。A-1類は城内区画施設と方位が類似し、区画施設内の北半、A-2類は区画施設内の南半に配置されている。

これらの土坑は、検出層位・出土遺物から、A-1類が8世紀第4四半期～9世紀第1四半期以降、A-2類が9世紀第4四半期以降、B類は8世紀第4四半期～10世紀第2四半期と年代幅がある。城内区画施設と同時期に存在するのが確実なのは、A-1類であると考えられる。

A-2類から鉄製品、B類からフイゴ羽口が出土し、先の焼土遺構同様に、鉄生産に関わる遺構であると考えられる。

(12) 焼山地区遺構時期区分（表96～98、図164～170）

以上のように、検出層位および出土遺物の年代から把握された各遺構の年代を類型ごとに全体を整理すると表96のように整理される。全体として焼山地区の時期区分は、大きくI～VI期の6時期の変遷がある。ただし、VI期については、VIA期とVIB期の二つに細分した。この時期区分は、基本的には政府時期区分と一致し、外郭時期区分とも整合的である。政府および外郭区画施設の時期区分を参考に年代を整理すると、次の通りとなる。

焼山Ⅰ期：8世紀第2四半期からで、秋田出羽柵創建期（天平5年、733年）。政庁Ⅰ期、外郭Ⅰ期に相当。

焼山Ⅱ期：8世紀第3四半期からで、天平宝字年間の「秋田城」改修期。政庁Ⅱ期、外郭Ⅱ期に相当。

焼山Ⅲ期：8世紀末・9世紀初頭からで、秋田城全体改修期。政庁Ⅲ期、外郭Ⅲ期に相当。

焼山Ⅳ期：9世紀第2四半期からで、天長7年(830)大地震後の復興期。政庁ⅣA・B期、外郭Ⅲ期に相当。

焼山Ⅴ期：9世紀第4四半期からで、元慶の乱（878）後の復興期。政庁Ⅴ期、外郭Ⅳ期に相当。

焼山Ⅵ期：10世紀第1四半期後半から10世紀中葉で、秋田城最終末期。この時期を二時期に分け、前半の10世紀第1四半期後半から10世紀第2四半期頃をVIA期、後半の10世紀第2四半期頃から10世紀第3四半期である10世紀中葉前後をVIB期とする。政庁Ⅵ期および外郭Ⅳ期後半とV期に相当。焼山VIB期は、外郭Ⅴ期と一致する。

このような焼山時期区分ごとに遺構名を整理したものが表97・98、図164～170である。こうした変遷を踏まえ、次項以降は各主要遺構と相互に連動する遺構をそれぞれ検討し、その特徴と変遷を捉えた後に、焼山地区全体の変遷をまとめたい。

2 外郭西門跡について（図171・表99）

外郭西門は、梁間（東西）2間×桁行（南北）3間の南北棟掘立柱建物で、八脚門形態を基本とし、桁行中央の柱間が南北両側の一間よりもやや広いことから、棟通りに三間一戸の扉を有する構造と考えられ、南北棟の建物門に対し、東西方向に道路が通る構造である。

はじめに、外郭西門の変遷上の画期について検討したい（図171）。外郭西門Ⅰ期から梁間が6mを越え、桁行中央に扉を有する構造と考えられる。外郭西門で最も小さいものはIV期のSB1988で、最も大きいものはⅢ期である。変遷上では、Ⅲ期とV期に前段階より特に大型化する。外郭西門は建物プラン（平面形）でみると、桁行に対して梁間の幅が広いという特徴がある。梁間／桁行の指数をみると、Ⅰ期 SB1991（0.556）→Ⅱ期 SB1990（0.635）→Ⅲ期 SB1989（0.760）→Ⅳ期 SB1988（0.786）→Ⅴ期 SB1987（0.813）→Ⅵ期 SB1986（0.947）と変化している（表99）。こうした平面形からみると、外郭西門Ⅲ期とV期、VI期に梁間が広くなり、建物横幅が広くなっている変化が捉えられる。したがって、外郭西門はⅢ期、V期、VI期に大きな変化がみられ、先に述べたように、この画期は政庁の画期と対応すると考えられる。

次に、このような外郭西門をその他の外郭施設の門と比較する（表99）。現在までのところ、外郭東門が54次調査で、外郭南門が101次調査で発見されており（秋田市教委1990・2013）、外郭北門は未検出である。外郭西門は全期を通じて外郭東門よりも大規模で、特に外郭西門Ⅲ期（SB1989）は、Ⅰ期の外郭南門よりも大きく、同時期の外郭東門よりも2倍程度大きい。8世紀末から9世紀初めの秋田城の大改修の時期に相当する政庁Ⅲ期に外郭西門の役割が特に大きくなったとみることができる。外郭西門の梁間／桁行の比率をみるとⅠ期は0.556、Ⅱ期は0.635で梁間に對し桁行が相対的に長く細長い形態をしているのに対し、Ⅲ期以降は0.76～0.947となり、桁行に對し梁間が相対的に長く、建物横幅が広い形態となる。外郭南門と東門の梁間／桁行の比率は、外郭南門（政庁Ⅰ期）が0.537、外郭東門（政庁Ⅲ～V期）が0.643であり、外郭西門のⅠ・Ⅱ期はこれらに類似しているが、外郭西門Ⅲ期以降は明らかにこれらと異なっている。このように桁行に對し梁間が相対的に長い外郭西門Ⅲ期以降は、重層門になる可能性が高く、Ⅲ期以降の外郭西門の特異性を指摘できる。また、焼山地区は、史跡秋田城内でも最も標高の高い場所で、外郭西門は日本海に向かって北西部に張り出す舌状台地上にある。このような場所に立地する外郭西門は、海側から見ても目立つ存在であり、外郭西門Ⅲ期以降が重層門であった場合、ランドマークとなっていたんだろう。

外郭南門および外郭東門が同位置で同規模の建て替えが行われているのに対し、外郭西門は建物位置が各

表96 焼山地区遺構時期区分

焼山地区時期区分	8世紀 第2四半期～	8世紀 第3四半期～	8世紀末・ 9世紀初～	9世紀 第2四半期～	9世紀 第4四半期～	10世紀第1四半期後半～中葉	
	I期	II期	III期	IV期	V期	VIA期	VIB期
外郭西門・外郭区画施設	外郭西門	I期	II期	III期	IV期	V期	VI期
	外郭区画施設	I類 築地盤	II類 改修築地盤	III類 材木塀(柱列塀)		IV類 材木塀(材木列塀)	V類 大溝他
	槽状建物			古段階		新段階	
	道路遺構 (城外西大路)	A類 (道路幅12m) C類		B類 (道路幅9m)			
	道路遺構 (城内西大路)	D類			E類	F類	
中央部	中央部掘立柱建物	A類 総柱	B類 側柱	C類 總柱		D類 小規模	
	中央部区画施設			A類		B類	
	中央部溝	A-1類		A-2類?		B類・C類	
	堅穴建物 (中央部)			A類			
	南西部区画施設				A・B・C類	D類	
南西部	南西部溝				A類		
	南西部掘立柱建物				B・C類		
	堅穴建物 (区画施設内)				A・C類	B・D類	
	堅穴建物 (区画施設外)		G類		B類(東偏)		
	燒土遺構				C類(西偏)	D類(真北)	
土坑	(区画施設内)		G類	E類			
					A-1(東偏) A-2(西偏) B・C類		
					A-1類(東偏)		
						A-2類(西偏)	
					B類		

政庁時期区分	8世紀 第2四半期～	8世紀 第3四半期～	8世紀末・ 9世紀初～	9世紀 第2四半期～	9世紀 第4四半期～	10世紀第1四半期後半～中葉	
	I期	II期	III期	IV期	V期	VI期	
備考	秋田出羽幡 創建期	天平宝字年間 「秋田城」 改修期	第III期全体 大改修期	天長7年(830) 大地震後 復興期	元慶の乱で焼失	最終末期	
外郭時期区分	8世紀 第2四半期～	8世紀 第3四半期～	8世紀末・9世紀初～		9世紀第4四半期～		10世紀 中葉
	I期	II期	III期		IV期		V期

表97 燃山地区時期区分別遺構一覧(1)

燃山時期区分	I期	II期	III期	IV期	V期	VIA期	VIB期
外郭西門	SB1991	SB1990	SB1989	SB1988	SB1987	SB1986	
外郭西門・外郭区画施設	外郭 区画 施設	【I類】 SF177B SF290B SF2239 SF2300A SF2352A SF2352B SF2369 SF2624	【II類】 SF177A SF290A SF2238 SF2300B SF2368	【III類】 SD292, SA974B, SA1818 SA1992, SA2236, SA2237 SA2299, SA2311, SA2314	【IV類】 SD293, SA974A, SA1817 SA2235, SA2298, SA2310 SA2313, SA2367, SA2580	【V類】 SA975A・B SA2276 SA2277 SA2278 SA2279 SA2306 SA2307 SA2577A・B 【V-3類】	【V-1類】 SD976 【V-2類】 SD294A・B SA975A・B SA2276 SA2277 SA2278 SA2279 SA2306 SA2307 SA2577A・B 【V-3類】 SA2274 SA2275
		SF981, SF1816, SF2312 SF2315, SF2583			SD176		
	櫛状建物			【古段階】 SB291B, SB973B, SB2357	【新段階】 SB291A, SB973A, SB2356		
					SB178		
道路遺構 (城外西 大路)	A類 SX2332, SX2349, SX2511 C類 SX2575		B類 SX2331, SX2509				
道路遺構 (城内西 大路)	D類 SX2628		E類 SX2521				
			F類 SX2627				
中央部 掘立柱 建物	A類 SB1209 SB022, SB023 SB314A・B SB1207 SB1208 SB1513A・B SB1798 SB1927 B-2類 SB1922 SB1923 SB1924 B-3類 SB316	【B-1類】 SB313 SB1449+1450 SB1451+1512 SB1625 【C-2類】 SB1925	【C-1類】 SB313 SB1449+1450 SB1451+1512 SB1625 【C-2類】 SB1925				
				【D類】 SB315, SB318, SB1448, SB1452			
中央部 区画施設					【B類】 SA1929 SA1930 SA1931 SA1933		
中央部 溝跡		A-1類 SD1458			【B類】 SD1935 【C類】 SD1934, SD193		
		A-2類 SD1459, SD1460, SD1518, SD1630					
堅穴建物 (中央部)		【A-1類】 S1003, S1303 S1306, S1307 S11210, S11456 S11457, S11626 S11627, S11628 S11937, S12526 S12527, S12528 S12529 【A-2類】 S1309, S1311 S1312, S11516 S11517, S11629 【A-3類】 S1304, S1305 S1308, S1310					

表98 燃山地区時期区分別遺構一覧(2)

燃山時期区分	I期	II期	III期	IV期	V期	VI A期	VI B期
南西部 区画施設				<p>【A類】 SA1801, SA1803, SA2066 SA2151, SA2152, SA2153</p> <p>【B類】 SA1802, SA2147, SA2148 SA2149, SA2150, SA2154</p> <p>【C類】 SA1799, SA2067, SA2145</p>			
					【D類】 SA2144, SA2146, SA2455, SA2536		
南西部溝				<p>【A類】 SD1804</p> <p>【B類】 SD1805, SD2069A・B, SD2155, SD2156, SD2456, SD2457, SD2458 SD2498, SD2499, SD2546</p> <p>【C類】 SD1820, SD1821, SD1822, SD1823</p>			
南西部 掘立柱建物				<p>【A類】 SB2065, SB2454, SB2545</p> <p>【C類】 SB2141, SB2584</p>			
					【B類】 SB2140 【D類】 SB2064		
南 西 部 堅穴建物 (区画施設内)				<p>【B類】 SI2072, SI2157, SI2463</p> <p>【C類】 SI2547 SI2548 SI2549</p>			
					【D類】 SI2459, SI2460, SI2461, SI2462 SI2537		
堅穴建物 (区画施設外)	<p>【G類】 SI2550 SI2585 SX2598</p>		<p>【E類】 SI1806, SI1807, SI1824, SI1825, SI1826 SI1827, SI2073</p>				
					【F類】 SI2070, SI2071, SI2586 SI2587, SI2588, SI2589		
焼土造構				<p>【A-1類】 SX2169, SX2490, SX2491 SX2492, SX2493, SX2494 SX2495, SX2496, SX2497</p> <p>【A-2類】 SX2543, SX2551, SX2552 SX2553, SX2554, SX2555 SX2557</p> <p>【B類】 SX2165, SX2166, SX2167 SX2168, SX2170, SX2171 SX2542, SX2544</p> <p>【C類】 SX1839, SX1840, SX1841 SX2083, SX2592, SX2593 SX2594, SX2595, SX2596 SX2597</p>			
土坑 (区画施設内)				<p>【A-1類】 SK2468, SK2479</p>			
					【A-2類】 SK2161, SK2162, SK2540, SK2541		
			<p>【B類】 SK2464, SK2465, SK2469～2478, SK2480～2489, SK2533, SK2534 SK2535, SK2538, SK2539</p>				

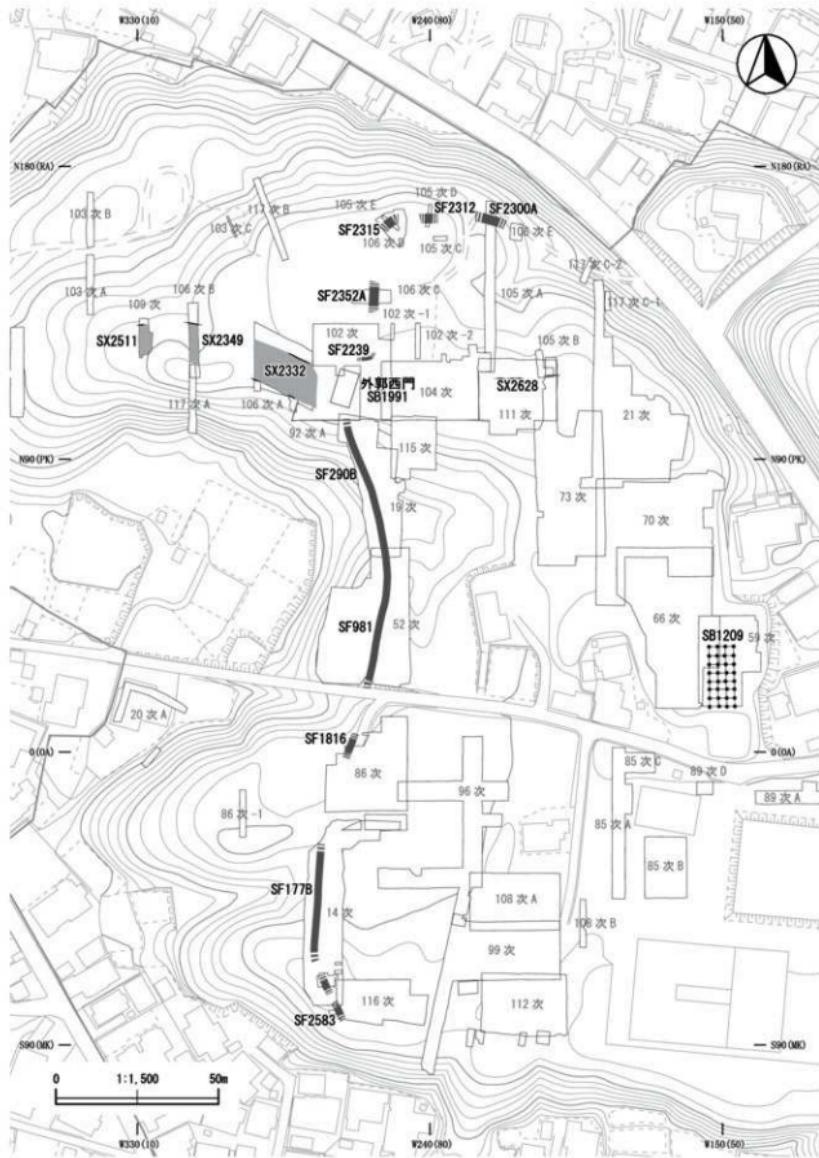


図 164 焼山 I 期主要遺構配置図

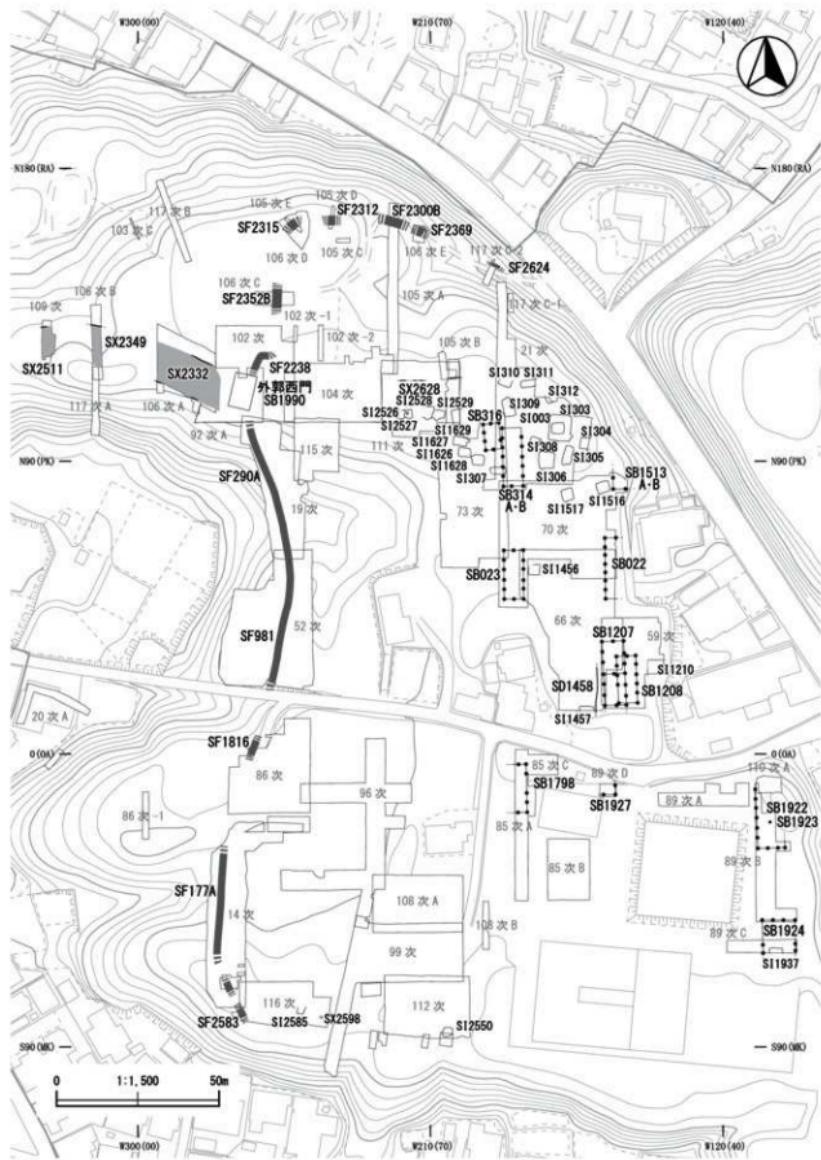


図 165 焼山Ⅱ期主要遺構配置図

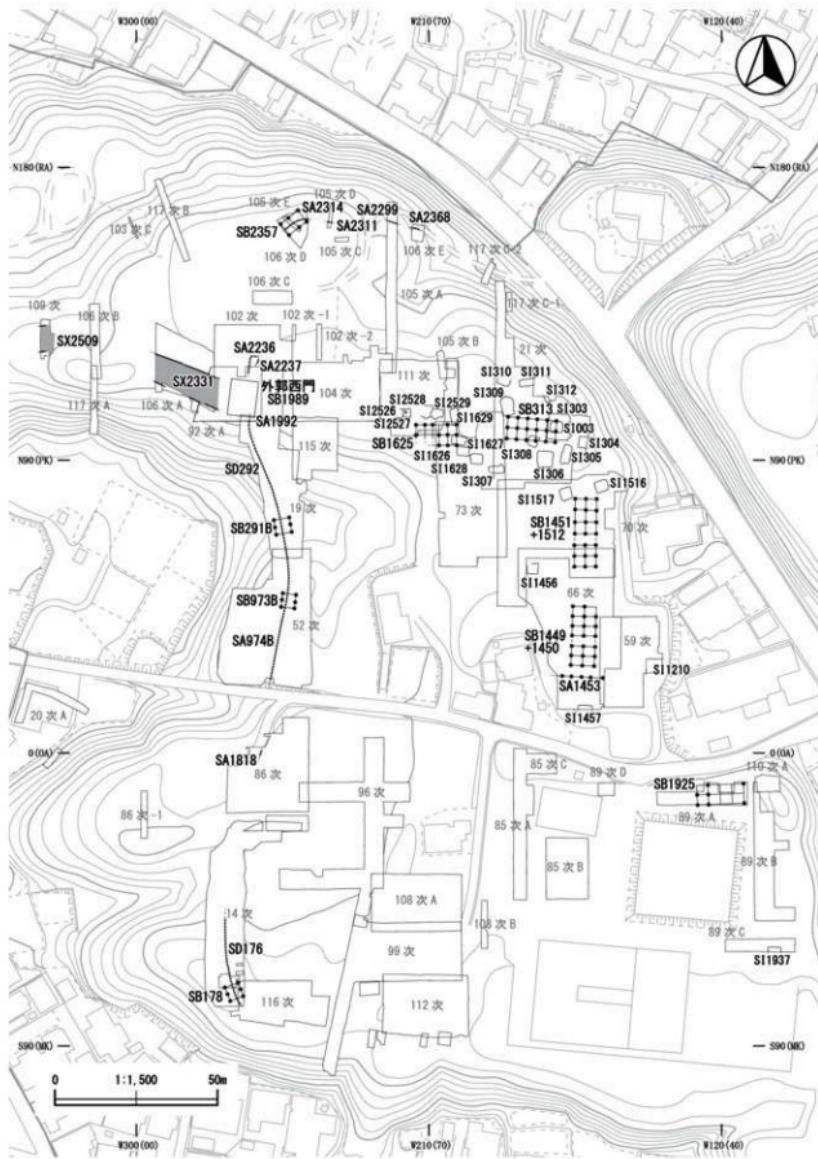


図 166 焼山III期主要遺構配置図

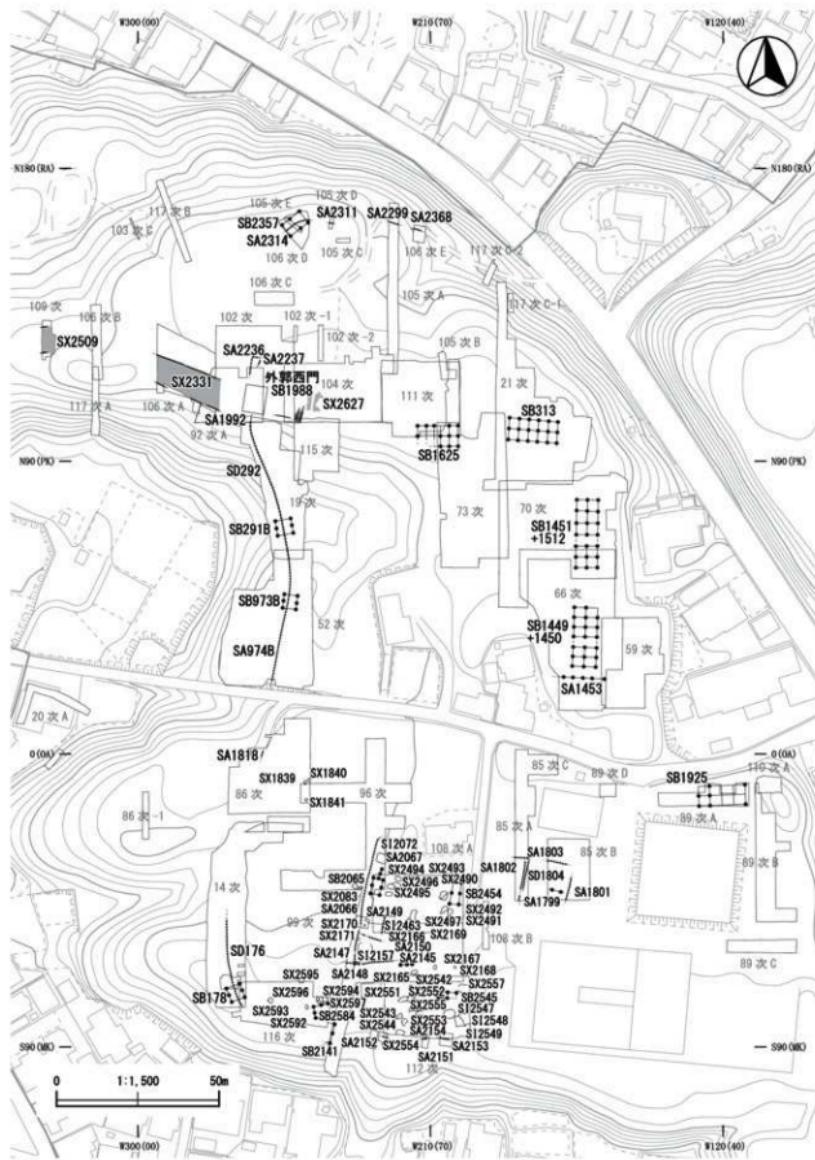


図 167 焼山IV期主要遺構配置図

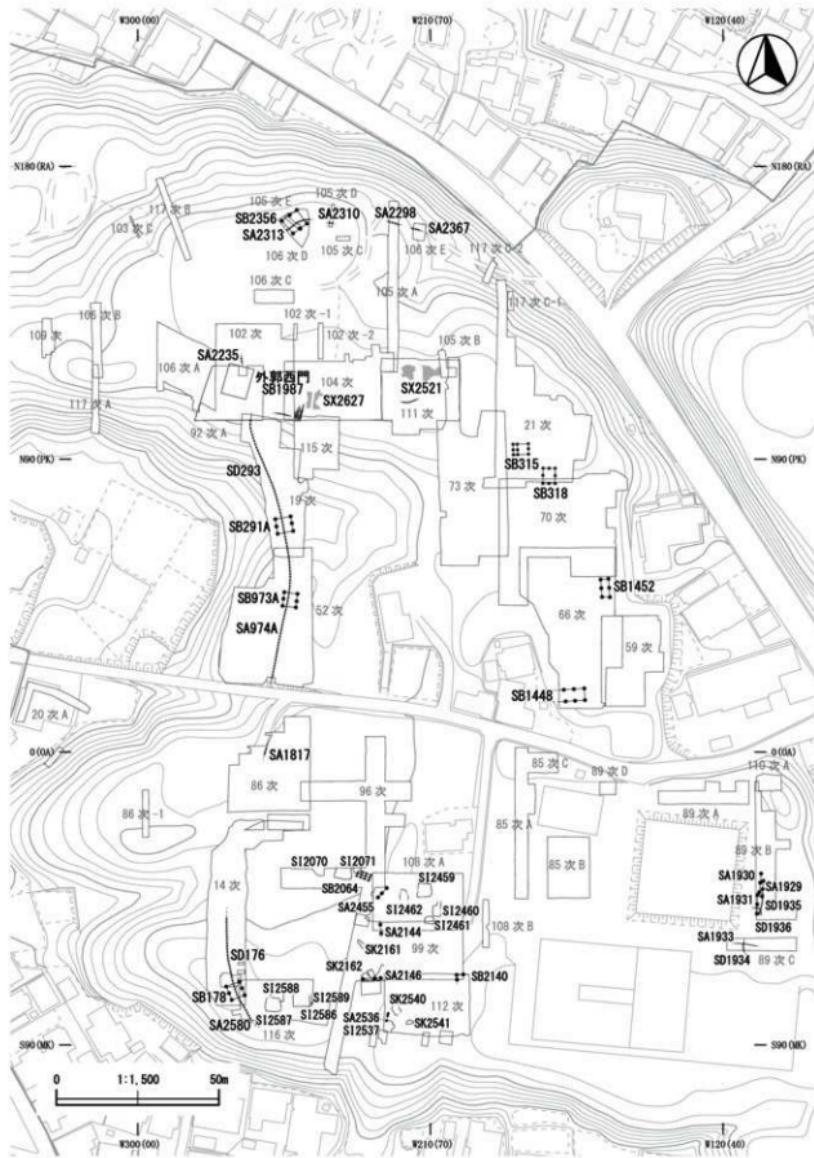


図 168 焼山V期主要遺構配置図

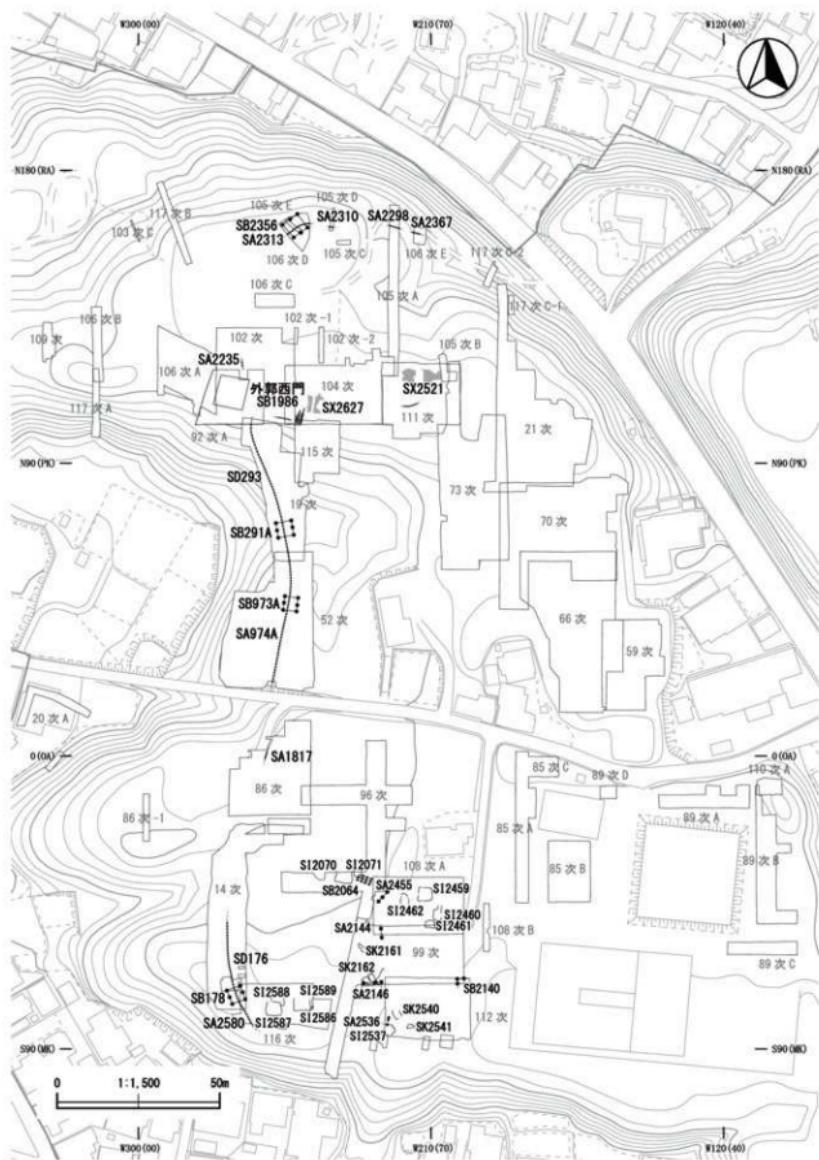


図 169 焼山VIA期主要遺構配置図

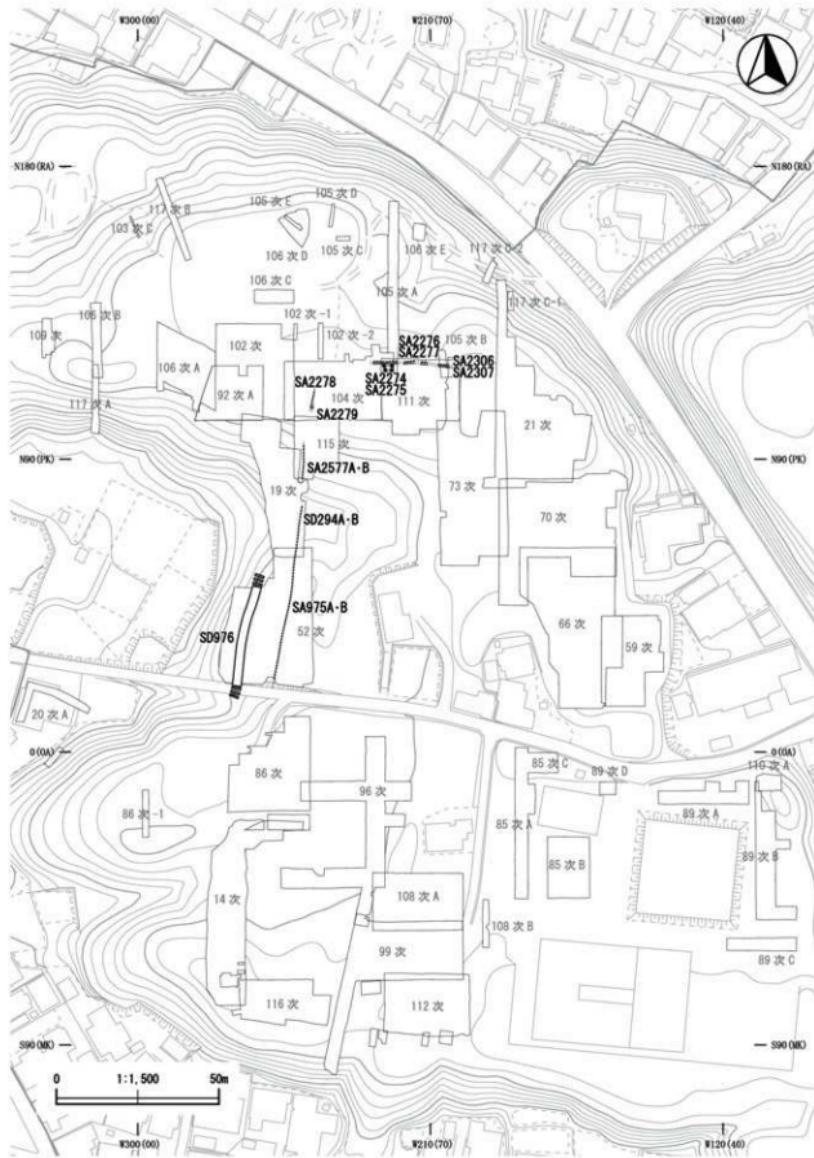


図 170 焼山VIB期主要遺構配置図

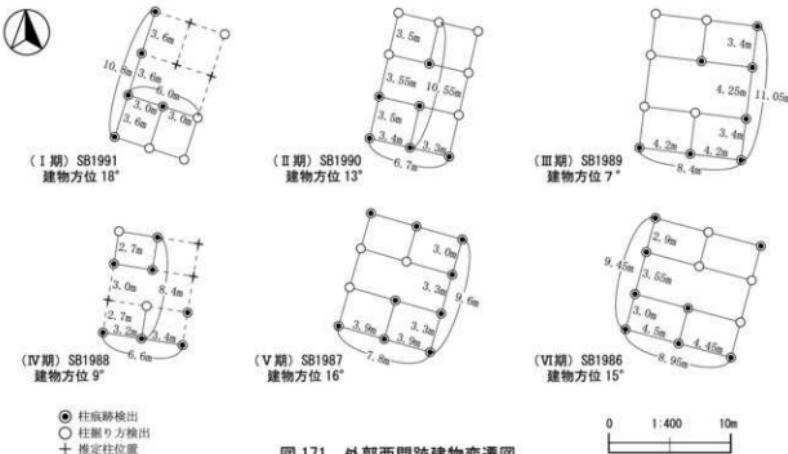


表99 外郭西門・南門・東門の比較
外郭西門

遺構No.	政庁・外郭時期との対応	規模	柱間隔	梁間×桁行	梁間／桁行
SB1991	政庁Ⅰ期	梁間(東西)2間 6.0m 桁行(南北)3間 10.8m	西から3.0m+3.0m 北から3.6m+3.6m+3.6m	64.80m ²	0.556
SB1990	政庁Ⅱ期	梁間(東西)2間 6.7m 桁行(南北)3間 10.55m	西から3.4m+3.3m 北から3.5m+3.55m+3.5m	70.69m ²	0.635
SB1989	政庁Ⅲ期	梁間(東西)2間 8.4m 桁行(南北)3間 11.05m	西から4.2m+4.2m 北から3.4m+4.25m+3.4m	92.82m ²	0.760
SB1988	政庁Ⅳ期	梁間(東西)2間 6.6m 桁行(南北)3間 8.4m	西から3.2m+3.4m 北から2.7m+3.0m+2.7m	55.44m ²	0.786
SB1987	政庁Ⅴ期	梁間(東西)2間 7.8m 桁行(南北)3間 9.6m	西から3.9m+3.9m 北から3.0m+3.3m+3.3m	74.88m ²	0.813
SB1986	政庁Ⅵ期	梁間(東西)2間 8.95m 桁行(南北)3間 9.45m	西から4.5m+4.45m 北から2.9m+3.55m+3.0m	84.58m ²	0.947

外郭南門

遺構No.	時期	規模	柱間隔	梁間×桁行	梁間／桁行
SB2216	政庁Ⅰ期 (外郭Ⅰ期)	梁間(南北)2間 6.6m 桁行(東西)3間 12.3m	西から3.3m+3.3m 西から3.9m+4.5m+3.9m	81.18m ²	0.537
SB2217	政庁Ⅱ期 (外郭Ⅱ期)	梁間(南北)2間 — 桁行(東西)3間 —	— —	—	—
SB2218	政庁Ⅲ期 (外郭Ⅲ期)	梁間(南北)2間 — 桁行(東西)3間 —	— —	—	—
SB2219	政庁Ⅳ期	梁間(南北)2間 — 桁行(東西)3間 —	— —	—	—
SB2220	政庁ⅣB期以降 (9世紀第3四半期以降)	梁間(南北)2間 — 桁行(東西)3間 —	— —	—	—

外郭東門

遺構No.	時期	規模	柱間隔	梁間×桁行	梁間／桁行
SB998B	政庁Ⅲ～Ⅳ期 (外郭Ⅲ期)	梁間(東西)2間 5.4m 桁行(南北)3間 8.4m	2.7m+2.7m 2.7m+3.0m+2.7m	45.36m ²	0.643
SB998A	政庁Ⅴ期 (外郭Ⅳ期)	梁間(東西)2間 5.4m 桁行(南北)3間 8.4m	2.7m+2.7m 2.7m+3.0m+2.7m	45.36m ²	0.643

時期により配置が異なり規模も変わる。外郭南門と外郭東門は建物配置に規格性があるのに対し、外郭西門は規格性が乏しく、何らかの機能面を優先させているといえるだろう。

以上のように、外郭西門を外郭南門・東門と比較すると、外郭西門の特異性が改めて認識できる。外郭西門は実用的機能を重視した門と考えられ、外郭西門の東側、政府西側の焼山地区中央部の掘立柱建物群の展開と密接に関連しているものと考えられる。

3 外郭区画施設と外郭西門の対応（図 172）

外郭西門と外郭区画施設の対応関係は、焼山Ⅰ期では外郭西門Ⅰ期（SB1991）と外郭区画施設Ⅰ類（築地塀跡）、焼山Ⅱ期では外郭西門Ⅱ期（SB1990）と外郭区画施設Ⅱ類（補修された築地塀）、焼山Ⅲ・Ⅳ期では外郭西門Ⅲ期（SB1989）・Ⅳ期（SB1988）と外郭区画施設Ⅲ類（材木塀跡・柱列塀）、焼山Ⅴ・VI期では外郭西門Ⅴ期（SB1987）・VI期（SB1986）と外郭区画施設Ⅳ類（材木塀跡・材木列塀）という対応関係となる。

外郭区画施設Ⅰ～Ⅳ類は、基本的に同位置で変遷しており、当初に設定された外郭線を踏襲し続ける（図 172-①～③）。焼山Ⅲ期以降の外郭区画施設Ⅲ・Ⅳ類の材木塀跡は、19 次・53 次調査の SD292・293、SA974A・B は築地塀跡の上部に布掘り溝が掘り込まれている様子が確認されている。また、102 次調査の SA2236 材木塀跡（焼山Ⅲ期）も SF2238 築地塀跡（焼山Ⅰ期）に接する布掘り溝が検出されなくなり、材木塀跡が築地塀跡の上部を駆け上るように配置されていたことが確認されている。

焼山Ⅲ～Ⅴ期には外郭西門から約 55m 北北東に SB2356・2357 檜状建物跡が、約 40m 南南東には SB291 A・B 檜状建物跡が材木塀跡を跨ぐような形で設置されている。また、焼山Ⅴ・VI期の外郭西門Ⅴ・VI期（SB1987・1986）は前段階の門よりも西側に配置されているが、外郭区画施設の取り付き部分もより西側に配置されていることが、102 次調査の SA2235 材木塀跡の検出によって明らかとなっている。

このような焼山Ⅰ～VI期の外郭線は外郭西門部分で西側に突出し、外郭線がクランク状に屈曲している。外郭西門の全時期が同じような外郭線をとるため、何らかの意図があると考えられるが、不明な点が多い。また、外郭西門北側からは外郭線が北側に約 50m 延びてから東側へ屈曲している。この外郭西門北東部の空闊地を城内側に取り込む意図についても検討を要するが、当該地は標高が焼山地区でも最も高い地点であり、北西方向の日本海が一望できる地点であるため、眺望空間の確保である可能性が考えられる。実際に、焼山Ⅲ～Ⅴ期の段階になると SB2356・2357 檜状建物跡が設置されている。

焼山VI期の外郭区画施設Ⅴ類の段階になると大きくプランが変更される（図 172-④）。この段階では外郭西門VI期（SB1986）は存在していない可能性が高く、材木塀跡は外郭西門が存在していた場所へ向かうのではなく、当初の外郭線より城内側（東側）に振れながら北上し、SB2356・2357 檜状建物跡付近の眺望空間を取り込むことなく、東へ直角に屈曲し東進する。焼山VI期の段階に城門があったかどうかは、近世土取り穴により削平を受けているため不明である。外郭区画施設V-1類の材木塀跡に平行し SD976 大溝が設置されている。不明な点が多いとされる秋田城最終末期の様相がわかる貴重な例である。

4 道路遺構について（図 173～177）

外郭西門西側の 106 次調査地 A 区の SX2331・2332 道路遺構は道路側溝が検出されているため、道路幅が明確であり、外郭西門との対応関係を把握することが可能である（図 173・174）。焼山Ⅰ・Ⅱ期では、外郭西門Ⅰ期（SB1991）・Ⅱ期（SB1990）はやや北側に位置しており、道路遺構 A 類（SX2332）の道路の取り付けと城門の配置は整合性がある。焼山Ⅲ期以降は、外郭西門Ⅲ期（SB1989）はやや南側に配置されているため、道路遺構 B 類（SX2331）の配置についても、整合的である。また、外郭西門Ⅳ期（SB1988）も外郭西門Ⅲ期と同様にやや南側に配置されるため、道路遺構 B 類（SX2331）を利用していたと考えられる。外郭西門

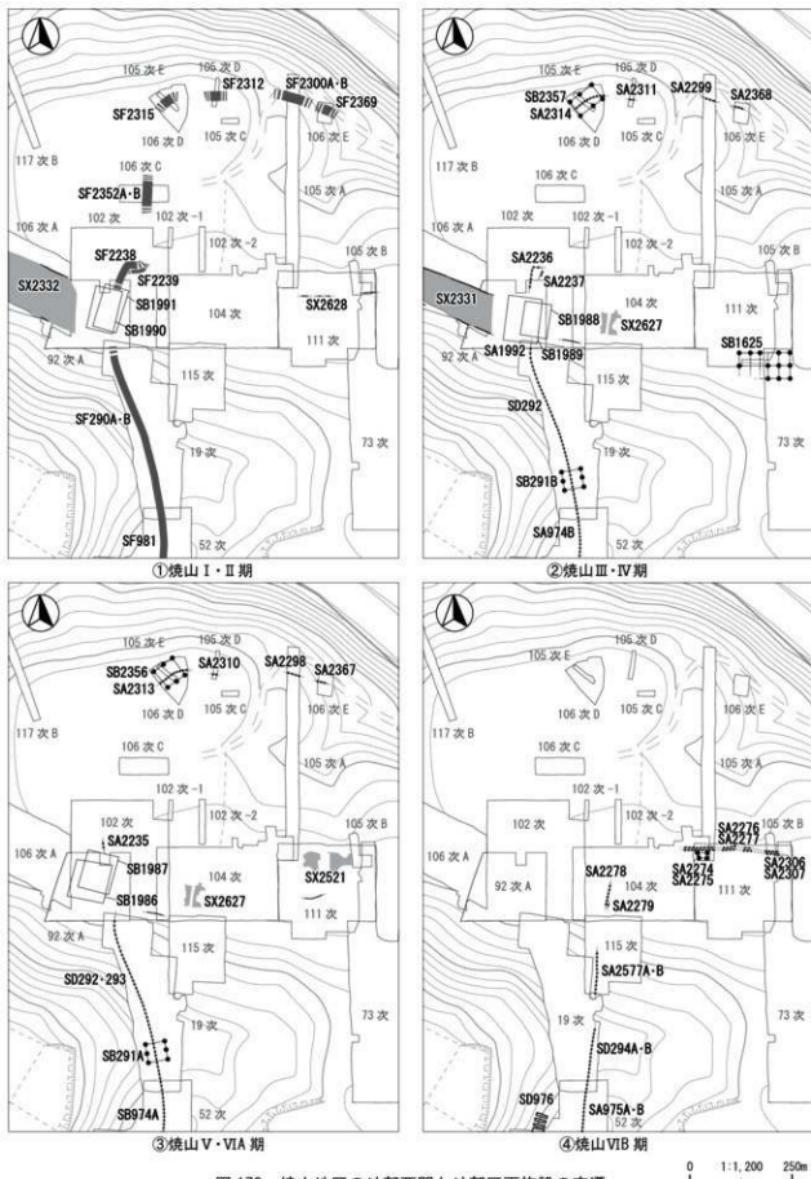


図 172 焼山地区の外郭西門と外郭区画施設の変遷

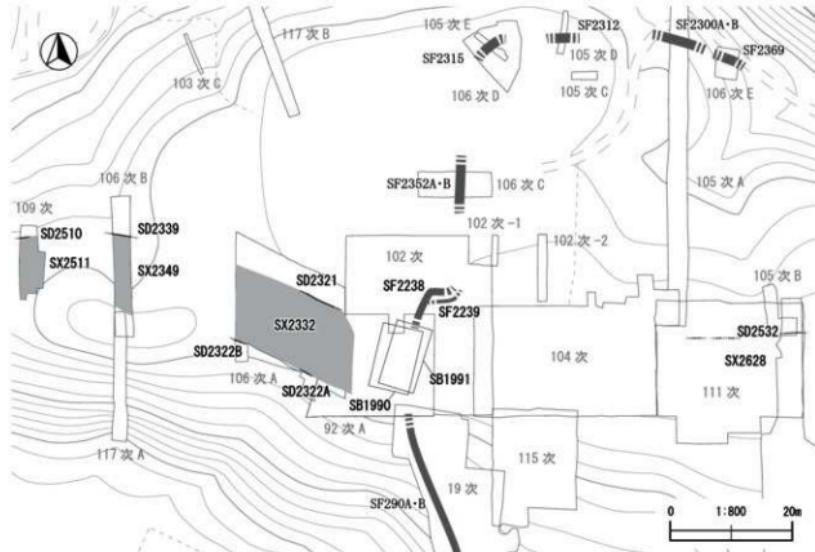


図 173 焼山 I・II 期道路遺構配置図

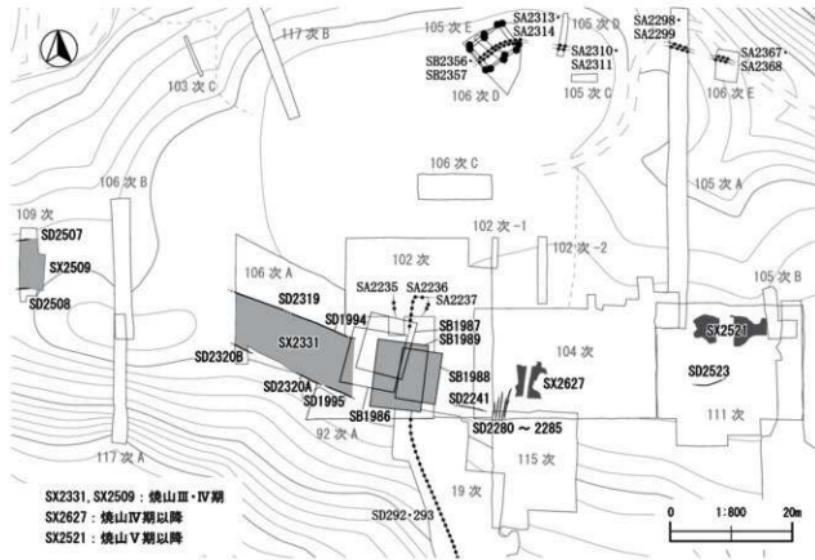


図 174 焼山Ⅲ期以降道路遺構配置図

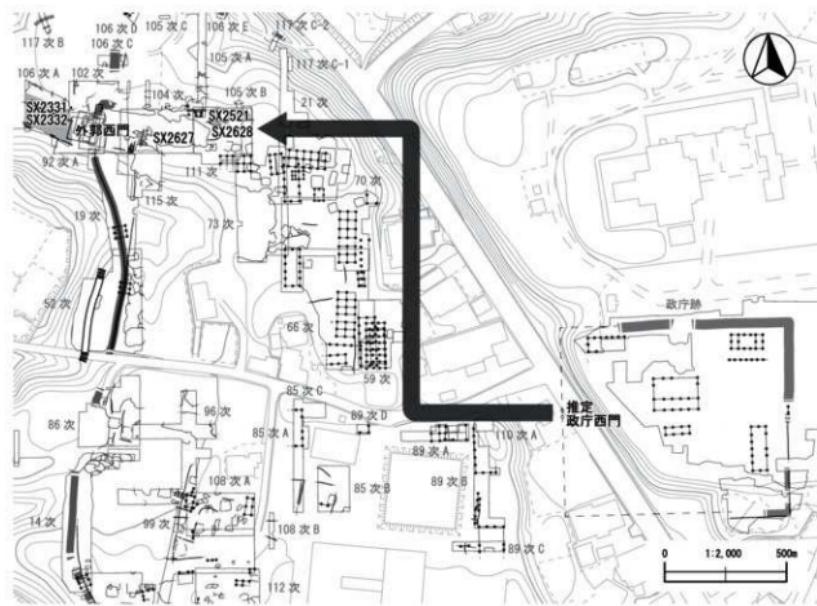


図 175 城内西大路の推定位置



図 176 後城遺跡 E 地区の遺構全体図（秋田市教委 1981b に加筆）

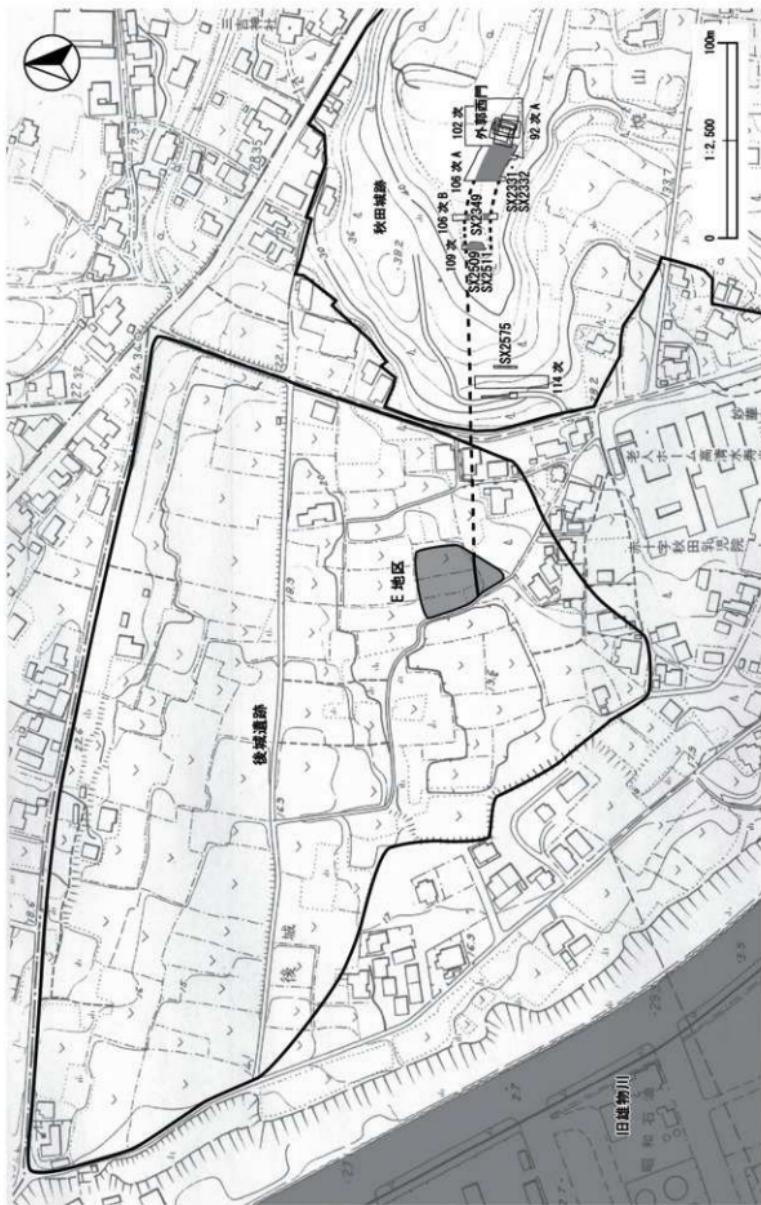


図 177 秋田城跡北西部の道路遺構と後城E地区の配置 (昭和48年作成都市計画図 1/2,500 より)

V期(SB1987)・VI期(SB1986)は配置が前段階と変わりやや北側に寄るため、この道路遺構B類(SX2331)が利用されていたとは考えにくい。

城外西大路においては道路側溝が検出されているため、道路幅が推定できる。焼山Ⅰ期・Ⅱ期(道路遺構A類)は道路幅が約12mで、焼山Ⅲ期以降(道路遺構B類)は道路幅が約9mである。奈良期は12m、平安期は9mであると言える。このような道路規格は、城内東大路でも確認されており、84次調査および107次調査では政庁時期区分と対応した6期の道路遺構の変遷を捉えることができており、政庁Ⅰ・Ⅱ期に相当する奈良期は道路幅約12m、政庁Ⅲ期以降の平安期は約9mとなっている(秋田市教委2005・2017)。このように道路幅は秋田城跡全城において一定の規格性があったと考えられる。

城内西大路については、近世土取り穴の影響を受け削平されているため、道路側溝の検出などが一部にとどまり不明な点が多いが、道路遺構D類(SX2628)は外郭西門Ⅰ期(SB1991)・Ⅱ期(SB1990)と対応し、道路遺構F類(SX2627)は外郭西門Ⅳ期(SB1988)、道路遺構E類(SX2521)は外郭西門Ⅴ期(SB1987)・VI期(SB1986)と対応すると考えられる。これらの城内西大路は、いずれも外郭西門から真東方向に延びると考えられる。政庁から外郭西門までの城内西大路は、外郭西門近辺でしか道路遺構は確認されず、不明な点が多いが、焼山地区の調査成果に基づき城内西大路を推定すると図175のようなるルートになると考えられる。政庁西門から直進すると中央部掘立柱建物跡が焼山Ⅰ期段階以後、継続して設置されるため、これらを迂回して、矢印のように北側に屈曲し北進した後に、さらに西に屈曲し外郭西門に至ると考えられる。後述するように、中央部掘立柱建物の配置は、この推定城内西大路に沿った形で配置されていると推定できる。しかし残念ながら、このような城内西大路の実態については、旧国道や宅地造成によって、地形が失われてしまっており、確認することはできない。

史跡秋田城跡の西側隣接地には後城遺跡があり、E地区において古代の遺構が発見されている(秋田市教委1981b、図176)。後城遺跡E地区は、秋田出羽柵創建期段階の8世紀第2四半期から存在し、8世紀代を中心とした集落遺跡である。遺構は、竪穴建物31軒、掘立柱建物1棟、溝状遺構4条が発見された。溝状遺構は底面に柱穴が認められ、柵列(材木列障)である可能性が指摘されている。中でも、SD193とSD194の溝状遺構は平行しており、これらの溝状遺構の間は2mであり、道路遺構の可能性がある。

城外西大路は、外郭西門から北西に進むが、109次調査地(SX2509・2511)まで至るとほぼ真西になりながらかな丘陵斜面を下ると考えられる(図177)。上述の後城遺跡とこれらの秋田城跡の城外西大路を地形図に落として比較すると、109次調査地(SX2509・2511)からほぼ真西に後城遺跡の道路遺構が位置する。後城遺跡より西側の道路遺構のルートは定かではないが、旧道や畠の地割をみると、後城遺跡内の北西方向に向かっている可能性がある。このように城外西大路は、西側隣接地の後城遺跡を通り、旧雄物川河口部へ通じる最短ルートであったと考えられる。城外西大路の全体的な形状をみると、外郭西門付近では地形に沿って北西北方向に延びるが、途中からほぼ真西になって史跡外まで延びていたと考えられ、直線的な道路であったと想定される。なお、114次調査検出のSX2575は側溝が確認されていないため、道路遺構そのものではなく、道路周辺の整地された硬化面である可能性が高い。

5 中央部掘立柱建物跡等について(図178~180)

焼山地区中央部には掘立柱建物跡群の他、柱列跡や溝跡が配置されている。以下、時期区分毎にこれらの組み合わせと配置を整理する(図178~180)。

焼山Ⅰ期: 中央部掘立柱建物跡A類が配置される(図178)。この時期に相当するものは南北棟建物のSB1209のみで、空間地帯が多い。SB1209の北側は地形が削平を受けていたため不明である。

焼山Ⅱ期：中央部掘立柱建物跡B類、中央部溝跡A-2類が配置される。12棟の掘立柱建物跡が展開し、焼山地区中央部の利用が活発になる（図179）。南北棟建物が3列に整然と立ち並ぶ。西側と中央の2列は、中央部掘立柱建物跡B-1類で、東側の1列は中央部掘立柱建物B-2類で構成されている。これらについて、西側を「B-1類西建物列」、中央を「B-1類東建物列」、東側を「B-2類建物列」と呼ぶ。B-1類西建物列は、北からSB314A・B、SB023、SB1798で構成される。B-1類東建物列は、北からSB1513A・B、SB022、SB1207、SB1208、SB1927で構成される。SB1207に平行してSD1458も配置される。B-2類建物列は、北からSB1922・1923、SB1924で構成される。また、B-1類西建物列の北西隅には建物方位が西に振れるSB316（B-3類）が配置されている。B-1類西建物列と東建物列は梁間2間の建物であるが、B-2類建物列は梁間3間の建物であり、性格が異なる可能性がある。また、B-1類の建物列は、東西対になる建物が配置されている。これらの焼山Ⅱ期建物群は、全体で南北160m以上、東西約90mの広範囲に展開している。B-1類建物列だけでみれば、南北約120m、東西約45mの範囲に広がっている。また、当該期の中央部掘立柱建物跡B類は同位置ないし近接地での建て替えが認められる。

焼山Ⅲ期以降：中央部掘立柱建物跡C類とD類、中央部区画施設A類が配置される（図180）。焼山Ⅴ期になると中央部南東に中央部区画施設B類と中央部溝跡B・C類が配置される。

中央部掘立柱建物跡C類の配置は、全体でみると、東西棟と南北棟によりランク状に配置されている。C-1類だけでみると逆L字型の配置となる。C-1類の柱振り方は焼山I・II期のA類・B類と比べ小さくなっているが、第V章第1節3項で言及したように、柱間間隔や建物方位から2棟の建物が連結する双倉構造の可能性がある。すなわち、SB1625とSB313は梁間2間×桁行2間の建物が2棟、SB1451+1512とSB1449+1450は梁間2間×桁行3間の建物が2棟連結した構造であると考えられる。この中央部掘立柱建物跡C-1類に付随し、SA1453が配置されている。これらC類の建物群は、全体で南北約120m、東西約100mに展開し、前段階のII期と同様に広範囲に配置されている。中央部掘立柱建物跡C-1類と中央部区画施設A類の範囲に限定すれば、南北80m、東西60mの範囲に広がっている。

一方、中央部掘立柱建物跡D類の配置は、C類よりも閑散として、建物規模も小さくなってしまい、計画的な配置関係が認められない。これらの中央部掘立柱建物跡C類とD類は、少なくとも焼山Ⅲ期以降としか言えず、C類とD類の新旧関係は不明であるが、C類の配置が前段階の焼山Ⅱ期のB類に近いことから、C類はB類に連続するものと考えられる。

その他、焼山Ⅴ期に確実なものとして、南東に中央部区画施設B類（SA1929～1933）、中央部溝跡B・C類（SD1934～1936）が配置される。

上述のような掘立柱建物跡の他に、焼山Ⅱ期からⅢ期にかけて北側に竪穴建物跡が配置されている。これらの竪穴建物跡は出土遺物の年代から、8世紀後半～9世紀初頭に限定される傾向があり、焼山Ⅱ期とⅢ期の転換期に集中すると考えられる。これらの竪穴建物については、配置からみて、掘立柱建物跡と同時期に併存していたとは考えにくいため、焼山Ⅱ期とⅢ期の造営や建て替えの一時的なものと考えられる。

6 中央部掘立柱建物跡の配置計画について（図181～184）

秋田城において、政府域および鶴ノ木地区は一定の配置計画が存在していたことが分かっている（秋田市教委2004・2008b）。政府ではI～VI期の全期を通じて、基本単位が約9m（1/12町）で各建物が配置されている。また、鶴ノ木地区の中央建物群は、I～II期は大きさは27m（1/4町）、小さくは9m（1/12町）、III期は27m（1/4町）、IV期は部分的に12m（1/9町）を基本単位として、各建物が配置されている。焼山地区的遺構

VII 総括

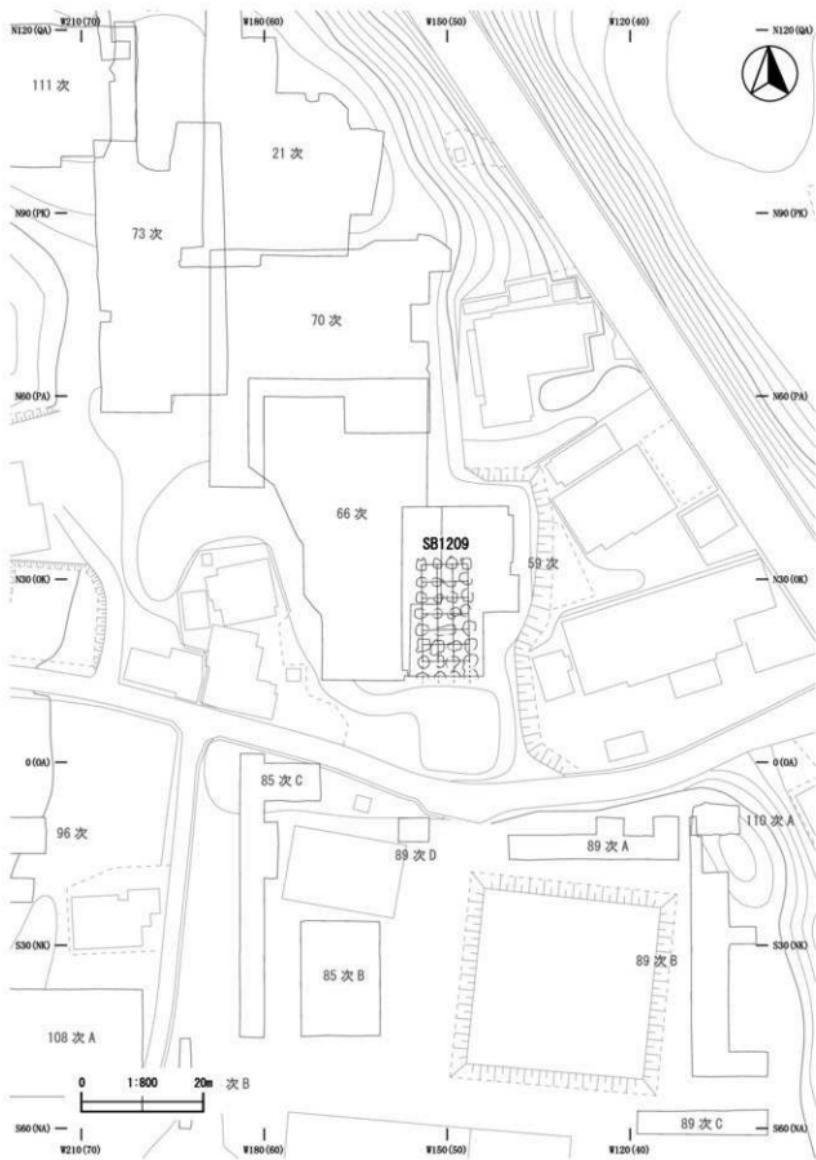


図 178 烧山 I 期中央部掘立柱建物跡 A類配置図

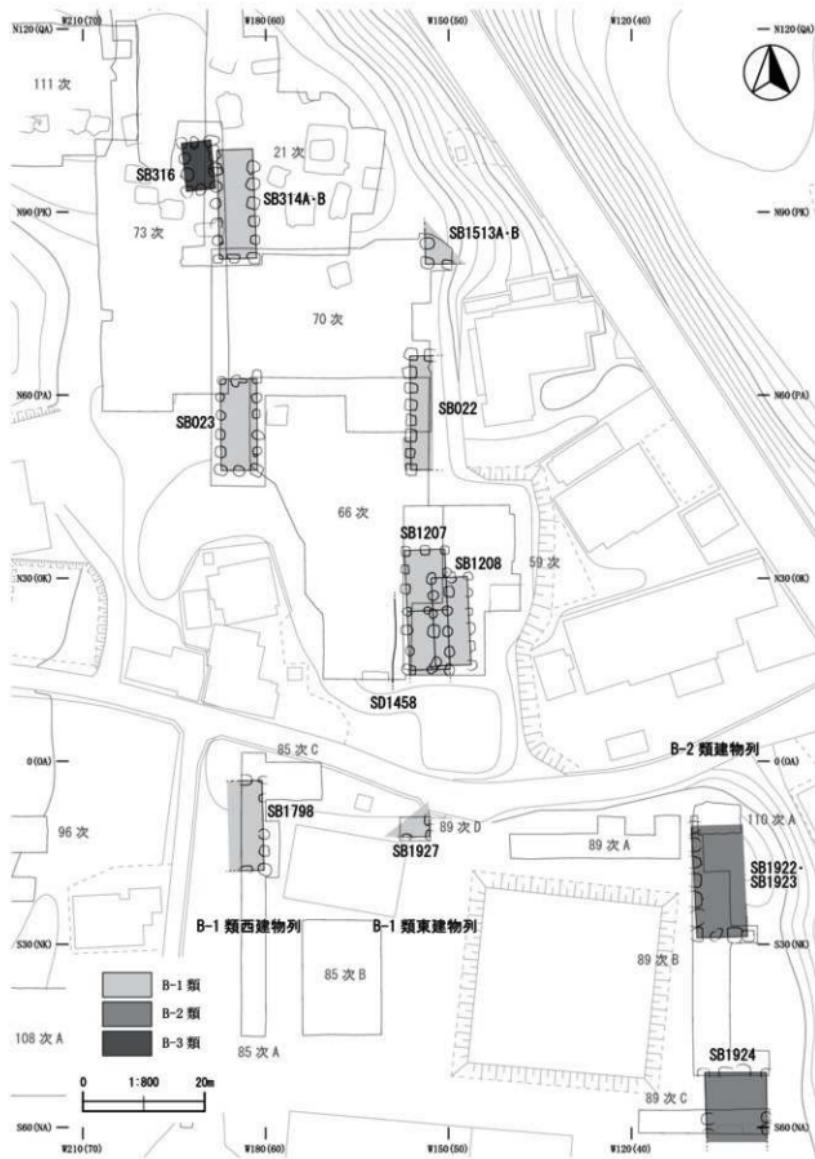


図 179 焼山Ⅱ期中央部掘立柱建物跡 B類配置図

VII 総括

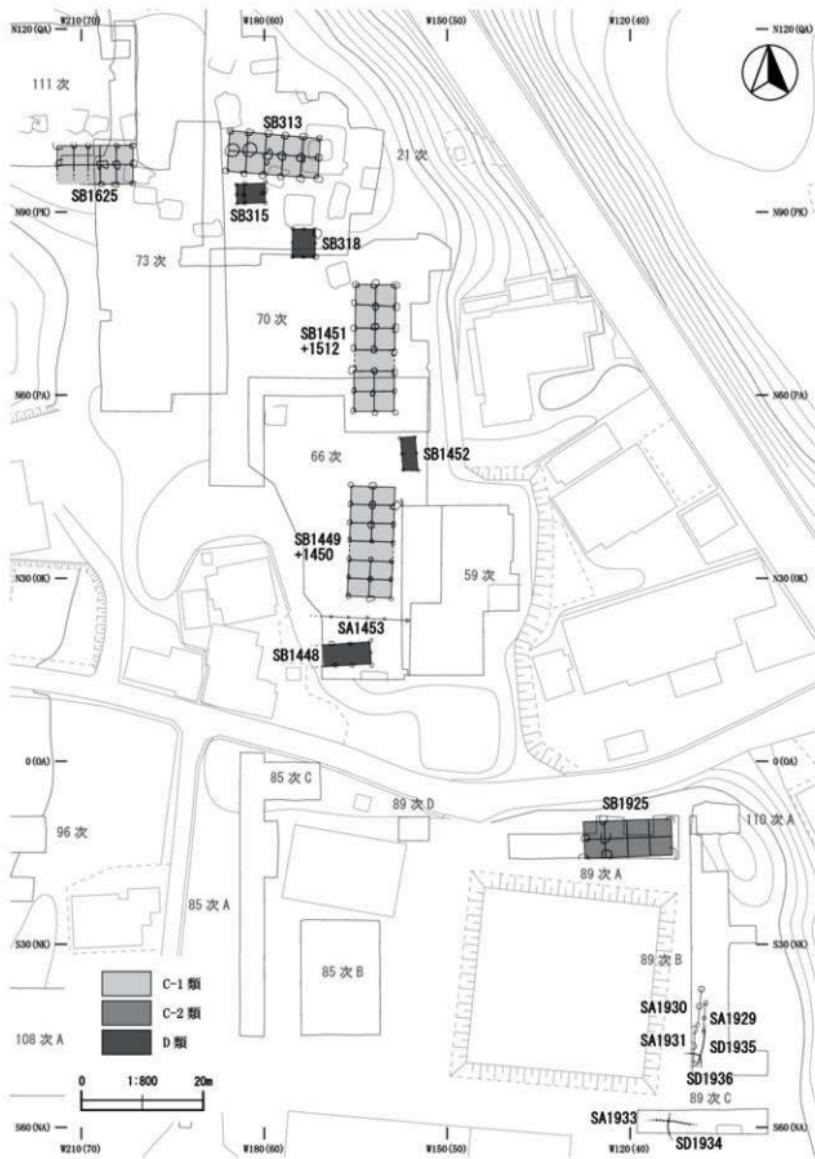


図 180 焼山Ⅲ期以降中央部掘立柱建物跡C類・D類配置図

群も一定の配置計画が存在すると考えられ、中央部掘立柱建物跡を中心に検討する。

政府の発掘調査成果から推定される政府計画基準線は、次のように求められる（秋田市教委 2004）。東西の政府計画基準線は、政府 I・II 期の正殿南側廻廊行柱筋である。これを「政府計画基準東西線」と呼ぶ。この政府計画基準東西線の延長線上に政府 I・II 期の政府東門（棟門）の北側柱芯が位置する。南北の政府計画基準線は、政府 I・II 期正殿南側廻廊行柱筋（全長 18m）の中心点から、桁行柱筋に直行する線で、正殿中軸線と一致する。これを「政府計画基準南北線」とする。これらの基準線は秋田城発掘調査座標に換算すると、東西はおおよそ S3 (-3) ライン、南北はおおよそ W27 (-27) ラインに相当するが、政府計画基準南北線は、真北ではなく、北で約 2° 西（西で約 2° 南）に振れる。このような政府計画基準線は政府 I～VI 期まで全期間がこれに則って計画配置されていると考えられているが、焼山地区の中央部掘立柱建物跡等も、大部分はこの政府計画基準線に基づき設計されている。ただし、焼山地区的配置は、政府計画基準線の東西と南北の交点の、東側の正殿南側廻廊行の柱位置（正殿南側廻廊行の東から 3 つ目の柱位置）が起点となっており、これを「基準点 A」と呼ぶ。こうした焼山地区建物群の配置計画を時期別にまとめると以下のような（図 181～184）。なお、図 181～184 には政府計画基準線と政府城の表示のため、政府 I・II 期の遺構を表示させておくが、焼山地区的各期の遺構が表示されている政府の各遺構と必ずしも併存しているわけではない。

焼山 I 期 中央部掘立柱建物跡 A 類（図 181）：検出された遺構は SB1209 と外郭西門 I 期（SB1991）のみである。SB1209 東側桁行柱筋は、焼山 II 期の SB1208 の東側桁行柱筋と一致しており、何らかの基準線となっている可能性が高い。SB1209 の東側桁行柱筋と政府計画基準の東西線との交点を基準点 B とする。また、外郭西門 I 期（SB1991）中央柱筋南端の柱位置から政府計画基準南北線に平行した線分が政府計画基準東西線と交わる点を基準点 C とする。そして、基準点 A から基準点 B の距離は 120m、基準点 B から基準点 C の距離が 120m、基準点 C から北に 120m の地点に外郭西門が位置しており、120m (400 尺、1 町 +1/9 町) 単位で中央部掘立柱建物跡と外郭西門を大まかに割り付けている。また、SB1209 の配置は、推定城内西大路の沿線に配置されていると考えられる。また、当該期で検出された建物は SB1209 のみだが、この北側には、地形が失われ確認できないが、同規模の掘立柱建物跡が存在した可能性は十分にある（註 1）。

以上のように、焼山 I 期では、SB1209 東側桁行柱筋と政府計画基準線の交点の基準点 B と 120m (400 尺、1 町 +1/9 町) の単位により、計画配置がなされていると考えられる。

焼山 II 期 中央部掘立柱建物跡 B 類（図 182）：I 期と同様に、SB1208 東側桁行柱筋と政府計画基準東西線の交点が基準点 B となる。外郭西門 II 期（SB1990）北西隅の柱位置から政府計画基準南北線と平行した線分が政府計画基準東西線と直交する点が基準点 C となる。基準点 A から B が 120m、基準点 B から C が 120m、基準点 C から北に 120m の地点に外郭西門 II 期が位置しており、大まかに 120m (400 尺 +1/9 町) 単位の割り付け方法は焼山 I 期と同様である。また、SB316 の北端から SB1798 南側梁行柱筋までは 120m (400 尺、1 町 +1/9 町) で、建物群の配置範囲に関する大まかな設計もある。さらに、SB314A・B の北側梁行柱筋から政府計画基準東西線まで 108m、基準点 C から SD1458 まで 108m と部分的に 108m (1 町) 単位の割り付けもある。このような観点からみれば、SD1458 は地区割りのための溝であろう。

B-1 類東西建物列について考察を加える。B-1 類東西建物は、古い段階と考えられる SB1208 は SB1513A・B の西側桁行柱筋が一致しており、当初はこの柱筋に合わせて建物を構築していたと考えられる。この段階で、梁間 6m × 術行 18m の建物を想定すると、SB022 の東側に建物 X が存在した可能性がある（註 2）。また、古段階の SB1513B はこの段階に併存していたと考えられる。このように建物配置を想定すると、建物 X、SB1513B は梁間 6m × 術行 15～18m の建物で、建物間は 15～18m 間隔で並んでいたと考えられる。その後、SB1208 は SB1207

に建て替えているが、SB1207 西側桁行柱筋と SB022 と SB1513A・B の西側桁行柱筋は一致せず、それぞれ 0.9m、3m とわずかにずれている。また、各建物の間隔も、SB1513A と SB022 間が 15m、SB022 と SB1207 間が 12m となる。一方で、B-1 類西列建物は東西の桁行柱筋が一致している。SB314A・B と SB023 の建物間隔は 18m であり、SB023 と SB1798 の建物間隔は約 51m 空いている。この未調査地に SB023 と SB1798 と同等の梁間 6m×桁行 15m の建物Yを想定すると、4 棟の建物間隔は 18m となり、きわめて規則的な配置がなされていることとなる。西列と東列建物の東西間隔 (SB1207 西側桁行柱筋から SB314A・B、SB023、SB1798 東側桁行柱筋の間) は 24m である。また、SB314A・B と SB1513、SB023 と SB022 の東西建物の南側梁行柱筋は一致している。また、SB1207 の南梁が検出されたところまでだとすれば、先の建物Yの南側梁行柱筋も一致することとなる。

このようなB-1 類の東西 2 列の建物群の配置規格の違いは、どのような意味があるだろうか。一つの解釈としては、東西の構築順序を示す可能性が考えられる。まず、基準点にもなっている古段階の SB1208 が I 期の規格性に基づき構築され、同じような規格で SB1513B と建物Xが構築された。その後、建物を増築する必要に迫られ、空閑地であった西列建物が一時期に一齊に建てられた。そして、西列建物に合わせるように東列建物の建て替えが行われたが、東列建物は古い段階の建物を再利用しながら構築したため、西列建物ほど規則的にはならなかつたのではないだろうか。また前述したように、B-1 類東列建物の東側に推定城内西大路が通っていたと考えられた。東列建物が先行して配置されていたと想定すると、城内西大路の沿線に最初に配置されたと考えられ、前段階の焼山I 期の A 類 (SB1209) の配置を踏襲していることになるので整合性がある。このように、B-1 類の建物配置については、政庁計画基準線に基づく基準点Bを基点として、3m (1/36 町) 単位により個々の建物配置が行われていると考えられるが、二時期の変遷を経ている可能性が考えられる。

次に B-2 類建物列について考察を加える。SB1922・1923 の東側桁行柱筋は推定政庁西辺 (推定政庁西門北側柱芯) から 27m、SB1924 東側桁行柱筋は政庁計画基準南北線 (正殿中軸線) から 72m の地点である。このような B-2 類建物列は、政庁城と配置基準が共通しており、政庁の基本単位である約 9m (1/12 町) で割り付けられている。こうした配置計画の観点からみても、B-1 類建物列と B-2 類建物列は、配置基準が異なっており、建物の配置目的が違っていた可能性が指摘できる。また、B-2 類は梁間 3 間で梁間 2 間の B-1 類と様式の違いや、B-2 類の SB1922 は火災で焼失している一方、火災痕跡が全くない B-1 類東西建物列との対比的相違は、こうした配置計画の違いと符号している。

以上のように、焼山II 期では I 期と同様に 120m (400 尺、1 町+1/9 町)、部分的に 108m (1 町) で大きく配置が割り付けられているが、B-1 類東西建物列は 3m (1/36 町) 単位で個々の建物を割り付け、B-2 類建物列は政庁と同様に 9m (1/12 町) を基本単位としているといえる。また、B-1 類東西建物列は配置計画からみて、新旧二時期あることが指摘できる。

焼山III 期以降 中央部掘立柱建物跡 C 類 (図 183) : 前段階の I・II 期で基準となっていた基準点Bから 120m 西の基準点Cは、外郭西門III 期 (SB1989) 中央柱列南端および外郭西門IV 期 (SB1988) の南西隅の柱位置から政庁計画基準南北線と平行した線分と政庁計画基準東西線との交点にあたる。また、基準点Cから北に 120m の地点に外郭西門III 期 (SB1989) が配置されている。また、SB313 北西隅の柱から SB1925 の南側桁行柱筋まで、真北方向の基準で 120m である。したがって、中央部掘立柱建物跡C 類と外郭西門の大まかな割り付けは前段階と同じように政庁計画基準線にしたがって、120m (400 尺、1 町+1/9 町) の単位で行われている。しかし、中央部掘立柱建物跡C-1 類の配置は、政庁計画基準線ではなく、真北方向の基準線に則っている。また、焼山I・II 期で用いられた基準点Bを起点とした配置関係はみられない。真北方向を基準線として、SB1625 西側梁行柱筋から SB1451+1512 および SB1449+1450 東側桁行柱筋までは 57m、建物間隔は SB1625

と SB313 の間が 15m、SB1625 南側桁行柱筋から SB1451+1512 北側梁行柱筋までが 15m、SB1451+1512 と SB1449+1450 の間が 12m、SB1449+1450 南側梁行柱筋から SA1453 の間が 3m となっており、3m (1/36 町) 単位で各棟が割り付けられている。また SB1625 北側桁行柱筋から SB1451+1512 北側梁行柱筋まで 21m、SB1451+1512 の桁行が 21m、SB1449+1450 北側梁行柱筋から SA1453 までが 21m となっており、21m 単位での規則的な配置が行われている。そしてこれらの C-1 類建物は逆 L 字状に配置される。これは焼山 I・II 期の A・B-1 類と同様に、推定城内西大路の沿線に建物を設置するという配置計画を踏襲するものと考えられる。

このように C-1 類は前段階の焼山 II 期とは配置計画の基準は異なるものの、建物配置の位置等に関しては前段階の A 類・B 類を踏襲していると言える。

一方、中央部掘立柱建物跡 C-2 類 (SB1925) は、桁行柱筋は政府計画基準東西線と平行しており、上述の C-1 類とは配置基準が異なり政府の計画配置に則っていると考えられる。SB1925 東側梁行柱筋は推定政府西門北側柱から 38m、政府計画基準線 (正殿中軸線) から 86m となっている。政府の基本単位である 9m (1/12 町) の割り付けにはなっていないものの、政府域の何らかの基準に則っていると考えられる。したがって、焼山 II 期の B-2 類と同様に、政府域に近い位置の C-2 類は C-1 類とは配置目的が異なっていた可能性が高い。この点についても前段階の B-2 類の配置を引き継いでいると考えられる。

これらの配置計画を検討した結果、中央部掘立柱建物跡の変遷は、焼山 II 期の B 類から焼山 III 期の C 類へ連続すると捉えることができるだろう。C 類の存続期間は不明であるが、長くとも焼山 IV 期までと考えられる。また、先の B 類は建て替えが行われており、配置計画の観点からみて新旧二時期あるため、B 類が焼山 III 期に部分的に食い込む可能性がある。

以上のように、III 期以降に位置づけられる中央部掘立柱建物跡 C 類は、大まかには 120m (400 尺、1 町+1/9 町) で割り付けられているが、C-1 類は、政府計画基準線ではなく、真北方向を基準線とし、3m (1/36 町)、部分的に 21m を単位として各棟が割り付けられている。一方、建物 C-2 類は政府計画基準線に則っており、C-1 類とは異なる基準で配置されている。また、中央部掘立柱建物跡 C 類は基本的に前段階の B 類の配置を踏襲するものであり、焼山 III 期以降、IV 期頃まで機能していたと考えられる。

焼山 III 期以降 中央部掘立柱建物跡 D 類 (図 184)：中央部掘立柱建物跡 D 類の配置は、不明な点が多い。上述のような 120m (400 尺、1 町+1/9 町) を基準とした割り付けや、建物規模や建物間の規則性などは見いだすことはできない。しかし、SB315、SB1448、SB1452 は政府計画基準線に則っており、SB318 は真北方向に基づき配置されている。先の C 類と D 類の新旧関係は不明であるが、D 類は A～C 類の配置とは全く異なっているため、A～C 類の廃絶後である焼山 V 期以降か、もしくは一部は A～C 類と併存する仮設的な建物となろうか。なお、外郭西門 V 期 (SB1987) に関してはこれまでと同様に政府計画基準線の規格に基づいている。すなわち、外郭西門 V 期 (SB1987) 中央柱列南端の柱位置から政府計画基準南北線に平行した線分が政府計画基準東西線と直交する点が基準点 C となっている。また、外郭西門 VI 期 (SB1986) の場合も中央柱列北端が基準点 C の位置にあたり、これまでの配置を踏襲している。したがって、外郭西門の配置は、一貫した基準の配置が存在していると言えるだろう。

以上、中央部掘立柱建物および外郭西門の各期・各類型の配置計画についてまとめると、中央部掘立柱建物跡 A～C 類および外郭西門の配置は、120m (400 尺、1 町+1/9 町) を基本単位として、大まかに割り付けられている。焼山 I・II 期の大部分の建物 (A 類・B-1・3 類) は、SB1209 および SB1208 の東側桁行柱筋と政府計画基準線の交点を基準として、3m (1/36 町) を基本単位として、個別に割り付けられている。一方、焼山 III 期以降の中央部掘立柱建物跡 C-1 類は、真北方向を基準としている。なお、政府域に近い部分にある

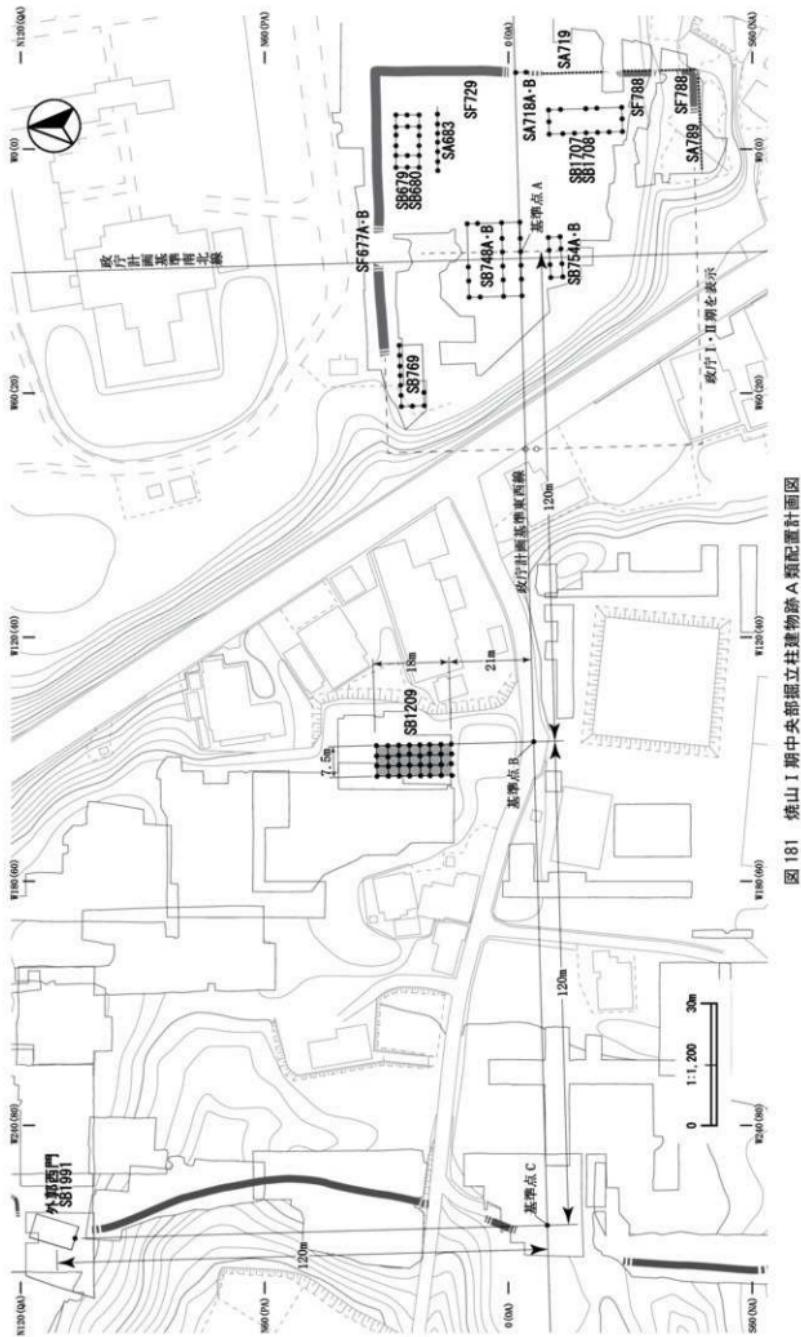


图 181 烽山 I 期中央部掘立柱建物跡 A 类配置计划图

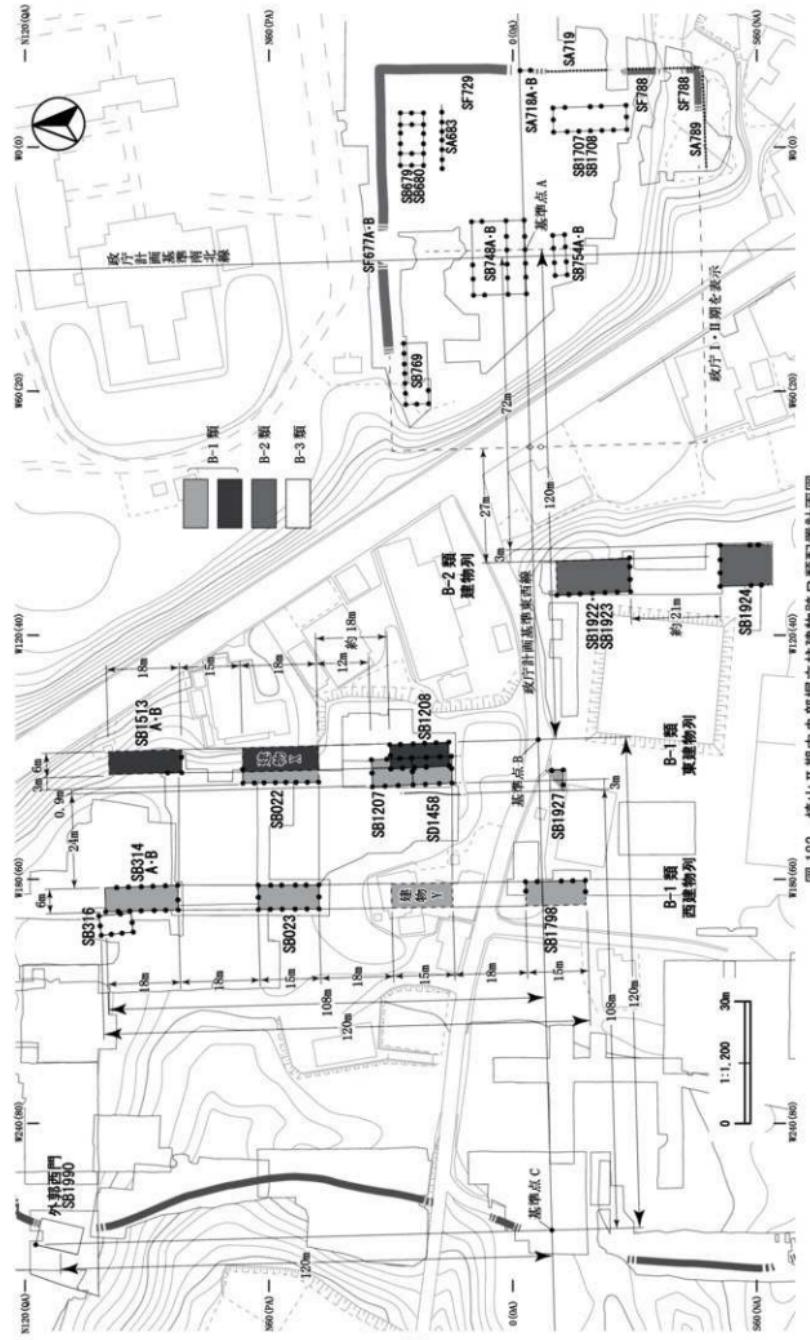


図 182 焼山Ⅱ期中央部掘立柱建物跡日々類配置計画図

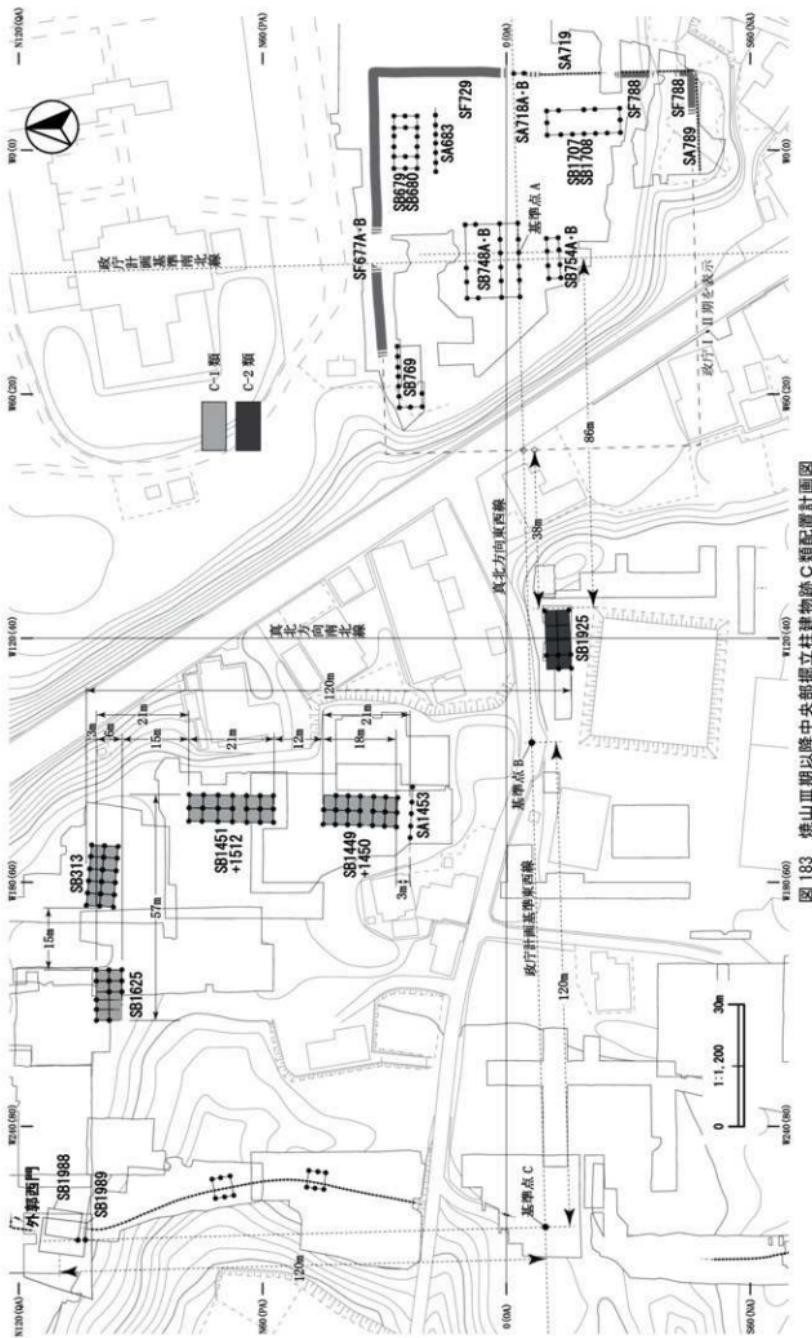


图 183 烧山三期以降中央部掘立柱建物跡 C類配置計画図

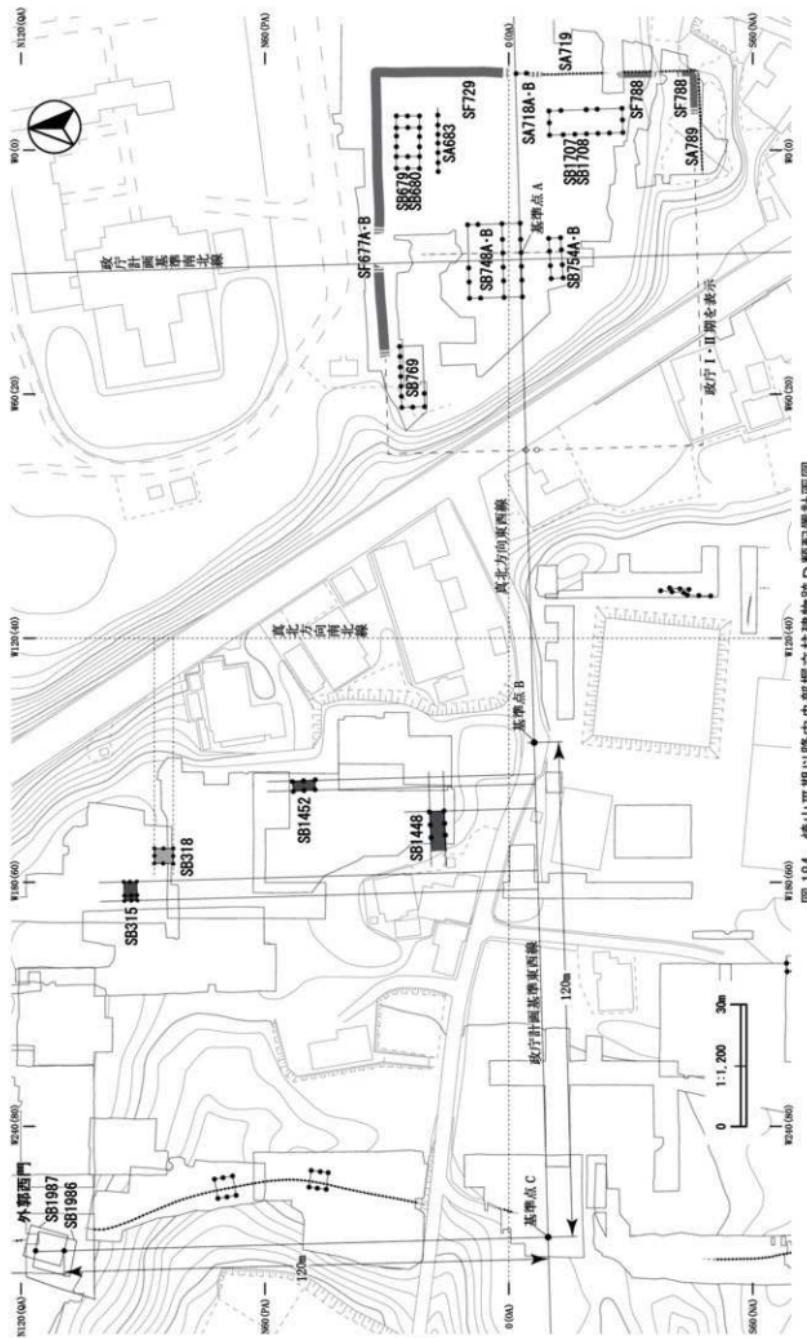


図 184 烧山Ⅲ期以降中央部据立柱建物跡口類配置計画図

焼山Ⅱ期の中央部掘立柱建物跡B-2類は、政庁の基本単位である9m(1/12町)で割り付けられており、焼山Ⅲ期以降のC-2類も政庁計画基準線に則っており、政庁域に近い存在であると言える。

また、A～C類には配置計画に共通性が伺えるが、D類はこれと異なっている。これらのことから、D類をより後出のものと考え、A類→B類→C類→D類とするのが有力であろう。各掘立柱建物跡類型の所属時期は、A類が焼山Ⅰ期、B類が焼山Ⅱ期と考えられる。C・D類については、C類を焼山Ⅲ・Ⅳ期、D類を焼山Ⅴ期と考えるのが有力であろう。ただし、B類は基本的には焼山Ⅱ期のものと考えられるが、配置計画の観点から新旧二時期の変遷があることが指摘できる。これを考慮し、B類の存続期間をやや長めに設定すると、焼山Ⅲ期に一部食い込む可能性はある。

7 中央部掘立柱建物群の機能について（表100）

中央部掘立柱建物跡A類は総柱式の建物跡であり、機能としては倉庫であると考えられる。また、同様にC類についても総柱式建物であるため、これらも倉庫であると考えられる。特にC-1類については、方位・柱間間隔の検討から、SB1449+1450とSB1451+1512の南北棟掘立柱建物跡は、南側に梁間2間×桁行2間、北側に梁間2間×桁行3間の2棟が連結した双倉構造の倉庫である可能性を指摘することができる。同様にSB313とSB1625の東西棟掘立柱建物跡は、梁間2間×桁行2間の2棟が連結した双倉構造の可能性がある。B類については、すべて側柱式建物跡である。少なくとも中央部中央に配置されるB-1類は、同じ場所で時期を前後するA類およびC-1類の基本的な機能は踏襲されていると考えられる。したがってB-1類も倉庫としての機能が推定される。実際に、B-1類のSB1207は間仕切りが確認され、倉庫としての機能を推定する根拠の一つとなるだろう。

中央部掘立柱建物跡の規模を比較すると、梁間×桁行の建物面積は、A類のSB1209やB-1類のSB1207は130m²を超える規模であり、全体的にみて建物面積がいずれも100m²を超えるものである（表100）。C-1類も同様に、大きいもので130m²を超えるSB1449+1450とSB1451+1512がある。また、その他も100m²に近い大型のものあり、基本的にはA類・B-1類・C-1類は同等の機能を有していたと考えて差し支えないだろう。

一方で、中央部南東の政庁域に近い場所に配置されるB-2類は梁間が3間で、梁間2間のB-1類と比べて「格式」高いと言えようか。また先にみたように、配置計画においてもB-2類は、政庁域と同様の基準で配置されており、A類・B-1類・C-1類とは異なり、配置された時点で異なる目的と機能があった可能性がある。また、同様のことは同じく政庁域と同じ基準で配置されるC-2類にも言えよう。したがって、政庁域に近い位置に配置されるB-2類とC-2類は、政庁域に付随するような実務官衙としての機能が考えられる。なお、B-2類のSB1922は火災により焼失していることが確認されている。こうした火災の痕跡は中央部中央に配置されているA類・B-1・3類、C-1類・D類の建物には見られない点である。

以上のことから、焼山地区中央に配置されるA類・B-1類・C-1類の建物は、倉庫としての機能を有していると考えられ、南東の政庁域に近い場所に配置されているB-2類・C-2類は実務官衙域を構成する建物である可能性が指摘できる。

8 南西部遺構群について（図185～186）

焼山地区南西部は、材木塲跡により城内区画施設が設置され、区画内には掘立柱建物跡、焼土遺構、壁穴建物跡等が配置されている。また、城内区画施設外の周辺域にもこれらの遺構が展開する。以下、時期区分ごとにこれらの組み合わせと配置を整理する。

表100 中央部掘立柱建物跡の比較

建物分類	遺構番号	梁間	軒行	建物面積(梁間×軒行)
A類	SB1209	梁間3間 7.5m	軒行7間以上 18.4m以上	138m ² 以上
B-1類	SB023	梁間2間 6.0m	軒行5間 15m	90m ² 以上
B-1類	SB314A・B	梁間2間 6.0m	軒行6間 18m	108m ²
B-1類	SB1207	梁間2間 6.6m	軒行6間以上 19.8m以上	130.68m ² 以上
B-1類	SB1208	梁間2間 6m	軒行5間以上 14.5m以上	87m ² 以上
B-2類	SB1922-1923	梁間3間以上 8.4m以上	軒行6間以上 18.0m以上	123.9m ² 以上
B-2類	SB1924	梁間3間 10.1m	軒行3間以上 7.2m以上	72.72m ² 以上
B-3類	SB316	梁間2間 4.8m	軒行3間 8.0m	38.4m ²
C-1類	SB313	梁間2間 6.7m	軒行5間 14.9m	99.83m ²
C-1類	SB1449+1450	梁間2間 7.2m	軒行6間 18.15m	130.68m ²
C-1類	SB1451+1512	梁間2間 6.6m	軒行6間 20.8m	137.28m ²
C-1類	SB1625	梁間2間 6.4m	軒行4間 12.6m	80.64m ²
C-2類	SB1925	梁間2間以上 6m以上	軒行4間 14.3m	85.8m ² 以上
D類	SB315	梁間2間 3.2m	軒行1間 3.5m	11.2m ²
D類	SB318	梁間2間 3.6m	軒行2間 4.7m	16.92m ²
D類	SB1448	梁間2間 3.6m	軒行2間以上 6m以上	21.6m ² 以上
D類	SB1452	梁間1間 2.4m	軒行2間 5.5m	13.2m ² 以上

焼山Ⅰ期：当該期に遺構は検出されていない。空閑地になっていたものと考えられる。

焼山Ⅱ期：堅穴建物跡G類 (SI2550, SI2585, SX2598) が3軒のみで、ほとんど利用されていない。

焼山Ⅲ期：南西部古代整地層Ⅲ（8世紀第4四半期～9世紀第1四半期）が南西部全域で確認されており、整地がなされている。また、当該期に限定されるかどうかは不明であるが、南西部溝跡B・C類、堅穴建物E類や土坑B類の一部は、この段階に構築されている可能性がある。したがって、当該期は南西部の部分的な利用は認められるが、本格的な利用には至っていない段階といえる。

焼山Ⅳ期～V期（9世紀第4四半期まで）(図185)：9世紀第2四半期のIV期になると当該エリアの利用が急激に活発化し、9世紀第4四半期まで継続する。南西部区画施設A・B・C類が配置され、城内区画施設を形成する。この城内区画施設は、南西部区画施設A類の材木塀跡によって構成される一辺60mの方形区画が形成される。この方形区画の方位は北で7°～16°東、南北方向の材木塀跡だけでみれば11°～13°東に振れています。この一辺約60mの方形区画を「方形区画A」とした。これに付随する形で、南西部区画施設B類が配置されている。南辺をB類のSA2147・2148、東辺をB類のSA1802、北辺をA類のSA1803の一部、西辺をA類のSA2066の一部とすると、南北39m、東西45mの方形区画が形成されている。これを「方形区画B」とした。方形区画Bは方形区画Aの前段階の区画施設なのか、方形区画Aの分割なのかは判断が難しい。また、方形区画西辺のSA2147、南辺のSA2154付近は、出入り口の可能性を示すような遺構配置となっている。

こうした城内区画施設の内部には、掘立柱建物跡A・C類、堅穴建物跡B・C類、焼土遺構A～C類、区画施設内土坑A-1類が配置されており、活発な利用がなされている。これらの遺構の大部分は、城内区画施設の東に振れる方位に規制された配置になっている。しかし、焼土遺構A-2類と堅穴建物C類は西偏している。この西偏している遺構は、城内区画施設の中でも南側に配置されており、区画施設A内であるが、区画施設Bの外側である。その他、城内区画施設外に堅穴建物跡E類の一部も当該期に存在している。

以上のような遺構は、焼山Ⅳ期の下限である9世紀第3四半期に廃絶するのではなく、焼山Ⅴ期に入った9世紀第4四半期まで存続しており、焼山地区の時期区分の画期と一致していない。こうした点は南西部遺構群の特性として、注目したい点である。

焼山Ⅴ期～VI期(図186)：焼山Ⅴ期以降も当該エリアの利用は継続する。おおむね焼山Ⅵ期の下限である10世紀第1四半期頃まで継続すると考えられる。10世紀代になると城内区画施設は存続しておらず、当該期には、南西部区画施設D類の小規模な柱列跡のみだけとなる。そのほか、掘立柱建物跡B・D類、堅穴

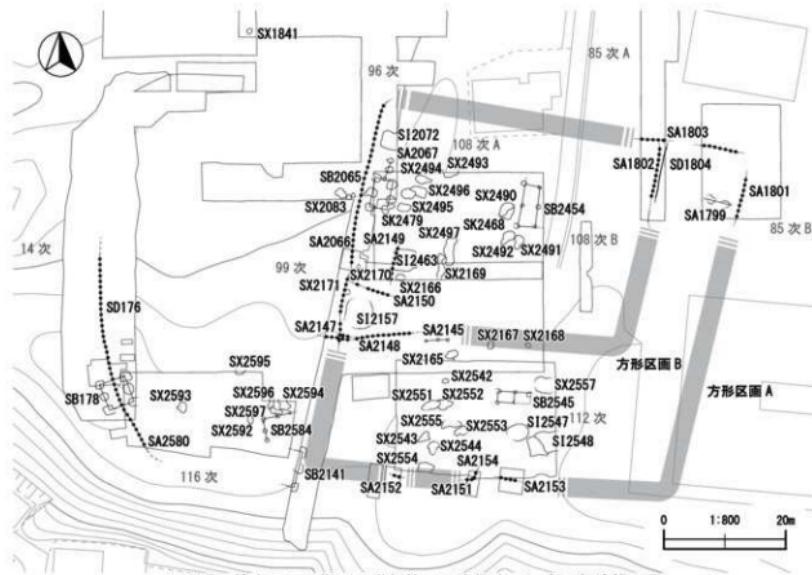


図 185 焼山IV～V期（9世紀第4四半期まで）南西部遺構配置

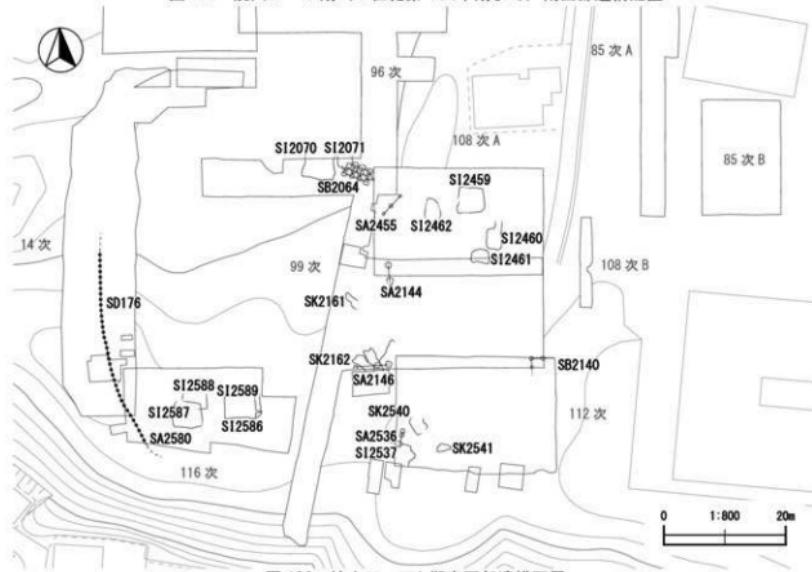


図 186 焼山V～VIA期南西部遺構配置

建物跡D・F類、区画施設内土坑A-2類が配置されている。掘立柱建物跡はD類のSB2064は方位が東に振れ、前段階に存在していた方形区画の方位規制の影響をうけているが、B類のSB2140は真北方向に近い配置に転換する。また、堅穴建物跡D類・F類ともに真北方向となり、遺構配置が大きく変化している。このように、焼山V期以降は城内区画施設が廃絶し、方位規制が基本的には真北方向となり遺構配置が大きく変化すると考えられる。ただし、年代を詳細に検討すると、当該期のV期と前段階IV期の遺構群は9世紀第4四半期において一部重複する。これは遺構群が一齊に整備し直されるのではなく、徐々に変遷したことを示していると考えられる。

9 南西部城内区画施設の配置計画について（図187）

以上のように、焼山IV期に配置される南西部の城内区画施設はおおよそ北で11~13° 東に振れる方位となっているが、どのような基準をもとに配置されていたか検討してみたい。南西部城内区画施設は、中央部掘立柱建物群のように政府計画基準線に基づき配置が行われていないことは明らかである。南西部の城内区画施設の方位に最も近いものは、外郭西辺であると考えられる。特に52次調査地のSF981築地塀跡、SA975A・B材木塀跡、86次調査地のSF1816築地塀跡、SA1817・1818材木塀跡が構成する外郭線の方位が最も近い。このような外郭線は、地形に沿って形成されている。このような外郭西辺を基準線とすると、外郭線から城内区画施設西辺までの距離は約40m、東辺まで約100mである。南西部は、焼山I・II期の奈良期にはほとんど利用が見られなかった。配置計画の観点からみれば、南西部の城内区画施設は、秋田出羽櫛創建当初の計画では想定されておらず、9世紀代に入って何らかの意団により、急速配置されたものであろう。こうした点を踏まえると、焼山IV期以降に展開する南西部の城内区画施設は、他の施設とは異なり、独立性の高い施設であったという特性が指摘できる。

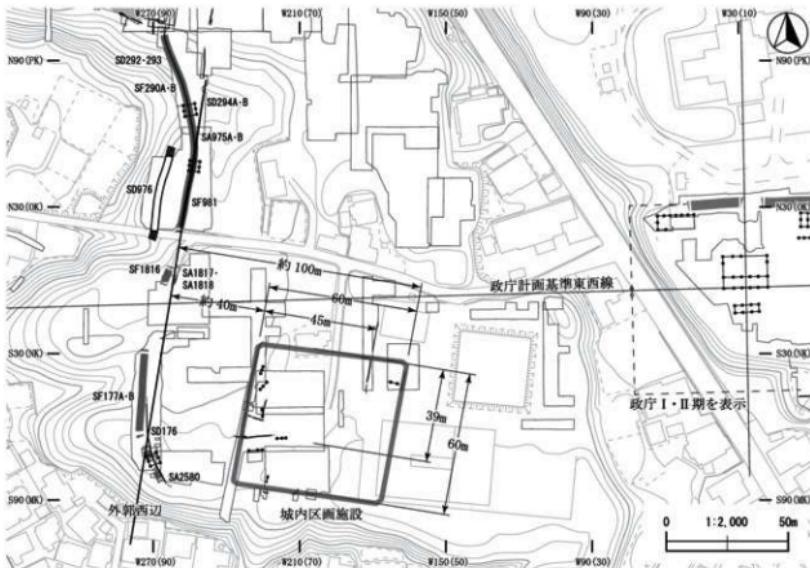


図187 南西部遺構群の配置計画図

焼山IV期の城内区画施設が存在する間は、その他の掘立柱建物跡、堅穴建物跡、焼土遺構などは、この城内区画施設の方位を基準に配置されると考えられる。その後、9世紀第4四半期に城内区画施設が廃絶すると、堅穴建物跡D・F類の方位は真北となり、真北方向が配置の基準になっていくと考えられる。

10 南西部遺構群の機能について（図188・189）

こうした南西部遺構群がどのような機能をもっていたのか、出土遺物や検出遺構の観点から検討したい。南西部からは、フイゴ羽口、砥石、金床石などが出土し、鉄滓が遺構内外から出土しているのが大きな特徴である（図188-1～4、図版33-7～12）。鉄滓には椀形鉄滓もみられる（図版33-7）また、当該エリアからは各種鉄製品が出土しており、斧、鉄鎌、馬具、刀子、鋤先、鎌などがある（図188-5～11）。以上のような出土遺物から、南西部遺構群は鉄生産に関わる遺構群であると考えられる。また、こうした遺物は、城内区画施設が展開する焼山IV期の焼土遺構だけでなく、方位が真北になった段階のV期9世紀第4四半期以降の真北方向の堅穴建物跡からも出土しており、各期を通じて同じ機能を有していたと考えられる。鉄製品の種別は、鉄鎌・刀子などの秋田城内で必要とされる律令的な製品もあるが、斧、馬具、鋤先、鎌など生活用品となり得る製品が目立つ点も注意したい。秋田城内には政府東側の大畠地区においても鍛冶工房跡が検出されているが、鉄鎌や鉄札（小札）などの律令的な軍事に関わる製品が目立ち、焼山地区南西部の様相とは異なっている。

また、出土土器では、関東系土器が一部出土しており当該エリアの特徴の一つとなっている。底部回転糸切りで底部の周辺にケズリ調整を施し、胎土が白色の須恵器窯（図188-12）は、秋田城土器編年体系にはみることができず、その出自は関東系に求められ、8世紀末・9世紀初頭に位置づけられる（渡辺1990、福田2017）。また、土師器窯については、同図-13は武藏型窯で10世紀第1四半期のもの、同図14・15も同様に関東系土師器窯であると考えられる。さらに、南西部から出土する砥石の14点中7点は、にぶい黄橙色の石質で黒色の斑晶が広がる特徴的な石材が用いられている。この砥石の石材については、群馬県西部産の可能性が指摘されている（註3、川田2004）。今後、砥石の客観的な岩石学的鑑定は必要であるが、重要な指摘であろう。また、南西部の96次調査地のSK2074から「秩父」の墨書き土器が出土している（別編3図2-26）。以上のように、関東系の遺物が出土することは、南西部遺構群の系譜を推定する上で重要である。

南西部で展開する遺構で特徴的なものは、9世紀第2四半期～9世紀第4四半期を中心に展開する焼土遺構A-1類である（図189）。南西部で発見される焼土遺構は後世の耕作により上部は削平を受けているものが多いが、SX2494焼土遺構は比較的遺存度が高い。この焼土遺構は、平地を瓢箪形に掘りくぼめ、中央部に粘土で馬蹄形のカマドを付設しており、掘り込み幅が広い方に開けている。カマドは最低1回作り直しており、埋土からは多量の炭化物が出土している。先にみたように、こうした焼土遺構からは鉄滓やフイゴ羽口などが出土しているため、鉄生産に関わる焼土遺構であると考えられるが、秋田城跡大畠地区で見られるような堅穴住居内に炉をもつような鉄生産関連遺構とは大きく異なる構造である。南西部に配置されるSX2494のような焼土遺構を広く類例を検討すると、「西浦北型」豊形炉（穴澤1984）、「円筒形自立炉」（能登谷2020）、「小型自立炉」（篠澤2020）、「自立式円筒炉」（高崎2020）と呼ばれる一群に類似している（以下、「円筒形自立炉」と呼称する）。こうした「円筒形自立炉」は北関東から東北南部を中心に分布するようである。また、このような製鉄遺構は、一般的な製鉄遺跡よりも鉄滓の量が少なく、鍛冶技術の範疇で捉えるべきとの指摘もある（高崎2020）。実際に、秋田城跡焼山地区南西部でも鉄滓は出土するが、その量は一般的な製鉄遺跡に比べ少ない。108次調査では遺構密度は高いものの、534m²の調査面積に対し、鉄滓の出土は88点、総重量 3,263.7g であった。1m²換算すると、0.16点/m²、6.1g/m²に過ぎず、「製鉄」・「精錬（大鍛

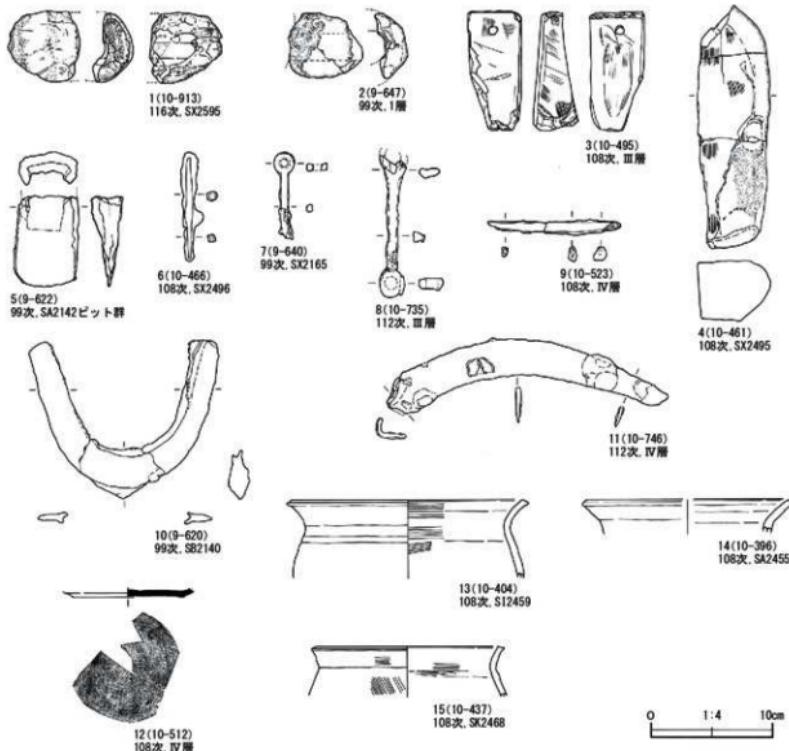


図188 焼山地区南西部出土の鉄生産関連遺物と関東系土器

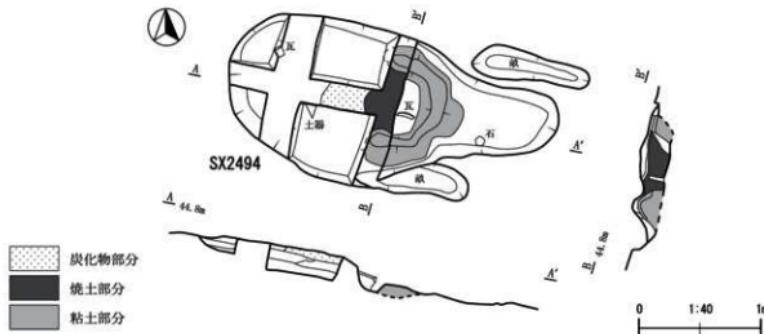


図189 焼土遺構A-1類 (SX2494)

治)」というよりは「小鍛冶」に相当する工程が行われたと考えられる(伊藤薰 1998)。

秋田城南西部焼土遺構A-1類が「円筒形自立炉」に類似していたとしても、問題となるのはその年代である。秋田城跡の焼土遺構A-1類は、9世紀第2四半期～第4四半期であるのに対し、「円筒形自立炉」は福島県では10世紀代(能登谷2020)、群馬県では10世紀中頃(笛澤2007、群馬県埋文2019)、埼玉県内では10世紀第3四半期(高崎2020)に出現すると考えられている。したがって、年代的には北関東・東北南部よりも、秋田城の方が100年ほど先行することになる。この年代差については今後の検討課題である。

以上のように、出土遺物に閑東系と考えられるものが含まれること、焼土遺構の形態が北関東・東北南部を中心にみられる「円筒形自立炉」に類似することなどから、秋田城焼山地区南西部では、9世紀第2四半期頃に閑東系の製鉄技術を導入し、鉄生産関係の施設を構築した可能性が指摘できる。

11 焼山地区の火災痕跡について(図190)

焼山地区では複数の地点で火災痕跡が見つかっており、これについて整理したい。火災痕跡が確認される年代としては、8世紀末・9世紀初頭の段階と、9世紀第4四半期の二つの段階がある(図190)。

8世紀末・9世紀初頭段階の火災痕跡は3箇所で確認されている。第一に、最も広範囲に確認されるのは52次調査の5層である。当該層は焼土炭化物層が面的に確認されている。当該層出土の炭化物の放射性炭素年代では7世紀中葉・後葉、8世紀中葉という暦年較正年代値がでているが(別編2第1節参照)、SK984埋土の5層焼土炭化物層に対応する堆積層から、8世紀第4四半期～9世紀第1四半期の土器が出土している(図135)。また、この5層は外郭III期のSA974B材木塗跡よりも古いことが判明している(図57)。これらのことから、52次調査5層は8世紀末・9世紀初頭の年代で問題ないと考えられる。第二は、105次E区・106次D区のIV-3層で、IV-3層から焼土と炭化物が混入する薄い堆積層が確認されている(表10)。この層の上層であるIV-2層は築地崩壊土の整地層で、年代が8世紀末～9世紀前半と考えられており、炭化物層であるIV-3層は8世紀末頃と推定される。第三は、中央部掘立柱建物跡B-2類のSB1922である。SB1922は、柱抜き取り穴に多量の炭化物が混入し、柱の炭化材が遺存しており、火災により焼失したと考えられる。抜き取り埋土に8世紀第4四半期の土器が出土していることから、8世紀第4四半期の廃絶である。

9世紀第4四半期段階の火災の痕跡は、1箇所である。89次調査6層がこれにあたり、暗褐色土に炭化物が多く混入する整地層が確認されており、出土土器の年代から9世紀第4四半期に相当する(表11)。

8世紀末・9世紀初頭の火災痕跡については、政庁城・鶴ノ木地区でも確認されており(秋田市教委2002b・2008b)、これに相当するものが焼山地区でも部分的に確認された。しかし、焼山地区全城に見られるのではなく、外郭西辺の一部と、政庁城に近い一部建物にとどまるものであり、広域に確認されるものではない。

9世紀第4四半期の火災痕跡は、元慶の乱(878)に由来するものと考えられ、秋田城全城で確認されている(伊藤武士2005)。政庁城・鶴ノ木地区・大畠地区・大小路地区で広範囲に及んでおり、政庁IVB期の正殿SB746Aでは柱痕跡に焼土・炭化物の他、焼けた白壁が混入していた。このような元慶の乱に伴う火災は、焼山地区においては政庁城に近い89次調査地B区南北とC区で検出される6層だけであり、当該期の焼失建物は確認されず、元慶の乱による被害が最も少なかった地域であると言える。したがって、倉庫群と考えられた中央部掘立柱建物跡や外郭西門は、元慶の乱の際に火災による被害はなかったものと考えられる。

12 焼山地区出土の硯について(表101)

第V章にて、焼山地区的特徴的出土遺物として、定型硯と転用硯を取り上げた。焼山地区的定型硯と転用硯の出土量は秋田城内の他地区と比べどのような位置づけなのか、比較してみたい。

これまでの秋田城跡の発掘調査で出土した定型硯は全部で116点報告されている。出土点数を見ると政府



表101 秋田城跡地区別磯・転用磯の点数
定型磯

	鶴ノ木	大畠	大畠 (SG1031)	政庁	焼山	大小路	將軍野	器種別計
調査面積(m ²)	24,205	18,627	375	6,227	15,236	4,658	1,790	-
円面磯	6	25	4	33	4	10	1	83
二面磯	0	1	1	3	0	1	0	6
扇字磯	3	7	1	6	2	6	0	25
石製磯	0	0	0	0	0	1	0	1
土器製磯	0	0	0	1	0	0	0	1
地区別計	9	33	6	43	6	18	1	116
点数/1,000m ²	0.37	1.77	16.00	6.91	0.39	3.86	0.56	-

転用磯

	鶴ノ木	大畠	大畠 (SG1031)	政庁	焼山	大小路	將軍野	器種別計
調査面積(m ²)	24,205	18,627	375	6,227	15,236	4,658	1,790	-
須恵器	27	142	27	120	74	41	1	432
土師器	0	2	0	0	0	0	0	2
赤褐色土器	1	10	2	16	3	8	0	40
灰釉陶器	1	1	0	0	0	0	0	2
瓦	0	0	1	1	0	0	0	2
埴	0	0	0	0	0	1	0	1
不明	0	0	0	1	0	0	0	1
地区別計	29	155	30	138	77	50	1	480
点数/1,000m ²	1.20	8.32	80.00	22.16	5.05	10.73	0.56	-

域からの出土が最も多く、次いで大畠地区からの出土が多い。焼山地区からの定型硯の出土は、円面硯が4点、風字硯が2点のみである。1,000 m²あたりの出土点数で比較しても政府域の出土点数の多さが抜きんでており、大小路地区、大畠地区からも定型硯の出土が多いといえる。焼山地区は1,000 m²あたりで0.39点であり、鶴ノ木地区と同様に出土率は低いといえる。なおSG1031土取り穴も、面積で比較すると政府域を超える出土点数であるが、これはこの土取り穴が廐棄土坑として利用されたことによる特殊な状況であり、以下に述べる転用硯についても同様である。

硯として使用された痕跡が残る土器類、いわゆる転用硯は480点把握されている。硯として使用されるのは須恵器が432点とその大半を占めているが、赤褐色土器が40点、土師器や灰釉陶器も各2点ずつ出土している他、瓦や壇を使用したものもある。定型硯と同様に政府域・大畠地区からの出土点数が多いが、その次に多く確認されているのが77点出土している焼山地区である。1,000 m²あたりの出土点数で比較すると、政府域の出土点数が他地区より突出しており、政府域では定型硯も含め大量の硯を使用していたことが推測できる。面積単位で比較すると定型硯同様、大畠地区・大小路地区で比較的多いと言える。焼山地区は、5.05点/1,000 m²であるが、相対的に定型硯よりも転用硯の出土が多くなっている地区と言える。

中央部掘立柱建物跡を実務官衙と考える見解もある（八木2022）。確かに政府に近い場所にある中央部掘立柱建物跡B-2類・C-2類は計画配置が政府域と類似しているため、政府と類似した実務官衙である可能性は指摘できるが、A類、B-1・3類、C-1類の大半の建物は倉庫群と考えられた。そして上記のように定型硯が他地区に比べ少ないことから、焼山地区的建物群がすべて実務官衙域であったとは考えにくい。

一方、転用硯は、面積単位では他地域と比べて多いと言えないものの、焼山地区だけみれば、定型硯よりも転用硯の出土率が高い。転用硯の使用方法は様々な可能性が考えられるが、一つには「携帯用の硯」という見方がある（青木2014）。上述のように、焼山地区中央部掘立柱建物跡の大部分は倉庫であると考えると、たとえば物品管理などの帳簿を付ける際、携帯用の硯は必要な道具の一つであったと思われる。実際に、元慶五年四月二十五日の条で、元慶の乱で被害にあった品目と数量が明示されているが、実に細かい点まで記載されている（秋田市史古代-178）。このような報告が成立するには、被害前の数量と被害後の数量を差し引く必要があり、日常的に物品の管理が行われていたと考えるべきであろう。こうした作業の際に、携帯用の硯として転用硯が用いられた可能性が考えられ、焼山地区的転用硯の相対的位な出土量の多さはこのような倉庫管理の作業を反映している可能性がある。

以上のように、焼山地区では定型硯よりも転用硯の出土量が相対的に多い地区であり、中央部掘立柱建物跡の大部分の機能が倉庫群であるということを間接的に示しているといえるだろう。

13 焼山地区古代遺構の変遷と各期の特徴（図164～170）

以上のような遺構期の設定および年代、各遺構・遺物の検討を踏まえ、焼山地区的古代遺構の変遷と各期の特徴をまとめる。また、遺構期の年代から文献史料上の記事に記載される事項にも触れておきたい。

（1）焼山I期（8世紀後第2四半期、図164）

外郭線に築地塀（外郭区画施設I類）が構築され、外郭西門I期（SB1991）が設置される。築地塀はすべて瓦葺であったと考えられる。道路遺構A・C・D類が整備され城外西大路および城内西大路が整備される。城外西大路の道路幅は約12mである。この城外西大路は外郭西門付近では尾根上を地形に沿って北西に伸びた後は、真西に比較的直線的になり史跡外まで延長し、西側に隣接する後城遺跡E地区を通り、旧雄物川河口部に至ると考えられる。

中央部掘立柱建物跡はA類のSB1209が配置され、総柱式建物であり、倉庫としての機能を有していた

と考えられる。発見されたのはSB1209のみであり、この北側に類似した建物が立ち並んでいた可能性があるが、地形の削平によって不明である。外郭西門と中央部掘立柱建物跡は、政庁計画基準線に基づき計画的に配置されていると考えられる。南西部はこの段階は遺構が配置されておらず、空闊地になっていたと考えられる。

当該期の開始は、天平5年（733）12月26日条の出羽柵の秋田村高清水の岡への移遷と考えられる（秋田市史古代-36）。

（2）焼山Ⅱ期（8世紀第3四半期～8世紀末・9世紀初頭、図165）

外郭線は焼山Ⅰ期の位置を踏襲し、ほぼ同位置で築地塀を補修している。ただし、前段階と異なり築地塀は非瓦葺であったと考えられる。外郭西門はⅡ期（SB1990）に建て替えられているが、配置はあまり変化せず、城外西大路も前段階のものを踏襲する。

中央部掘立柱建物跡は、梁間2間の側柱建物であるB-1類が東西に二列に配置され、政庁域に近い南東部に梁間3間のB-1類建物列が2棟配置される。これらの建物跡は、外郭西門も含め、政庁計画基準に則り配置されており、個別の配置建物は、中央部掘立柱建物跡B-1は前段階の建物位置を踏襲した配置で3m（1/36町）単位で配置され、B-3類は政庁域と同じ9m（1/12町）単位で配置されている。中央部掘立柱建物跡B-1類は倉庫群、B-2類は実務官衙域である可能性が考えられた。ただし、配置計画の観点からみて、中央部掘立柱建物跡B-1類は新旧二時期の展開がみられ、存続期間が長く、一部は焼山Ⅲ期まで存続する可能性がある。

焼山Ⅱ期から次の焼山Ⅲ期の移行期である8世紀第4四半期～9世紀第1四半期に堅穴建物跡A類が多数検出され、中央部掘立柱建物跡と重複しているが、存続時間が短く掘立柱建物跡等の建て替えなどの際の一時的なものと考えられる。

南西部では堅穴建物跡G類が3軒みられるだけであり、ほとんど利用されていない。

当該期の開始は、秋田「出羽柵」から「阿支太城」として初見される「秋田城」への改称と改修がなされた天平宝字年間（760年頃）と考えられ（秋田市史古代-48）、政庁では全面的な建て替え、鶴ノ木地区では古代水洗廁舎の新設など新たな施設の展開がみられる。焼山地区でも上記のように中央部掘立柱建物跡の大規模建物の広範囲の配置がみられる。当該期の終わりは延暦23年（804）11月22日条にみえる秋田城停廐問題が起きた頃であると考えられる（秋田市史古代-91）。なお、この時期の終末である8世紀末・9世紀初頭に焼山地区の西辺の一部（52次、105次B区、106次D区）に焼土炭化物層が、政庁に近いSB1922が焼失していると考えられ、政庁・鶴ノ木地区と同様に建物火災痕跡が確認されるが、全域には及ばず部分的である。この火災の原因については、文献史料では確認できないが、秋田城の各地点で確認されることから、今後その背景について検討していくなければならない。

（3）焼山Ⅲ期（8世紀末～9世紀第1四半期、図166）

外郭線は焼山Ⅰ・Ⅱ期の位置を踏襲するものの、材木塀（柱列塀）に大きく変化する。材木塀は前段階の築地塀の上部に構築され、この材木塀を跨ぐような形で梁間1間×桁行2間の構造建物が一定の間隔で配置される。外郭西門はⅢ期（SB1989）に建て替えられる。この段階の外郭西門は最も大きくなり、桁行に対して梁間間隔が広くなっていることから、重層門であったと考えられる。城外西大路は前段階の12mから9mに縮小する。

中央部掘立柱建物跡はC-1類が逆L字状に配置されており、梁間2間×桁行2間の2棟、梁間2間×桁行2間と梁間2間×桁行3間の2棟が連結する双倉構造の倉庫と考えられる。政庁に近い場所には中

央部掘立柱建物C-2類のSB1925が配置されている。建物配置は前段階と異なり、C-1類は政府計画基準線には則らず真北方向を基準とするが、C-2類は政府計画基準線に則り配置されている。この政府に近い位置に配置されている中央部掘立柱建物跡C-2類は、前段階の焼山Ⅱ期における中央部掘立柱建物跡B-2類と同様に、実務官衙としての機能を有する可能性がある。なお、中央部北側には堅穴建物跡A類が配置されているが、焼山Ⅱ期からⅢ期の移行期の一時的なものと考えられる。また、当該期の焼山Ⅲ期は基本的には中央部掘立柱建物跡C類が配置されると考えられるが、前段階の焼山Ⅱ期における中央部掘立柱建物跡B-1類は、配置計画の観点からみれば、新旧二時期あることが予想されたため、B-1類の新段階は焼山Ⅲ期にも一部存在していた可能性があることを付記しておきたい。

南西部では全体的に整地がなされ、南西部溝跡B・C類、堅穴建物跡E類、土坑B類の一部が存在している可能性があるが、本格的な利用には至っていない。

当該期は8世紀末～9世紀初頭が開始期であると考えられ、政府および鶴ノ木地区においても大改修が行われていることが指摘されており、焼山地区でも同様である。終末は天長7年（830）4月25日条にみえる天長大地震によるものと考えられる（秋田市史古代-119）。

（4）焼山Ⅳ期（9世紀第2四半期～9世紀第3四半期、図167）

外郭線は焼山Ⅲ期と同様に材木塀（柱列塀）であると考えられ、大きな変化ではなく、材木塀を跨ぐ樁状建物跡が存続していると考えられる。外郭西門はⅣ期（SB1988）に建て替えられ、前段階に比べ小さくなっているが、前段階と同様に梁間間隔が相対的に幅広であり、重層門である可能性が高い。

中央部掘立柱建物群の建て替え等は不明であり、前段階と同様にC類が存続している可能性が高い。

南西部では南西部区画施設A～C類により1辺60mの方形区画で方位が北で11～13°東に傾く城内区画施設が設置される。この区画施設内に、南西部掘立柱建物跡A・C類、堅穴建物B・C類、焼土遺構A～C類、土坑A-1類が配置され、鉄生産関連施設が展開している。焼土遺構は平地式で北閻東から東北南部を中心に分布する「円筒形自立炉」に類似するもので、南西部遺構群の遺構内外から関東系の遺物が出土することから、関東系の製鉄技術を導入し、鉄生産を開始している可能性が指摘できる。城内区画施設の方形区画の配置計画は、政府計画基準線に則らずに、外郭西辺に合わせた可能性が考えられ、急速造営された独立性の高い施設であると言える。

当該期の開始期は9世紀第2四半期からで、天長7年（830）の天長地震の復興期と考えられる。終末は元慶2年（878）3月29日の条にみえる元慶の乱までと考えられる（秋田市史古代-151）。

（5）焼山Ⅴ期（9世紀第4四半期から10世紀第1四半期前半、図168）

外郭線は焼山Ⅳ期と同位置であるが、材木塀（材木列塀）への建て替えが確認されている。また、材木塀を跨ぐ樁状建物が同位置で建て替えられている。外郭西門はⅤ期（SB1987）に建て替えられ、前段階よりも大型化し西側に寄る。前段階と同様に梁間間隔が相対的に幅広であり、重層門である可能性が高い。

中央部掘立柱建物跡はD類が当該期に該当する可能性があるが、不明な点が多い。

南西部は9世紀第4四半期まで前段階からの城内区画施設およびこれに伴う鉄生産関連遺構が存続するが、10世紀代に入ると方形の区画施設が廃絶し、方位が真北となる南西部掘立柱建物跡B・D類、堅穴建物跡D・F類へ変遷し、土坑A-2類などが配置される。堅穴建物跡からは鉄生産関連遺物が出土するため、鉄生産を継続していると考えられる。これら南西部遺構群は、必ずしも焼山地区の時期区分に一致しておらず、前段階の焼山Ⅳ期から徐々に変遷していくと考えられる。こうした点からも南西部遺構群は、他の施設とは様相が異なり、独立性の高い施設であったといえるだろう。

当該期の開始期は、元慶の乱（878）の復興期に相当し、乱を平定した藤原保則が復旧したと伝わる（秋田市史古代-175）。終末は外郭西門の変遷から政庁V期の終末と一致すると考えられるため、10世紀第1四半期前半、すなわち十和田a火山灰降灰期（915）を想定しているが（秋田市史古代-196）、焼山地区で十和田a火山灰の検出例はない（註4）。

（6）焼山VI A期（10世紀第1四半期後半～10世紀第2四半期初頭、図169）

外郭線は前段階に引き続き材木塙（材木列塙）であり、櫓状建物も引き続き継続していると考えられる。外郭西門はVI期（SB1988）に建て替えられ、前段階のV期（SB1989）と同様に西寄りに配置されている。

中央部掘立柱建物跡は不明な点が多い。

南西部は前段階の真北方向の鉄生産関連の遺構群が継続していると考えられるが、10世紀第2四半期までに廃絶していると考えられる。

当該期の開始期は外郭西門の変遷から、政庁VI期の開始期である10世紀第1四半期後半からと想定している。

（7）焼山VI B期（10世紀中葉頃、図170）

外郭線は外郭区画施設V類となり、大きく配置が変わる。外郭線は北西隅で外郭西門方向に向かわずに北北東方向に直進し、城内西大路の北端部分に到達すると直角に東に折れると考えられる。また、外郭西辺の西側にSD976大溝が配置されている。この段階で外郭西門は存在しないと考えられる。

中央部・南西部の遺構は不明である。

当該期の開始期は不明であるが、外郭区画施設V-1類のSD976の出土土器の10世紀第3四半期、V-2類の材木塙跡の検出層位の年代である10世紀第2～3四半期などを参考に、10世紀中葉と考えておきたい。

第2節 その他の時代（縄文・弥生・中世・近世）

1 縄文・弥生時代

焼山地区からは縄文時代後期・晩期、弥生時代前期～中葉の遺物が出土している。縄文土器は主に焼山地区中央部から出土し、弥生土器は中央部から北西部にかけて出土している（図139）。遺構として検出されたものは、弥生時代の土器埋設遺構1基（SK1464）、土壌墓1基（ST2302）のみである。特に弥生土器は弥生時代中期前葉～後葉のものが多く、特に19次調査地での出土量が多い。弥生土器が特にまとまって出土するのは北西部であり、日本海に向かって張り出す舌状台地に、弥生時代の集落が広がっていた可能性がある。焼山地区北西部のような舌状台地は、秋田市御所野台地の弥生時代遺跡である地蔵田遺跡と立地が類似しているが（秋田市教委1986b）、地蔵田遺跡は弥生前期が主体の遺跡であるのに対し、焼山地区北西部は弥生中期のものが主体であり、やや時期を異にする。しかし、遺構としては古代遺構が希薄な部分で2基しか遺存しておらず、大半は古代秋田城の造営およびその他後世の削平により、消失したと考えられる。

このように、秋田城では先史時代遺跡が焼山地区以外でも確認されており、元慶8年（884）9月29日の条等にみえるように雷雨の後に石礫が降ったとの記録があり、不吉なことの前兆として捉えられていた（秋田市史古代-184）。こうした記録は、寺内丘陵に先史時代遺跡がかつて存在していたことを示しており、焼山地区もその一つであったと言えるだろう。

2 中世

(1) 中世遺物の出土状況と年代

第VI章第2節4項でみたように、中世遺物は焼山地区全域で出土しているが（図156）、遺構が検出されている北西部で特に出土遺物が多い。古いものでは古瀬戸前期様式の13世紀代のものが一部あるが、株洲系中世陶器ではIV期以降の13世紀末以降のもの、瀬戸美濃系陶器では古瀬戸後期III期以降の15世紀前葉以降のもの、貿易陶磁では16世紀末・17世紀初頭のものである。全体として、14世紀代～17世紀初頭までに収まり、次に述べる遺構の年代とほぼ一致しており、おおむね中世後期に集約されていると考えられる。

(2) 中世遺構の時期設定（表102・103）

焼山北西部の中世遺構は、日本海に向かって突き出す舌状台地を中心に検出されている。中世遺構は、この舌状台地の「台地上」と「台地裾部」に大きく立地が分かれている。また、この両者の中間的な場所である「台地縁辺」にも配置される。また、出土遺物等の年代から、14～15世紀代に構築開始される「中世1期遺構」、16世紀後半に構築される「中世2期遺構」の2時期に分類される。以上のように、各遺構の立地および時期を踏まえた上で整理したい。

①掘立柱建物跡（表102）

台地裾部に配置される八脚門であるSB2002があり、中世2期に位置づけられる。また、台地上に柱掘り方が2基（SKP2504・2505）検出されており、中世1期遺構と考えられる。

②火葬墓・土坑（表102）

台地裾部に火葬墓が8基確認されている（ST2007・2267～2270、SK2571～2574）。また台地裾部に土坑が1基（SK2610）検出されている。これらは中世2期遺構と考えられる。火葬墓は、次に述べる土壙跡の直下から検出される例が多い。

③区画施設（表103）

SB2002八脚門に取り付く形での北側と南側に区画施設が広がっている。北側の台地上では土壙跡（SX235

表102 中世掘立柱建物跡・火葬墓・土坑分類

分類・時期	位置	掘立柱建物跡	火葬墓・土坑	
中世1期 14～15C代	台地上	SKP2504(109次)		
		SKP2505(109次)		
中世2期 16C後半	台地裾部	SB2002(92次B)	ST2007(92次B)、ST2267～2270(103次A・B)、SK2571～2574(114次)	
		八脚門	SK2610(117次B)	

※SK2546(115次)は分類不明

表103 中世区画施設

位置	遺構種別	92次B	103次A	103次C	106次A	106次B	109次	117次A	117次B	分類時期
北側	台地上	土壙跡				SX2350	SX2506		SX2608	中世
		材木塙跡				SA2335	SA2501(古)		SA2604	1期
		溝跡				SA2336	SA2500(新)			14～15C代
	台地縁辺	溝跡				SD2341			SD2607	
南側	台地裾部	土壙跡	SX2003	SX2265	SX2271				SX2609	中世
		材木塙跡		SA2266					SA2605	2期
		溝跡							SD2606	16C後半
	台地上	材木塙跡				SA2317(古) SA2318(新)	SA2338(古) SA2337(新)	SA2503(古) SA2502(新)		中世1期
台地縁辺		溝跡				SD2342				14～15C代
		材木塙跡							SA2600(古) SD2601(新)	
		溝跡								
	台地裾部	土壙跡	SX2004							中世2期
		切岸状遺構						SX2602		16C後半
		材木塙跡	SA2005 SA2006							

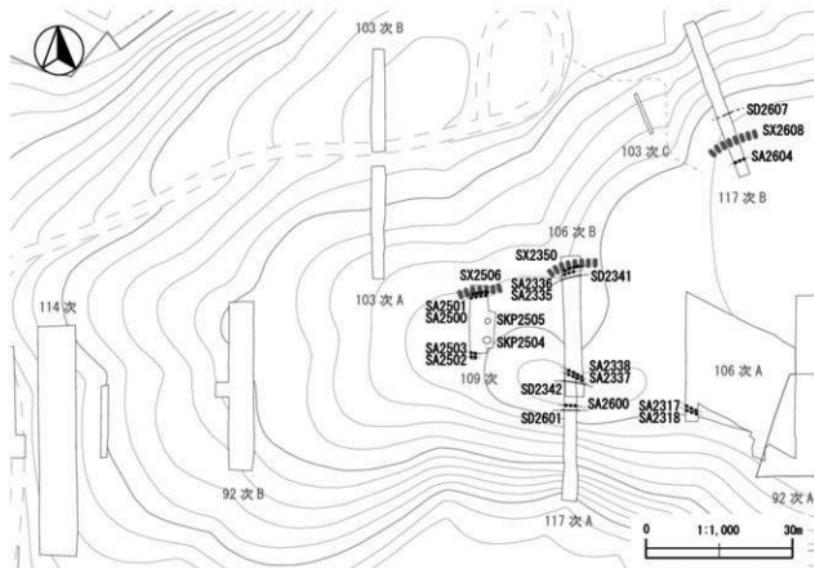


図 191 中世 1 期遺構配置図

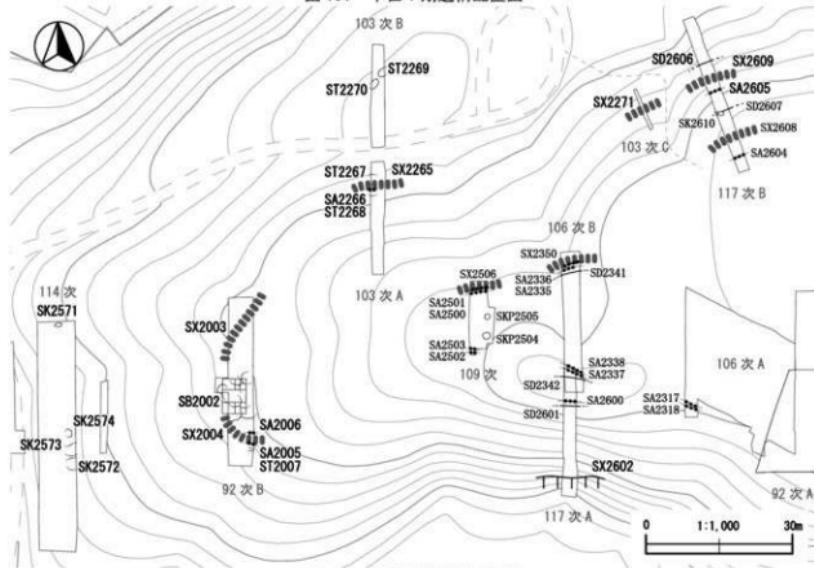


図 192 中世 2 期遺構配置図

0・2506・2608)、材木塀跡 (SA2335・2336・2500・2501・2604)、溝跡 (SD2341) が確認されている。北側の台地縁辺では溝跡 (SD2607) が確認されている。材木塀跡は土壌上に設置され、新旧二時期あるものが多い。これらの台地上・台地縁辺の遺構は中世1期遺構である。

北側の台地裾部には土壌跡 (SX2003・2265・2271・2609)、材木塀跡 (SA2266・2605)、溝跡 (SD2606) がある。これらの台地裾部の遺構は中世2期遺構である。

南側の台地上では材木塀跡 (SA2317・2318・2337・2338・2502・2503)、溝跡 (SD2342) が検出されている。台地上の材木塀跡は、同位置で新旧二時期ある。台地縁辺では材木塀跡 (SA2600)、溝跡 (SD2601) があり、同位置で材木塀跡から溝跡へ変遷し、新旧二時期ある。これらの台地上・台地縁辺の遺構は中世1期遺構である。

南側の台地裾部では土壌跡 (SX2004)、切岸状遺構 (SX2602)、材木塀跡 (SA2005・2006) がある。材木塀跡は土壌上に構築されている。これらの台地裾部の遺構は中世2期遺構である。

(3) 中世遺構の変遷 (図191・192)

上述のように、中世遺構は14～15世紀代の中世1期遺構と、16世紀後半の中世2期遺構に大別され、台地上と台地縁辺には中世1期遺構、台地裾部には中世2期遺構が配置されている。中世1期遺構の材木塀跡は新旧二時期あるため、15世紀代に廃絶してしまうわけではなく、中世2期の段階でも存続していた可能性が高い。したがって、まず14～15世紀代に台地上・台地縁辺に区画施設が形成され(図191)、16世紀後半段階になると台地裾部に八脚門と区画施設が増設され二重の区画になったという変遷が考えられる(図192)。なお、台地裾部には16世紀後半階の火葬墓があり墓域が広がっていたが、中世2期遺構の土壌等はこの墓域の上に構築されている。

(4) 秋田平野における焼山地区の中世遺構の位置づけ

秋田平野沿岸部には、以上のような秋田城跡焼山地区北西部のみならず、中世後期の遺跡が点在している。秋田平野沿岸部の中世後期の遺跡は、後城遺跡(秋田市教委1978)、穀丁遺跡(庄内1982)、湊城跡(秋田市教委2007b・2008c・2009bc)が知られている。後城遺跡は宅地造成に伴う発掘調査が行われ、A地区で火葬墓21基等、B地区からは貯水施設と考えられる大型円形状遺構、C地区からは3面の遺構面が確認され、掘立柱建物跡や井戸跡等が発見されている。穀丁遺跡からは上下水道マンホール設置中に遺物が不時発見されており、その遺物の報告がなされている。湊城跡は、道路拡幅工事に伴い発掘調査が行われ、敷石状遺構、小ピット、土坑、溝跡等が発見されている。これらの秋田平野沿岸部の中世後期の遺跡の年代を整理すると、表104のとおりとなる(神田2012)。後城遺跡は、13世紀後半代のものがみられるが、主要となるのは14世紀後半～16世紀前半で、17世紀初頭の遺物も散見され、長期間利用されている。穀丁遺跡は15世紀中葉の瀬戸内濃系陶器、珠洲系中世陶器、青磁、茶白等が出土している。湊城跡は、中心部である平成18年度調査区は15世紀後葉～16世紀後半、遺跡西側の平成17年度調査区は16世紀末～17世紀初頭の年代が与えられている。上述のように、秋田城跡焼山地区北西部では14～16世紀代の二重の区画施設が発見

表104 秋田平野沿岸部における中世後期遺跡の消長表

遺跡名	13世紀		14世紀		15世紀		16世紀		17世紀	
	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半
秋田城跡 焼山北西部					中世1期遺構		中世2期遺構			
後城遺跡	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
穀丁遺跡					■	■	■			
湊城跡 (H17調査区)									■	
湊城跡 (H18調査区)							■	■		

表105 安東氏の秋田平野における動向

No.	年号(西暦)	要約	内容	出典
1	元弘4年 (1334)	朝敵余党人ら、小鹿島や秋田城に館を築き、津軽に侵入の構えをみせる。	「曾我太郎光高讐言上…朝敵餘黨人等、小鹿島并秋田城今添櫓所々、可亂入津軽…」	『齊藤家文書附録』[秋田市史中世-116]
2	応永年間 (1394~1428)	津軽十三湊の安東鹿季が秋田の湊を伐つ。	「鹿季 安東二郎 盛季 鹿季に兵二百余の騎を附け、秋田之湊を伐むし、是れ猿家之元祖也。応永三十年六月十六日卒、…」	『秋田家文書』[秋田家系図] [秋田市史中世]
3	応永17年 (1410)	湊安東鹿季、山北刈野付近で南部守行と戦う。	「十七年守行兵を率ひ往き鹿季を擊つ、鹿季衆兵を以て激戦す、我軍利あらず、退きて刈野に陣す、…」	『南部守譜附録』[秋田市史1996-139]
4	応永21年 (1414)	補陀寺の開基安東下国太郎守季、九六才で死む。	「安倍貞次男安東太郎貞季後胤安東下国太郎守季應永廿一年二月甲午二日卒補陀寺開基大檀那也九十六歳卒」	『安東下國太郎守季位牌』[秋田市山内松原補陀寺蔵] [秋田市史中世-140]
5	永享8年 (1436)	湊城が築城される?	「土崎湊城は百三代花園帝永享八西辰年、安倍鹿季将軍野西北の方へ築く」	『秋田沿革史大成』下 [橋本1898]
6	天正17年 (1589)	湊合戦がおこる。		『秋田家文書』[湊檜山両家合戦覚書] [秋田市史中世-249]
7	天正17年 (1589)	寺内合戦	「寺内の砦には、湊より神官寺堀部介・浜田久左衛門・岩城半治千余人にて後詰す」	『奥羽永慶軍記』[戸部1883]
8	慶長4年~6年 (1599~1601)	安東実季が湊城の大改修をおこなう。	御広間・御奏者間、角屋倉・門屋倉・御台所・御鷹部屋・御料理之間・御長屋を工事した費用、人數・日数等の記述がある。	『秋田家文書』[御作事入用之目録]など [秋田市史中世-443-513・514-517・518-519]
9			「土崎の湊といふ當地に城跡あり平城にして水堀二重土手所々にあり大手は辛酉にあり搦手は北に有」	『出羽国風土略記』[進藤1762]

〔内〕内は引用文献を示し、秋田市史中世については、ハイフンの後の番号が当該記事の文書番号と対応している。

されており、遺跡の消長からみて、秋田城に隣接する後城遺跡と同程度に利用期間の長い遺跡である。

こうした秋田平野沿岸部の中世後期の遺跡は、秋田平野を治めていた安東氏の動向と密接な関わりがあると考えられる。安東氏の秋田平野の動向については、文献史料から拾える事項について表105にまとめた。

津軽十三湊の安東鹿季は、応永年間(1394~1428)頃に秋田平野に進出してきたと考えられる(表105-2)。「秋田之湊」を伐ったとされ、これが湊安東家のはじまりとされている。この記載に先行する史料として、元弘4年(1334)の「曾我太郎光高讐言上」文書があり(同表-1)、朝敵余党人(建武新政に反対する北条方勢力)が小鹿島(男鹿半島)と秋田城に館跡を築き津軽に侵入する構えをみせている、と曾我太郎光高(津軽岩槻に本拠を置いていた勢力で新政府側に立つ)が報告している。この史料には「秋田城「今湊」とあり、①秋田城は今は「湊」という、②秋田城は「今湊」、どちらの意味か不明であるが(秋田市1996)、安東鹿季が伐ったとされる「秋田之湊」を指している可能性がある。いずれにせよ、応永年間以降に安東氏は秋田平野における勢力をのばしていたようである(同表-3・4)。秋田城から北に約2kmの地点にある土崎地区の「湊城跡」は永享8年(1436)に築城されたとの記載があるが(同表-5)、明治時代に入ってからの記載で根拠が不明であるため、正否は問わなければならない。その後、天正17年(1589)に湊安東氏と檜山安東氏の両家の争いが起こる(同表-6)。この時の戦乱の様子は『奥羽永慶軍記』に記されており、寺内合戦というものがあり、「寺内の砦」での攻防があったとされる(同表-7)。湊合戦に勝利した安東実季は土崎地区の湊城に本拠地を移し、湊城の大改修を行ったようである(同表-8)。

こうした安東氏の動向と秋田平野沿岸部の中世後期の遺跡の消長から検討すると、応永年間に安東鹿季が伐ったとされる「秋田之湊」は年代的に14世紀末の段階に存在している後城遺跡および秋田城跡焼山地区北西部しか該当しない。そして、朝敵余人が秋田城に館跡を築いたとされる元弘4年(1334)は、秋田城跡焼山地区北西部である可能性が高い。この場合、秋田城跡焼山地区北西部の遺構としては、中世1期構の台地上に材木塀等がめぐる段階のものであろう。16世紀後半にあたる天正17年(1589)には湊合戦が起り、寺内合戦が起っていると考えられるが、寺内合戦の記載に出てくる「寺内の砦」

はまさに秋田城跡焼山地区北西部のことであると考えられる。この場合の秋田城跡焼山地区北西部の遺構としては、中世2期遺構で、台地上の区画に加え、台地裾部に土塁や切岸状遺構を新たに構築し、二重の区画施設となる段階と年代的に合致している。

以上のように、14世紀代～15世紀代の秋田城跡焼山地区北西部の中世1期遺構は、元弘4年（1334）に記載される「秋田城^ノ跡^ヲ」に始まり、隣接する後城遺跡とともに、安東氏が最初に拠点とした「秋田之湊」である可能性が高い。この段階の遺構は、中世遺構1期の段階であったと考えられる。また、その後、16世紀後半の湊合戦の頃（1589）に台地裾部に新たに土塁等を構築し、中世2期遺構に変遷したと考えられ、文献史料上「寺内の砦」と呼ばれた場所は秋田城跡焼山地区北西部であると考えられる。

（5）焼山地区北西部の火葬墓について

焼山地区北西部の中世2期遺構には、火葬墓8基が検出されている。同様な火葬墓は後城遺跡A地区でも確認されており（秋田市1981b）、いずれも模範鏡が伴うことから、16世紀後半のものであると考えられる。火葬墓の分布は比較的広く確認されており、墓域が形成されていたと考えられる。

慶長年間に書かれたとされる「古四王神社縁起」に、古四王神社に附属する寺院として湊三ヶ寺があつたとされている（秋田市1996）。湊三ヶ寺とは、妙覺寺、光明寺、大悲寺の3つの寺院のこと、江戸時代になると久保田城下町の寺町に移転しており、現在は寺内地区には存在しない。このうち、大悲寺については、菅江真澄が「水の面影」の中で、「焼山という山がある。また乾（北西）の方向に普門山大悲寺という天台の寺があつた」と記している（菅江1812、秋田市1999）。こうした史料からみると、秋田城跡焼山地区北西部および後城遺跡A区で検出された火葬墓は、大悲寺の墓域である可能性が高いと言えるだろう。

焼山地区北西部の火葬墓の上に土塁を構築し、中世2期遺構が形成されている。これはもともと大悲寺の寺域であった部分に土塁などの防御施設を造営したものと考えられる。

3 近世

焼山地区で検出された主要な近世遺構は、土取り穴と墓である。近世土取り穴は、北西部から西部にかけて検出されている。近世における粘土採掘の意図は不明であるが、土壁等の利用の可能性が考えられる。秋田城跡の北2kmの地点の土崎地区は、北前船の寄港地として近世以降急速に発展する。こうした港町発展に伴い、土蔵などの需要が高まり、土壁の材料として寺内丘陵の良質な粘土層が好まれた可能性がある。

北西部の西端の114次調査では、16世紀末～17世紀代の近世墓が発見された。火葬墓が大半であるが、SK2564からは五輪塔の火輪部が出土し、また、SX2570の集石遺構は、一字一石経が含まれており、仏教関係遺構であると考えられた。このような墓域は、16世紀後半の火葬墓と同じような場所で検出され、先に指摘したように、近世初頭まで大悲寺の墓域の一画であったと考えられる。

第3節 焼山地区の機能と性格

1 先史時代における焼山地区的機能と性格

焼山地区からは、縄文時代後期・晚期、弥生時代前期～中期の遺物が出土していることから、これらの時代の利用があったと考えられる。特に弥生時代中期の遺物が多く出土する北西部は、当該期の集落遺跡などが存在した可能性がある。これらの遺構は、古代秋田城の造営に伴い、失われてしまったと考えられる。

2 古代における焼山地区的機能と性格

古代における焼山地区的特徴は次の2点に集約される。一つ目は中央部の規則的な配置に基づく大規

模な掘立柱建物跡群であり、もう一つは南西部における城内区画施設と鉄生産関連遺構の存在である。

政府域の北西にあたる焼山地区中央部に大規模な掘立柱建物跡群が創建段階の8世紀第2四半期から9世紀代まで継続して配置されている。これらの建物群の機能は倉庫であることが様々な観点から示唆された。

8世紀第2四半期の焼山Ⅰ期には中央部掘立柱建物跡A類の3間×7間の総柱式建物跡が1棟検出されただけであるが、地形が削平されている部分の北側に建物が連続的に配置されている可能性がある。8世紀後半段階の焼山Ⅱ期には、中央部掘立柱建物跡B-1類が東西二列の規則的な配置で建て並べられている。配置計画の検討から、東列が作られた後に、西列が増設された可能性が指摘され、最終的に2間×5~7間の側柱建物跡が南北に120m、東西に36mの範囲に想定では8棟の建物（実際の検出は7棟）が立ち並び、城内施設としては政府を上回る規模の建物群となる。8世紀末・9世紀初頭からの焼山Ⅲ期以降には、中央部掘立柱建物跡C-1類となり、2間×2~3間の建物が2棟連結する双倉構造の総柱式建物で構成され、南北80m、東西55mの範囲に逆L字形に配置され、前段階に引き続き大規模な建物群が展開する。これらの建物の存続期間は不明な点が多いが、焼山Ⅳ期の9世紀代3四半期、すなわち元慶の乱（878）まで継続された可能性がある。こうしたA類・C-1類建物跡は総柱式であるため倉庫群と考えられ、B-1類は側柱建物であるものの、間仕切りなどもみられ、前後の段階の建物群と規模と配置を踏襲していることから倉庫群と考えられる。

このような焼山地区的倉庫群は他の城柵では類をみない規模である。秋田城が大規模倉庫群を備えている背景として、蝦夷に対する饗給・朝貢物資の大規模集積と貯蔵管理の必要性、があげられるだろう。秋田城は最北の城柵であり、北方の蝦夷との朝貢・饗給の場としての機能が特に重視されていたと考えられ、こうした蝦夷の朝貢に対する饗給機能は、実際に秋田城跡出土の「狄饗料」の71号木簡の出土文字資料で裏付けられている。また、元慶5年（881）4月25日の条にみえる元慶の乱で被害にあった品目と数量が報告されているが、備蓄されていた数量は膨大であり、大規模な貯蔵管理が行われていたことがわかる（秋田市史古代-178）。このような対蝦夷の饗給・朝貢物資のやりとり、いわゆる北方交易は、最北の城柵としての地域性に基づき、律令国家の政策的に付加された秋田城の特徴的な機能であると考えられる。そして、そのような北方交易を支えた施設が焼山地区の中央部掘立柱建物跡と言っても過言ではないだろう。なお、焼山地区で検出された建物のうち、政府域に近い場所に配置される中央部掘立柱建物跡B-2類（SB1922・1923・1924）とC-2類（SB1925）は、配置計画を検討すると政府域に類似した基準で行われており、実務官衙域である可能性が示唆されている点は付記しておきたい。

政府西門からは、こうした倉庫群の東側をクランク状に折れ曲がりながら城内西大路が敷設されていたと想定でき、外郭西門に至る。外郭西門は他の門と比べて総じて規模が大きい。特に8世紀末・9世紀初頭の焼山Ⅲ期の外郭西門（SB1989）は外郭東門・南門よりも大きく、最大規模になっている。また、外郭西門Ⅲ期以降は、梁間が桁行に対して相対的に広くなることから、重層門の可能性が指摘されており、寺内丘陵で最も標高の場所の一つに立地しているため、日本海からみればランドマークのような存在であっただろう。外郭西門からの城外西大路は、はじめ地形に沿って北西方向に延びるが、途中でほぼ真西になり、緩やかな緩斜面を下り、その延長線は秋田城西側に隣接する後城遺跡で検出されている道路遺構に連続している。そして、後城遺跡内を通過し、旧雄物川河口部に至ると考えられる。このように、旧雄物川河口部に最も近い場所に外郭西門を設置し、その城内側の政府に至る間に倉庫群を設置することは、荷物を運び入れることを考えると、極めて合理的な配置であるといえる。

焼山地区的もう一つの大きな特徴は、南西部の鉄生産関連遺構を擁する城内区画施設である。焼山地

区南西部は、8世紀代はほぼ空闊地であり、中央部掘立柱建物群のような配置計画のようなものはなかったと考えられる。それが8世紀末・9世紀初頭に整地され、9世紀第2四半期からの焼山IV期になると城内区画施設が設置される。この城内区画施設は、1辺が約60mの方形で、北で11~13°東に振れる平行四辺形を呈している。この方形区画は、政庁計画基準線に基づくものではないのは明確であり、外郭西辺の傾きに合わせていると考えられる。城内区画施設内には、焼土遺構や堅穴建物が方形区画の方位に合わせて配置されており、鉄製品、フイゴ羽口、金床石、鉄滓など、鉄生産に関わる遺物が出土している。この城内区画施設と焼土遺構は、9世紀第2~4四半期がピークであり、9世紀第4四半期には城内区画施設は消失する。しかし、同時に真北方向の堅穴建物跡に徐々に変遷し、焼山VIA期の下限である10世紀第2四半期頃まで続く。この真北方向の堅穴建物跡においても、鉄製品、フイゴ羽口、鉄滓等の鉄生産関連遺物が出土しており、鉄生産は継続されたものと考えられる。

こうした南西部遺構群は、政庁計画基準線を全く考慮せず配置していることや焼山地区の遺構時期区分と必ずしも一致せず、徐々に遺構が変遷することの特徴からみても、秋田城の施設としては独特で、8世紀第2四半期の創建当初の計画にはなく、9世紀代に入って急速運営されたものであり、独立性の高い施設であると考えられる。

南西部遺構群から鉄滓は出土するものの、その量は一般的な製鉄遺跡に比べれば少量であるため、小鍛冶程度の作業がなされたと考えられる。また、鉄製品の種別は、鉄鏃・刀子・斧・鎌・馬具など多様であり、律令的な軍事に関わるものだけでなく、生活用具に供することができる製品が含まれている。また、焼土遺構は平地式で、北関東から東北南部を中心に分布する「円筒形自立炉」(西浦北型堅形炉) (能登谷 2020、笠澤 2020) に最も形態が類似している。また、南東部からは関東系の須恵器や土師器(武藏型甕)が出土している。また、砥石の石材も群馬県西部産の可能性が指摘されている。こうした点から、焼山IV期以降に展開する南西部鉄生産関連遺構は、関東系の鉄生産技術を導入した可能性が考えられる。ただし、課題としては焼山地区的焼土遺構は9世紀第2~4四半期であるのに対し、「円筒形自立炉」(西浦北型堅形炉)は、群馬県では10世紀中頃からとみられており(笠澤 2007)、その年代差については今後の課題である。

このような南西部の鉄生産関連遺構群は、同じく鉄生産施設を有する大畠地区の様相とは異なっている。こうした南西部鉄生産関連遺構群は何を意味するだろうか。仮説として考えられるのは、北方交易活動の一環として、鉄製品を加工していた可能性である。南西部遺構群の開始期は9世紀第2四半期であり、中央部の倉庫群が充実している段階である。秋田城が北方交易の窓口となっていたことは様々な観点から指摘されていることであるが(伊藤武士 2006)、北方の蝦夷にとって最も需要が高いのは、9世紀段階では自ら生産することができなかつた鉄製品なのではないだろうか。そのため、南西部で出土する鉄製品に生活用品に供するものが含まれているのは、供給先が律令国家内部の兵士ではなく、北方の蝦夷などの対外的なものだった可能性がある。9世紀代には秋田城交易の定例化と肥大化に伴い、秋田城の北方交易の独占化が進み、王臣家・国司や富豪層らの独自の経済活動が内在し、多様化する兆候があるとの指摘がある(蓑島 2022)。そして、元慶の乱を契機として、秋田城は朝貢型交易の中心拠点としての役割を終え、外が浜や岩木川下流域に拠点が移っていった、という考察もなされている(蓑島前掲)。焼山地区的南西部鉄生産関連遺構の9世紀第2~4四半期をピークとする遺構変遷は、こうした秋田城の北方交易の推移と関係している可能性があり、今後追求していくべき課題である。

以上、焼山地区においては、中央部の規則的な配置の大規模倉庫群と南西部の鉄生産関連施設が大き

な特徴であり、大規模倉庫群は北方の蝦夷との朝貢・交易活動を支えた物資集積管理機能をもつ重要な施設であったと考えられる。また、南西部の鉄生産関連施設は律令国家内部の需要に応えるものというよりも、北方の蝦夷などの対外的な要請によるものである可能性が考えられた。このような施設群を擁する焼山地区は、最北の城柵である秋田城がもつ北方世界の玄関口であるという特性が顕著に現れている地区であるといえる。

3 中世以降における焼山地区的機能と性格

焼山地区北西部には、中世後期の遺構が重複しており2段階の変遷がある。中世1期遺構は、台地上を材木塀等で区画する段階で、14～15世紀代と考えられる。文献史料との対比から、この段階は後城遺跡の中世遺構群とともに、湊安東氏を興した安東鹿季が伐ったとされる「秋田之湊」に相当するエリアの一部であると考えられた。

中世2期遺構は、先の中世1期遺構に加え、台地裾部に土塁や切岸状遺構を配置し、二重の区画にする段階で、16世紀後半と考えられた。また、この土塁などを配置する直前は、火葬墓が広がっており、かつてこの周辺に存在した湊三ヶ寺の一つである大悲寺の墓域であると考えられた。文献史料との対比から、この段階は、『奥羽永慶軍記』に記される湊安東氏と檜山安東氏が争う湊合戦時の「寺内の砦」と考えられる。墓域については、近世の17世紀代まで北西部西端で継続しており、元和年間（1615～1624）に大悲寺が久保田城下町の寺町に移転するまで利用されていたと考えられる（秋田魁新報社 1996）。

14～15世紀代の焼山地区北西部中世1期遺構は、西側に隣接する後城遺跡とともに「秋田湊」とよばれている一帯であったと考えられるが、応永年間（1394～1428）にこの一帯へ進出した安東鹿季は、湊安東氏の始祖となり「秋田屋形」の号を幕府から許され、上国（北海道日本海側）の北方権益を掌握したと考えられている（齊藤 2014）。また、「実質的な秋田城介の地位にあるものとして「秋田屋形」を称したもの」とみられている（齊藤前掲）。このように古代秋田城の時代に北方交易を支えた施設が配置されていた焼山地区は、中世後期に海上交通に長けた安東氏の拠点となり、中世後期の「三津七湊」の一つとして数えられる「秋田湊」として再び活性化し、隆盛を極める。こうした中世後期における再利用は、秋田城跡焼山地区的立地や特性を考える上で、時代を超えた地理的な共通性を見いだすことができるだろう。

註1：SB1209の北側のSB022は国営調査で梁間3間×桁行7間と報告されている（文化財保護委員会 1961、図版9-②）。本報告では、SB022は周辺の建物規模からみて梁間2間としたが、配置計画の観点からみて、東側の削平された部分にSB1209と同様な総柱式で梁間3間の焼山I期の掘立柱建物跡が重複して存在していた可能性を示唆するものであると考えられる。

註2：註1と同様で、SB022は国営調査で梁間3間×桁行7間と報告されており（文化財保護委員会 1961、図版9-②）、ここで想定した建物Xが重複していた可能性がある。

註3：川田壽文氏、伊藤武士氏のご教示による。

註4：十和田a火山灰（To-a）の降下年代は、西暦915年と考えられてきたが（町田他 1981、早川・小山 1998）、近年、白頭山火山灰（B-Tm）の年代を946年とした場合、十和田a火山灰は923～924もしくは932年になるのではないかとの意見が提出されている（箱崎 2019）。十和田a火山灰の年代が915年でない場合は、従来の土器編年の10世紀代の年代観や秋田城の10世紀代の遺構区分の年代も修正する必要があると考えられるが、現時点では915年説を否定する直接的根拠が未確定であると考えられるため、本報告においては十和田a火山灰の降下年代を従来の915年とする立場をとり、議論を進めている。

結語

秋田市による秋田城跡の発掘調査は、昭和 47 年（1972）に開始されてから 51 年が経過した。秋田城跡の総括報告書として、平成 13 年度（2001）の「政庁」、平成 19 年度（2007）の「鶴ノ木地区」の刊行に続き、三冊目となる「焼山地区」がこのたび刊行される運びとなった。秋田市による発掘調査の初期から、実に多くの関係機関および研究者の方々からご指導をいただき、中には鬼籍に入られた方もおられるが、心から感謝申し上げる次第である。

秋田市による焼山地区の最初の調査は、昭和 49 年（1974）の第 14 次調査で、外郭西辺の築地塀跡が検出された。この調査以前に、2 地点で築地塀跡が確認されていたことから、秋田城の外郭線が築地塀で閉まれていたことが確実のものとなった記念すべき調査であった。また、続く昭和 51 年（1976）の焼山地区における第 19 次調査では、築地塀跡の下部の整地層から 8 世紀前葉の土師器が出土し、天平 5 年（733）の秋田出羽柵の創建段階から築地塀跡であることが確認された。最北の城柵官衙遺跡である秋田城が、平城京や多賀城のように外郭線が築地塀であることは、これまで軍事的な性格が強いと考えられていた城柵のイメージを大きく変え、行政機能を有する古代官庁であるという認識に変えていく契機となった。

このたび本書でまとめた焼山地区は、昭和 36・37 年度の国営発掘調査において、大規模な掘立柱建物跡、外郭西辺、中世遺構など、本報告でとりまとめた事項の多くの要素が既に指摘されてきた。秋田市による調査は、このような国営調査の調査成果を引き継ぐかたちで実施してきた。

以下、焼山地区的調査成果をまとめると次のようになる。①焼山地区では古代の遺構変遷として、7 期の時期変遷を把握した。②焼山地区中央部において、8 世紀後半から 9 世紀代に規則的な配置に基づく大規模な掘立柱建物群が展開し、その機能は倉庫であると考えられた。③このような倉庫群の展開とともに、外郭西門も大型化・重層門化する。④外郭西門から城外西大路が延び、史跡外の西側隣接地の後城遺跡を通り、旧雄物川河口部に至る。⑤当地区の南西部には材木塀で囲まれた独立性の高い城内区画施設が 9 世紀第 2 四半期から 9 世紀第 4 四半期に配置され、鉄生産関連の遺構が展開する。⑥古代城柵官衙の秋田城としての機能は 10 世紀中葉に失われていくが、中世後期の 14～15 世紀には再び利用され、漆安東氏が拠点とした初期「秋田塗」の一部となること、また、16 世紀後半には漆安東氏と檜山安東氏による済合戦時には、「寺内の砦」と呼ばれる拠点であったと考えられる。

上記①～④の成果は、秋田城が担ったとされる北方交易と密接に関係する可能性が指摘される。また、⑤の南西部鉄生産遺構群も、律令制の内部ではなく、対外的な鉄需要に応えるための施設の可能性があり、同様に秋田城の北方交易との関係が指摘される。⑥について、海上交通得意とし北方交易を掌握した安東氏による当地の再利用は、時代を超えた焼山地区的特性が示されているものと考えられる。

秋田城の本質的な価値を二つあげるとすれば、一つは、政庁や外郭が瓦葺築地塀で囲まれる壯麗な城が律令国家の領域の最北端に形成されていることであり、もう一つは、秋田城以北の北東北及び北海道等の地域との交流の玄関口であり、北方交易の中心を担ったことである。焼山地区に展開する遺構群は、後者の秋田城の北方交易としての役割を支えた重要な施設であったと考えられる。本報告に掲載した遺構および遺物の内容については、上記のような観点から、広い視点でさらなる検討が必要である。

以上のように、秋田城跡の焼山地区は、古代・中世の北方地域との交流拠点となった、外に開けた場所であったといえるだろう。

最後に、本書の刊行が古代城柵官衙遺跡研究の一助になることを心から願うものである。

引用文献

- 秋田魁新報社 1996 『心のふる里「秋田のお寺」』
- 秋田市 1996 『秋田市史 第八巻 中世 史料編』
- 秋田市 1999 『秋田市史 第二巻 中世 通史編』
- 秋田市 2001 『秋田市史 第七巻 古代 史料編』
- 秋田市上下水道局 2008 『秋田市水道百年史』
- 青木敬 2014 「硯を読む」『なんぶんけんブログ』<http://www.nabunken.go.jp/nabunkenblog/2014/04/20140401.html>
- 安東和風 1931 『秋田の土と人 土之巻』秋田郷土會
- 伊藤薰 1998 「西ノ谷遺跡出土遺物の金属学的解析」『兵の時代-古代末期の東国社会-』横浜市歴史博物館、pp. 134-143
- 伊藤武士 2005 「秋田城跡発掘調査の成果-9世紀代の構造と機能-」『第31回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』古代城柵官衙遺跡検討会、pp. 85-112
- 伊藤武士 2006 『秋田城跡(日本の遺跡12)』同成社
- 大山宏 1926 「秋田城趾考」『羽城』55号、秋田県立秋田中学校校友会、pp. 14-26
- 大山宏 1932 「秋田城趾に就いて」『秋田県史蹟調査報告第一輯』、pp. 1-60
- 狩野德藏 1897 「秋田城古跡考」(東山太三郎編『秋田寺内旧蹟誌』東山文庫に所収)
- 鎌田正苗 1772 以前 「秋田郡寺内古跡記」『寺内旧蹟記』大館市立中央図書館真崎文庫所蔵
- 川田壽文 2004 「紙纏考-附 日本産磁石地名一覧-」『白門考古論叢 稲生典太郎先生追悼考古学論集』中央考古学・中央大学考古学研究会、pp. 367-406
- 神田和彦 2012 「安東氏と秋田湊-考古学調査の成果から-」『歴史』119、pp. 59-85
- 栗田茂治 1926 『秋田城考』私立秋田市教育会
- 黒澤道形 1823 「秋田千年瓦」(今村義孝 1971 『新秋田叢書 第3巻』歴史図書社所蔵)
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2019 「下芝内出畠遺跡・和田山天神前2遺跡-主要地方道前橋安中富岡線社会資本総合整備 (活力・重点)事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-」群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第660集
- 経済企画庁総合開発局土木調査課 1966 「土地分類基本調査 地形・表層地質・土じょう-秋田-5万分の1』
- 齊藤利男 2014 「湊安東氏の誕生と「二つの安東」体制の成立」『安東氏シンポジウム よみがえる湊安東氏の世界と「二つの安東」』、pp. 7-12
- 笛澤泰史 2007 「群馬県における古代製鉄遺跡の出現と展開-その研究序説として-」『研究紀要』25、pp. 61-80、群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 笛澤泰史 2020 「群馬県の製鉄遺跡」『シンポジウム「鉄の道をたどる」予稿集』公益財團法人福島県文化振興財団、pp. 43-50
- 庄内昭男 1982 「秋田市飯島穀丁出土の中世遺物について」『秋田県立博物館研究報告』7、pp. 95-102
- 進藤重記 1762 『出羽国風土略記』(進藤重記 1974 『出羽国風土略記』歴史図書所蔵)
- 菅江真澄 1812 「水の面影」(内田武志編 1969 『菅江真澄隨筆集』平凡社に所蔵)
- 高崎直成 2020 「埼玉県の製鉄遺跡-主に堅型炉の羽口と木炭窯について-」『シンポジウム「鉄の道をたどる」予稿集』公益財團法人福島県文化振興財団、pp. 51-58
- 高階貞房 1843 「天保十四年九月二十日」『寺内村記』
- 戸部一整正直 1883 『奥羽水慶軍記』(今村義直 校注 2005 『奥羽水慶軍記 復刻版』無明舎出版に所蔵)
- 能登谷宣康 2020 「福島県の製鉄関連遺跡」『シンポジウム「鉄の道をたどる」予稿集』公益財團法人福島県文化振興財団、pp. 1-12
- 箱崎真隆 2019 「白頭山10世紀噴火の確定年代からみた十和田カルデラ10世紀噴火年代の再検討」『第20回AMSシンポジウム報告集』pp. 112-115
- 橋本宗彦 1898 『秋田沿革史大成 下』(復刻版 橋本宗彦 一九七三 『秋田沿革史大成 下』加賀谷書店 所収)
- 橋本宗彦 1907 「秋田城考」秋田魁新報
- 早川由紀夫・小山真人 1998 「日本海をはさんで 10世紀に相次いで起こった二つの大噴火の年月日-十和田湖と白頭山-」

引用文献

- 『火山』第 43 号第 5 号, pp. 403-707
- 福田健司 2017 『考古学調査ハンドブック 18 土器編年と集落構造・落川・一の宮遺跡の出自と生業を探る-』 ニューサイエンス社
- 藤岡一男 1981 「秋田城時代の地学的自然環境について」『秋田考古学』37, pp. 1-21
- 文化財保護委員会 1959 『秋田城跡第一次調査概要』
- 文化財保護委員会 1960 『秋田城跡第二次調査概要』
- 文化財保護委員会 1961 『秋田城跡第三次調査概要』
- 文化財保護委員会 1962 『秋田城跡第四次調査概要』
- 星野岳義 2015 「菅江真澄の採集した西行伝承-付載 鎌田正苗『秋田郡寺内村古跡記』-」『社学研論集』25, pp. 73-88
- 町田洋・新井房夫・森脇広 1981 「海を渡ってきたテフラ」『科学』51, pp. 562-569
- 蓑島栄紀 2022 「古代北方交流史における秋田城の機能と意義の再検討」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 232 集, pp. 1-13-145
- 武藤一郎 1926 「秋田城址に就いて」『秋田考古學會々誌』1 卷 3 号, pp. 8-18
- 八木光則 2022 『古代城柵と地域支配』同成社
- 吉田東吾 1907 『南秋田郡』『大日本地名辭書 第 5 冊の下』、富山書房 (吉田東吾 1907 『大日本地名辭書 下』第二版、富山書房, pp. 4583-4608 に所収)
- 渡辺一 1990. 4 「南北企窓跡群の須恵器の年代-鳩山窓跡の年代を中心に-」『墳玉考古』27, pp. 123-146

- 【秋田市教育委員会刊行の発掘調査報告書】※ゴシック体は秋田城跡焼山地区の調査報告が掲載されているもの
- 秋田市教育委員会 1973 『秋田城跡 昭和 47 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1974 『秋田城跡 昭和 48 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1975 『秋田城跡 昭和 49 年度秋田城跡発掘調査概報』…14 次調査
- 秋田市教育委員会 1976 『秋田城跡 昭和 50 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1977 『秋田城跡 昭和 51 年度秋田城跡発掘調査概報』…19 次調査、20 次 A 地区
- 秋田市教育委員会 1978 『秋田城跡 昭和 52 年度秋田城跡発掘調査概報』…21 次調査
- 秋田市教育委員会 1979 『秋田城跡 昭和 53 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1980 『秋田城跡 昭和 54 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1981a 『秋田城跡 昭和 55 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1981b 『後城遺跡発掘調査報告書』
- 秋田市教育委員会 1982 『秋田城跡 昭和 56 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1983 『秋田城跡 昭和 57 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1984 『秋田城跡 昭和 58 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1985 『秋田城跡 昭和 59 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1986a 『秋田城跡 昭和 60 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1986b 『秋田市 新都市開発整備事業関係理叢文化財発掘調査報告書-地蔵田 B 遺跡・台 A 遺跡・湯ノ沢 F 遺跡-』
- 秋田市教育委員会 1987a 『秋田城跡 昭和 61 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1987b 『秋田城跡整備基本計画-秋田城跡・高清水の丘歴史の杜博物館』
- 秋田市教育委員会 1988 『秋田城跡 昭和 62 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1989 『秋田城跡 昭和 63 年度秋田城跡発掘調査概報』…52 次調査、53 次調査
- 秋田市教育委員会 1990 『秋田城跡 平成元年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1991 『秋田城跡 平成 2 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1992 『秋田城跡 平成 3 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1993 『秋田城跡 平成 4 年度秋田城跡発掘調査概報』…59 次調査
- 秋田市教育委員会 1994 『秋田城跡 平成 5 年度秋田城跡発掘調査概報』

- 秋田市教育委員会 1995『秋田城跡 平成6年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1996『秋田城跡 平成7年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1997『秋田城跡 平成8年度秋田城跡発掘調査概報』…66次調査
- 秋田市教育委員会 1998『秋田城跡 平成9年度秋田城跡発掘調査概報』…70次調査
- 秋田市教育委員会 1999『秋田城跡 平成10年度秋田城跡発掘調査概報』…73次調査
- 秋田市教育委員会 2000『秋田城跡 平成11年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 2001『秋田城跡 平成12年度秋田城跡発掘調査概報』…73次調査
- 秋田市教育委員会 2002a『秋田城跡 平成13年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 2002b『秋田城跡 -政庁跡-』
- 秋田市教育委員会 2003『秋田城跡 平成14年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 2004『秋田城跡 秋田状跡調査事務所年報 2003』
- 秋田市教育委員会 2005『秋田城跡 秋田状跡調査事務所年報 2004』
- 秋田市教育委員会 2006『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2005』…85次調査、86次調査
- 秋田市教育委員会 2007a『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2006』…89次調査
- あ秋田市教育委員会2007b『秋田市 湊城跡-秋田都市計画道路(土崎駅前線)に伴う発掘調査報告書(平成17年度調査区)-』
- 秋田市教育委員会 2008a『秋田城跡 秋田状跡調査事務所年報 2007』
- 秋田市教育委員会 2008b『秋田城跡II -鶴ノ木地区-』
- あ秋田市教育委員会2008c『秋田市 湊城跡-秋田都市計画道路(土崎駅前線)に伴う発掘調査報告書(平成18年度調査区)-』
- 秋田市教育委員会 2009a『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2008』…92次調査
- あ秋田市教育委員会2009b『秋田市 湊城跡-秋田都市計画道路(土崎駅前線)に伴う発掘調査報告書(平成19年度調査区)-』
- あ秋田市教育委員会2009c『秋田市 湊城跡-秋田都市計画道路(土崎駅前線)に伴う発掘調査報告書(平成20年度調査区)-』
- 秋田市教育委員会 2010『秋田城跡 秋田状跡調査事務所年報 2009』
- 秋田市教育委員会 2011『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2010』…96次調査
- 秋田市教育委員会 2012『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2011』…99次調査
- 秋田市教育委員会 2013『秋田城跡 秋田状跡調査事務所年報 2012』
- 秋田市教育委員会 2014a『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2013』…102次調査、103次調査
- 秋田市教育委員会 2014b『史跡秋田城跡保存管理計画書』
- 秋田市教育委員会 2015『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2014』…104次調査、105次調査
- 秋田市教育委員会 2016『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2015』…106次調査
- 秋田市教育委員会 2017『秋田城跡 秋田状跡調査事務所年報 2016』
- 秋田市教育委員会 2018『秋田城跡 秋田城跡歴史資料館年報 2017』…108次調査、109次調査、110次調査
- 秋田市教育委員会 2019『秋田城跡 秋田城跡歴史資料館年報 2018』…111次調査
- 秋田市教育委員会 2020『秋田城跡 秋田城跡歴史資料館年報 2019』…112次調査
- 秋田市教育委員会 2021『秋田城跡 秋田城跡歴史資料館年報 2020』…114次調査、115次調査
- 秋田市教育委員会 2022『秋田城跡 秋田城跡歴史資料館年報 2021』…116次調査
- 秋田市教育委員会 2023『秋田城跡 秋田城跡歴史資料館年報 2022』…117次調査



①秋田城跡全景(南東から)



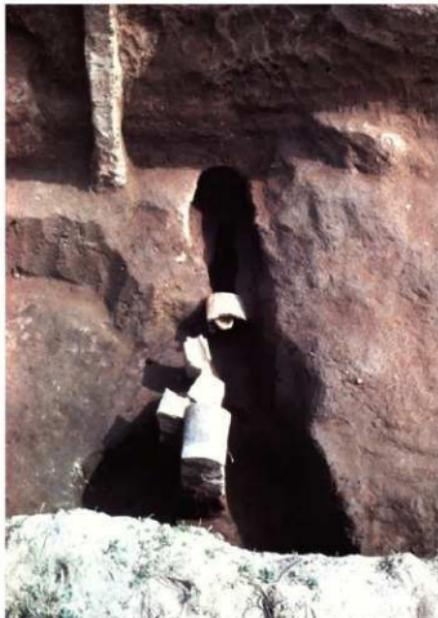
②SB1986～1991外郭西門跡検出状況(92次A区、西から)



①SF177塗地堀跡土層断面(14次、南から)



②SF290塗地堀跡(19次、南から)



③SX295暗渠排水溝塗地屏外側(19次、西から)



①SF290築地堀跡(19次、北から)



②SF981築地堀跡、SA974・975材木堀跡、SD976溝跡(52次、北から)



①SF2300墳地堆跡土層断面(105次A区、東から)



②SB1208・1209掘立柱建物跡(59次、北から)



①SB022・1207～1209・1449・1450掘立柱建物跡(59・66次、北西から)

中央部掘立柱建物跡

- 345 -

図版 5



①SB022・023・1451+1512掘立柱建物跡(70次、写真上が南)



①SX2494焼土遺構(108次、東から)



②SX2331・2332道路遺構(106次A区、西から)



①SB2002掘立柱建物跡(92次B区、東から)



②SA2335～2338材木礎跡等(106次B区、南東から)



①国営調査 焼山地区遠景(南東から)



②国営調査 振立柱建物跡(SB022、南から)



③国営調査 推定檜跡(東から)



①SB1986～1991外郭西門跡、SF2238・2239築地跡(102次、南西から)



②SB1986 P4柱掘り方(92次A区、西から)



③SB1986 P5・SB1989 P2・SB1990 P1(92次A区、南西から)



④SB1991 P4柱掘り方(102次、北から)



⑤SB1991 P12柱掘り方(102次、東から)



①SF2238・SF2239築地壙跡北西隅コーナー部分(102次、北西から)



②SF2238・SF2239 P2寄柱(102次、北西から)



③SA2236・SF2238 土層断面(102次、南から)



④SA2236材木壙跡(102次、西から)



⑤SA2236材木壙跡(102次、南から)



①SF177築地壠跡(14次、北から)



②SF177築地壠跡土層断面(14次)



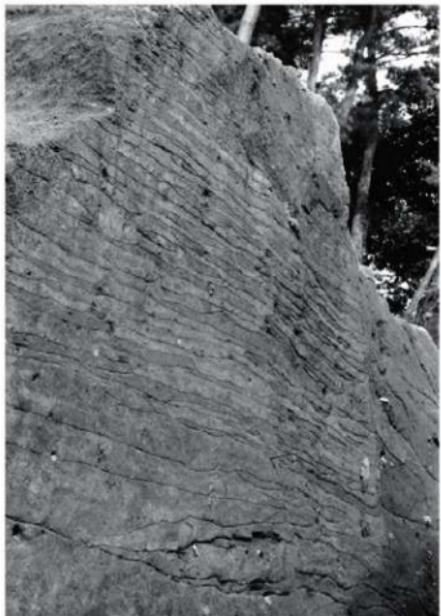
③SB176階状建物跡(14次、北から)



④SB292・293木柱跡と崩壊瓦(19次、北から)



⑤SF290築地壠跡(19次、北から)



①SF177築地塀跡土層断面(19次、南西から)



②SX295暗渠排水溝築地塀内側(19次、東から)



③SX295暗渠排水溝築地塀外側(19次、西から)



④SF981築地塀跡、SA974・975材木塀跡(52次、北から)



⑥崩壊瓦出土状況(52次)



① SA2278・2279材木跡半裁状況(104次、南から)



② SA2298・2299材木跡半裁状況全景(105次A区、西から)



③ SF2300築地跡検出状況(105次A区、南東から)



④ SF2300築地跡南側崩壊瓦集中状況(105次A区、南東から)



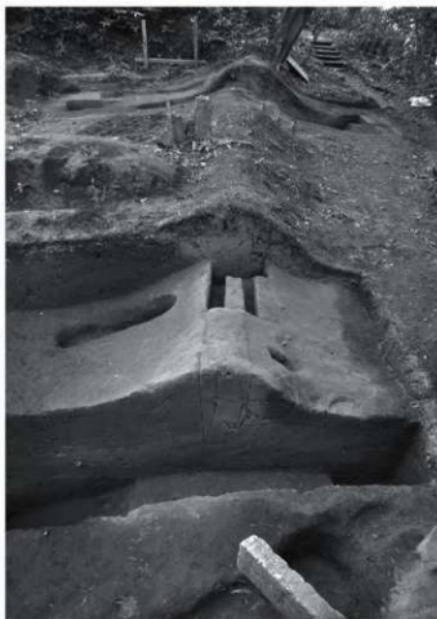
⑤ SF2300・2312・2315遠景(105次A・D・E区、東から)



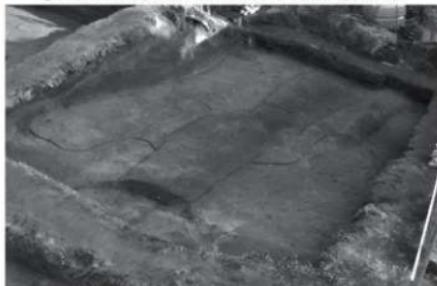
⑥ SF2312・2315築地跡遠景(105次D・E区、東から)



①SF2352築地跡検出状況(106次C区、北から)



②SB2356・2357、SA2313・2314・2358(106次D区、西から)



④SA2577A・B材木跡検出状況(115次、北西から)



⑤SA2577A・B材木跡柱痕跡検出状況(115次、南から)



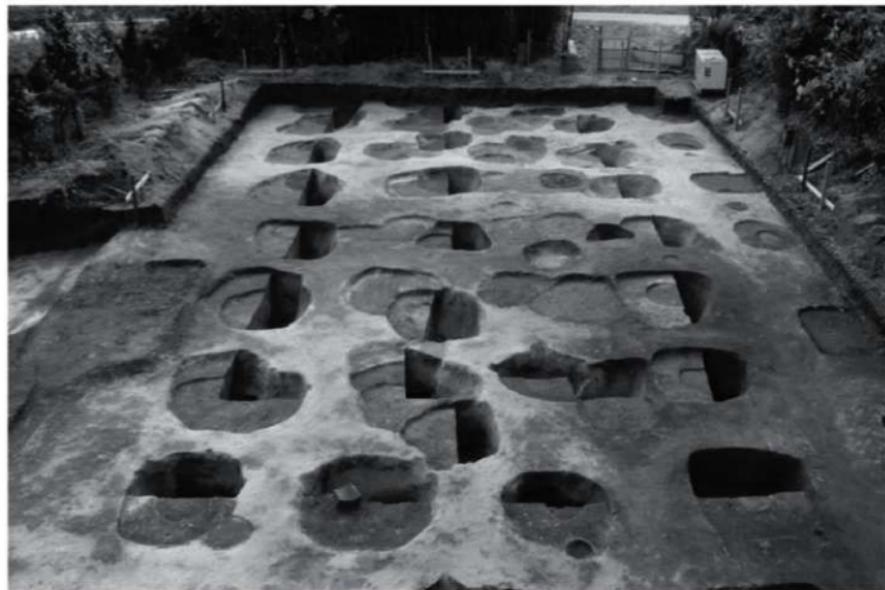
⑥SA2580材木跡(116次、南から)



⑦SF2624築地跡検出状況(117次C区、南東から)



①SB313掘立柱建物跡(21次、東から)



②SB1208・1209掘立柱建物跡(59次、北から)



①SB1208・1209掘立柱建物跡掘り方(59次)



②SB1209掘立柱建物跡掘り方(59次)



③SB022掘立柱建物跡(66次、北から)



④SB023掘立柱建物跡(70次、南から)



⑤SB022掘立柱建物跡柱掘り方(66次)



⑥SB022掘立柱建物跡柱掘り方(70次)

中央部掘立柱建物跡

図版17



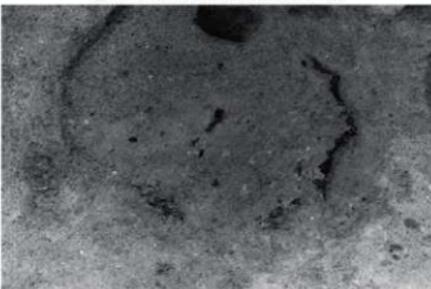
①SB316掘立柱建物跡(73次、南から)



③SB1798掘立柱建物跡(85次、北から)



④SB1922・I923掘立柱建物柱掘り方検出状況(89次、東から)



⑤SB1922掘立柱建物跡炭化柱材検出状況(89次、東から)



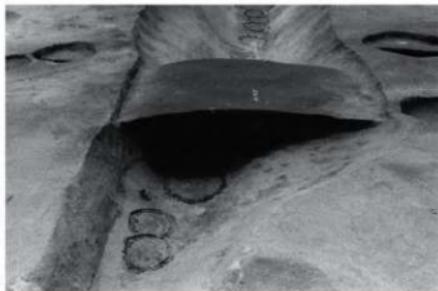
⑥SB1924掘立柱建物跡(89次、西から)



⑦SB1925・1928掘立柱建物跡(89次、西から)



①SA1801材木削跡(85次、南から)



②SA1803材木削跡布掘り溝断面(85次、東から)



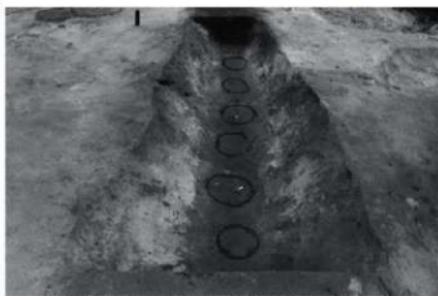
③SA1802材木削跡布掘り溝断面(85次、南から)



④SA2066材木削跡(96次、南から)



⑤SB2064・2065掘立柱建物跡(96次、南西から)



⑥SA2066材木削跡柱痕跡検出状況(96次、南から)



①SA2066材木縫跡(99次、北から)



②SA2066材木縫跡柱痕跡(99次、南から)



③SA2066材木縫跡南側(99次、北から)



④SA2152材木縫跡(99次、南西から)



⑤SA2151・2154材木縫跡、SD2155溝跡(99次、南西から)



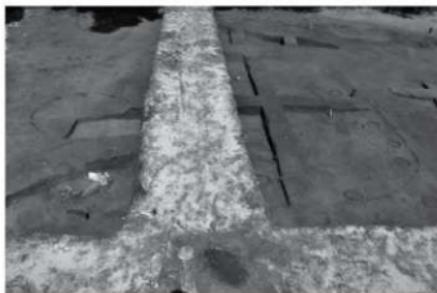
⑥SA2153、SD2156、SK2164(99次、西から)



①SX2492焼土遺構(108次、南西から)



②SX2494焼土遺構(108次、北東から)



③SI2459堅穴建物跡(108次、南から)



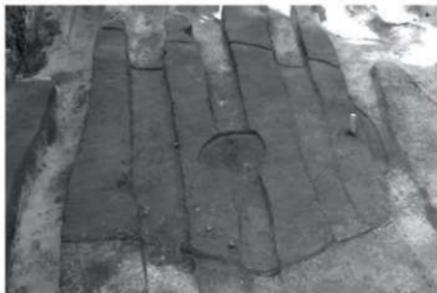
④SI2459堅穴建物跡カマド(108次、南西から)



⑤SI2460堅穴建物跡(108次、西から)



⑥SX2553焼土遺構(112次、北から)



⑦SX2557焼土遺構(112次、北から)



⑧SI2587堅穴建物跡(116次、北から)



①SX2627道路遺構硬化面半裁状況(104次、南西から)



②SX2331道路遺構(106次A区、西から)



③SD2319溝跡(106次A区、西から)



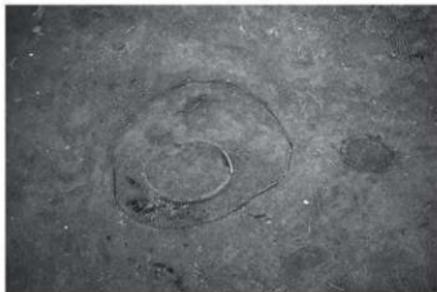
④SX2333溝状遺構検出状況(106次A区、南から)



⑤第III層面検出遺構全景(109次、北東から)



⑥SX2571道路遺構硬化面一部掘り下げる状況(114次、南から)



①SX2599火葬墓検出状況(117次A区、南から)



②SX2599火葬墓半裁状況(117次A区、南から)



③SX2004土壙跡断面(92次B区、南西から)



④SX2003土壙跡断面(92次B区、南東から)



⑤SX2265検出状況(103次A区、北東から)



⑥SX2265土壙跡半裁状況(103次A区、東から)



⑦SA2317・2318住痕跡検出状況(106次A区、東から)



⑧SA2335・2336, SD2341半裁状況(106次B区、東から)



①SA2337・2338材木跡(106次B区、西から)



②SX2602切岸状遺構(117次A区、南東から)



③SA2600材木跡、SD2601溝跡(117次A区、東から)



④SX2608・2609土壙跡(117次B区、南西から)



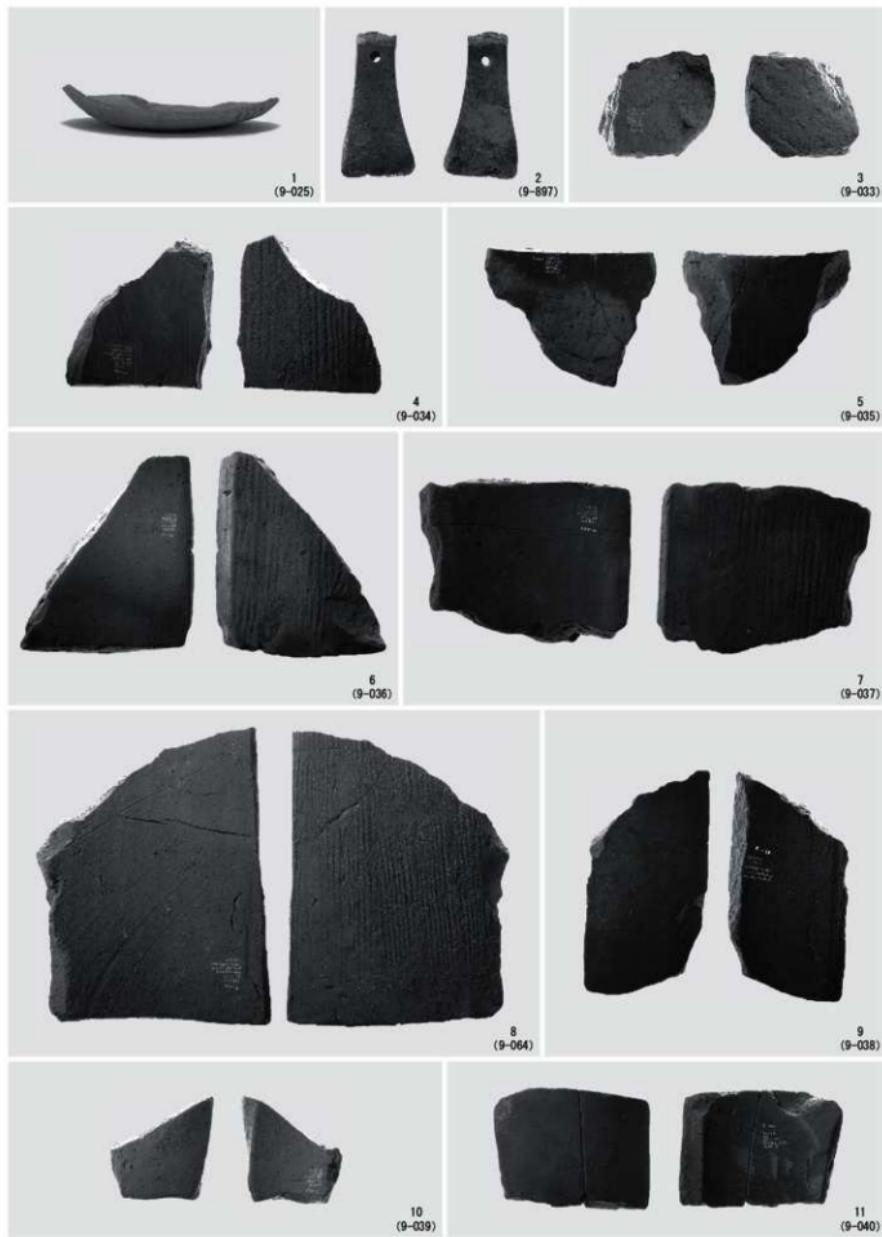
⑤SD2607溝跡半裁状況(117次B区、北西から)



⑥SX2570集石遺構検出状況(114次、北から)

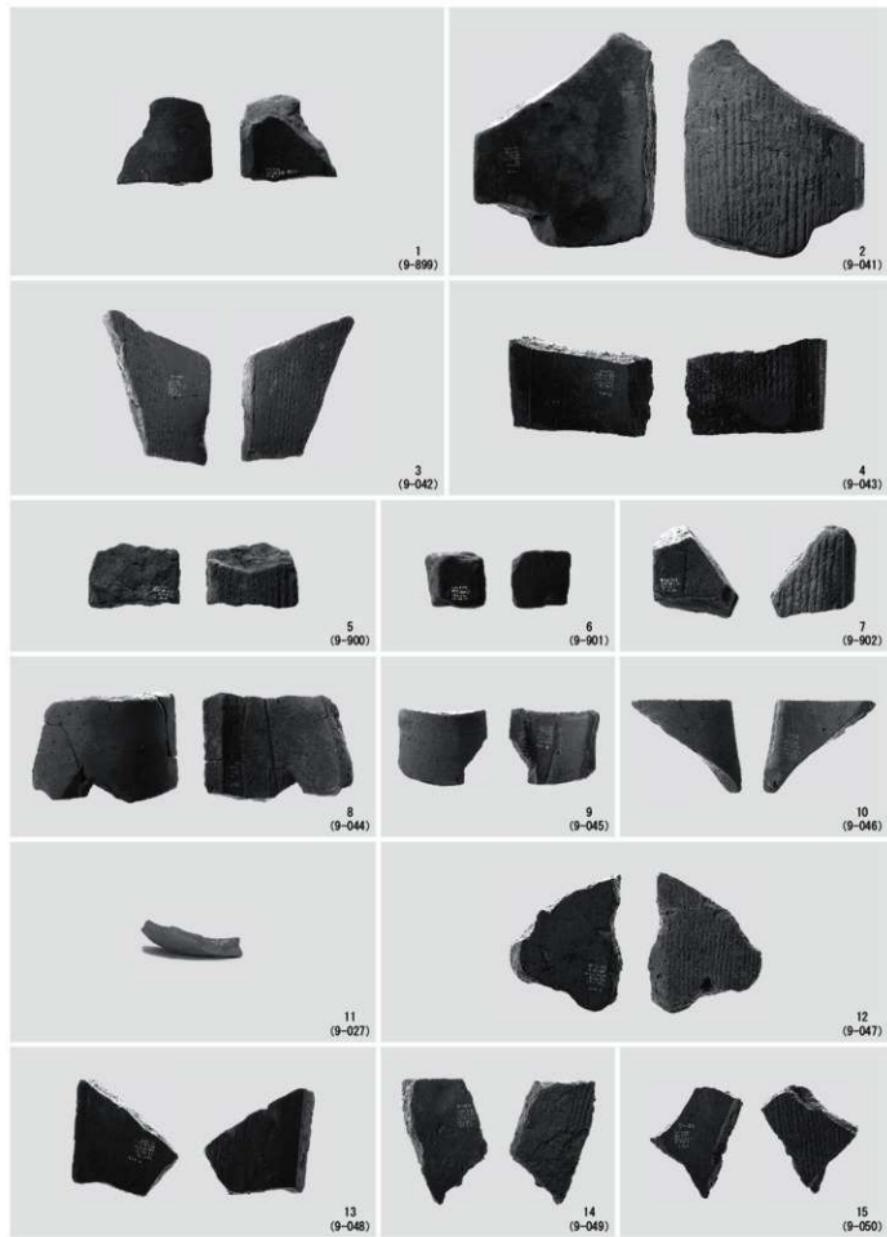


⑦SK2567火葬基半裁状況(114次、南から)



1~11 SB1987 (92次A区、102次)
(1は2/5、2は1/2、3~11は1/4)

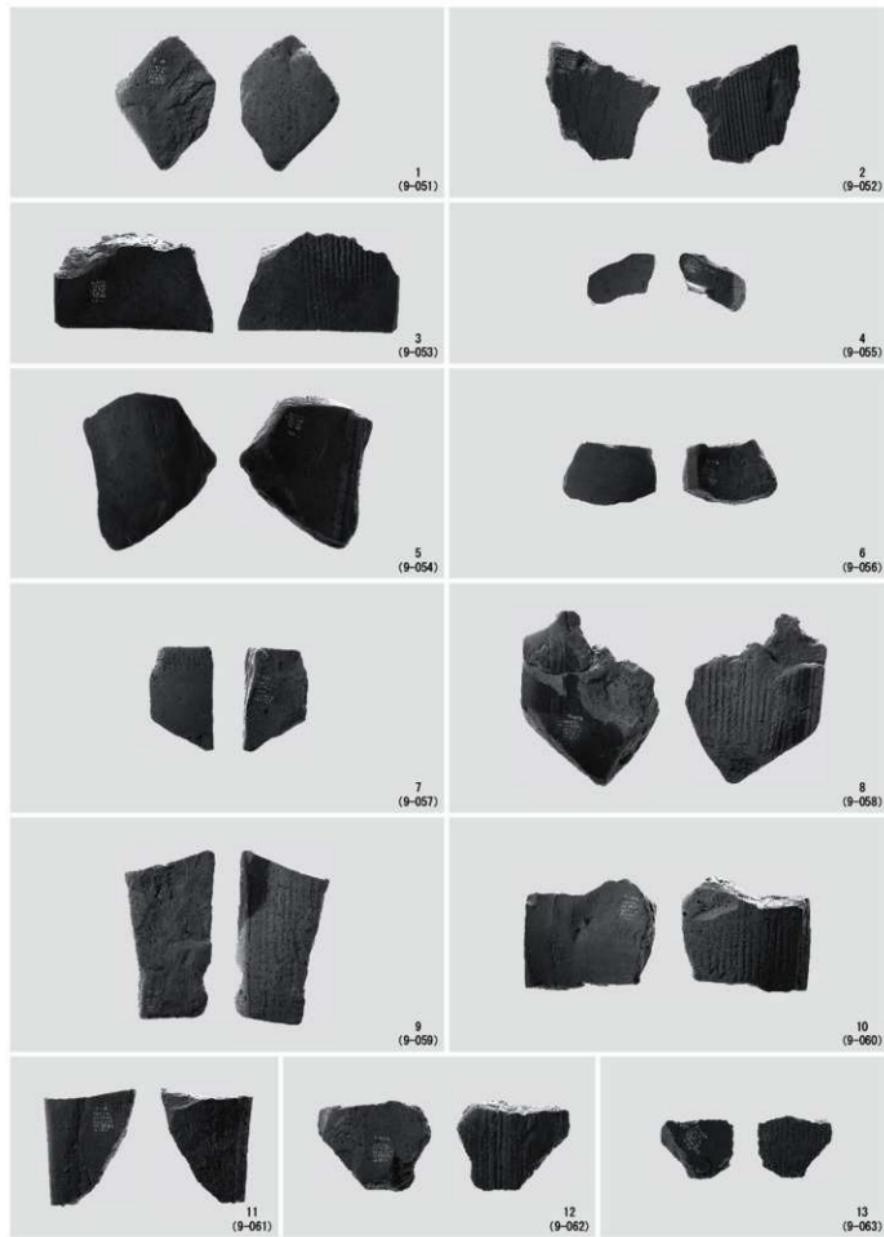
外郭西門跡出土遺物①



1 SB1987 (102次)、2～10 SB1988 (92次A区、102次)、11～15 SB1989 (92次A区)
(11は2/5、それ以外は1/4)

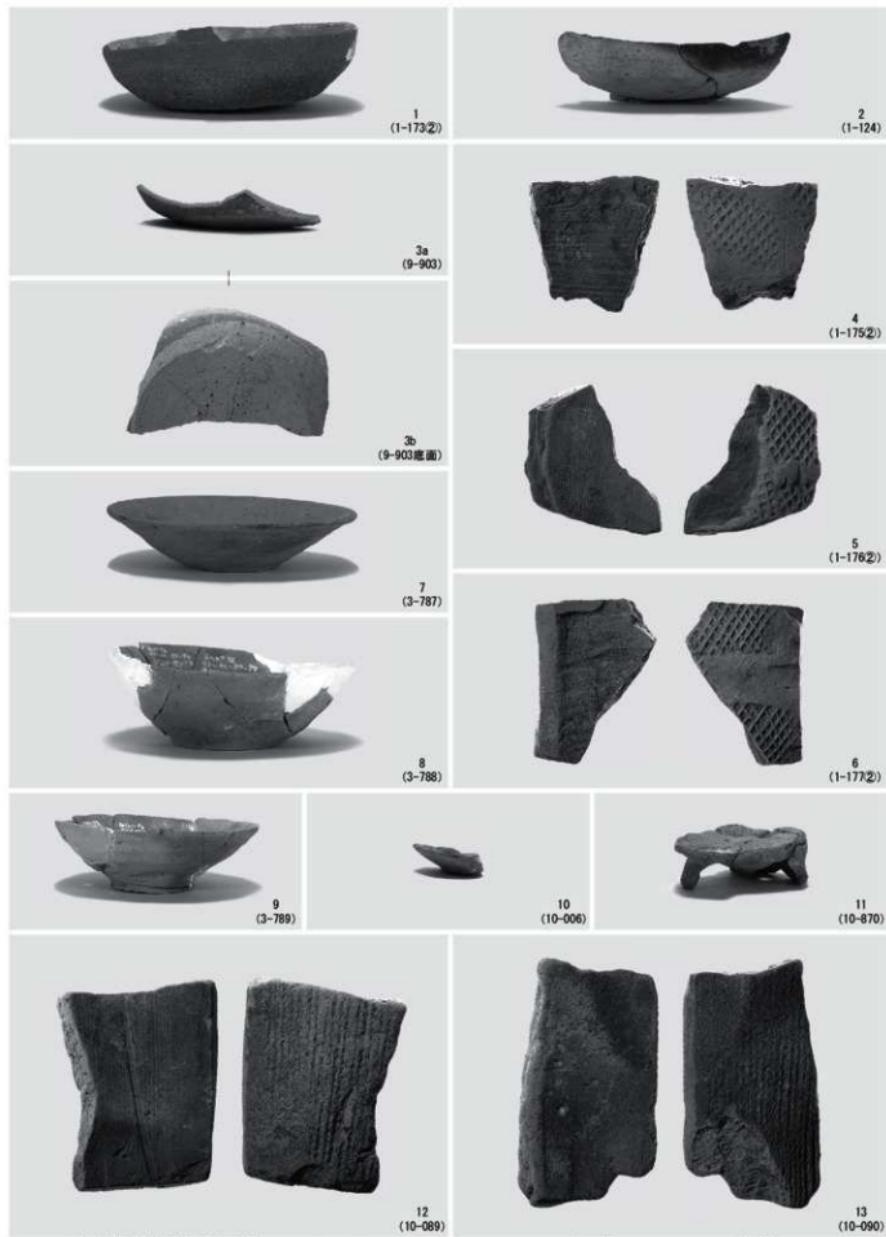
図版26

外郭西門跡出土遺物②

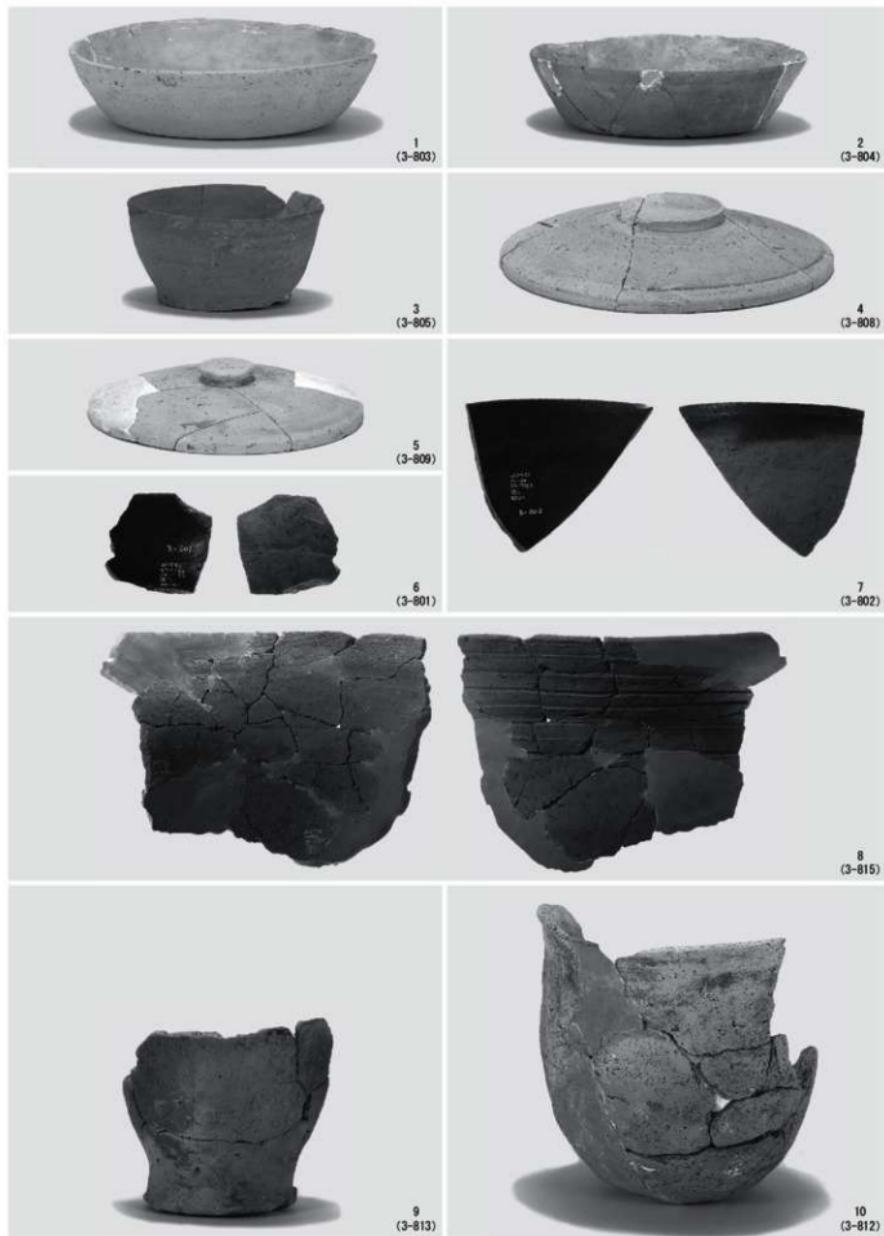


1 ~ 7 SB1989 (92次 A区)、8 ~ 13 SB1990 (92次 A区)
(すべて 1/4)

外郭西門跡出土遺物③



1・2 19次5層築地基底部間層灰色土、3 SF2239P2-2 (102次) 4～6 SD292 (19次)、7～9 SD976 (52次)、
10 SA2278 (104次)、11 115次V-1層、12・13 築地解崩破瓦 (105次A区IV-4-①層)
(4～6・12・13は1/4、それ以外は2/5)

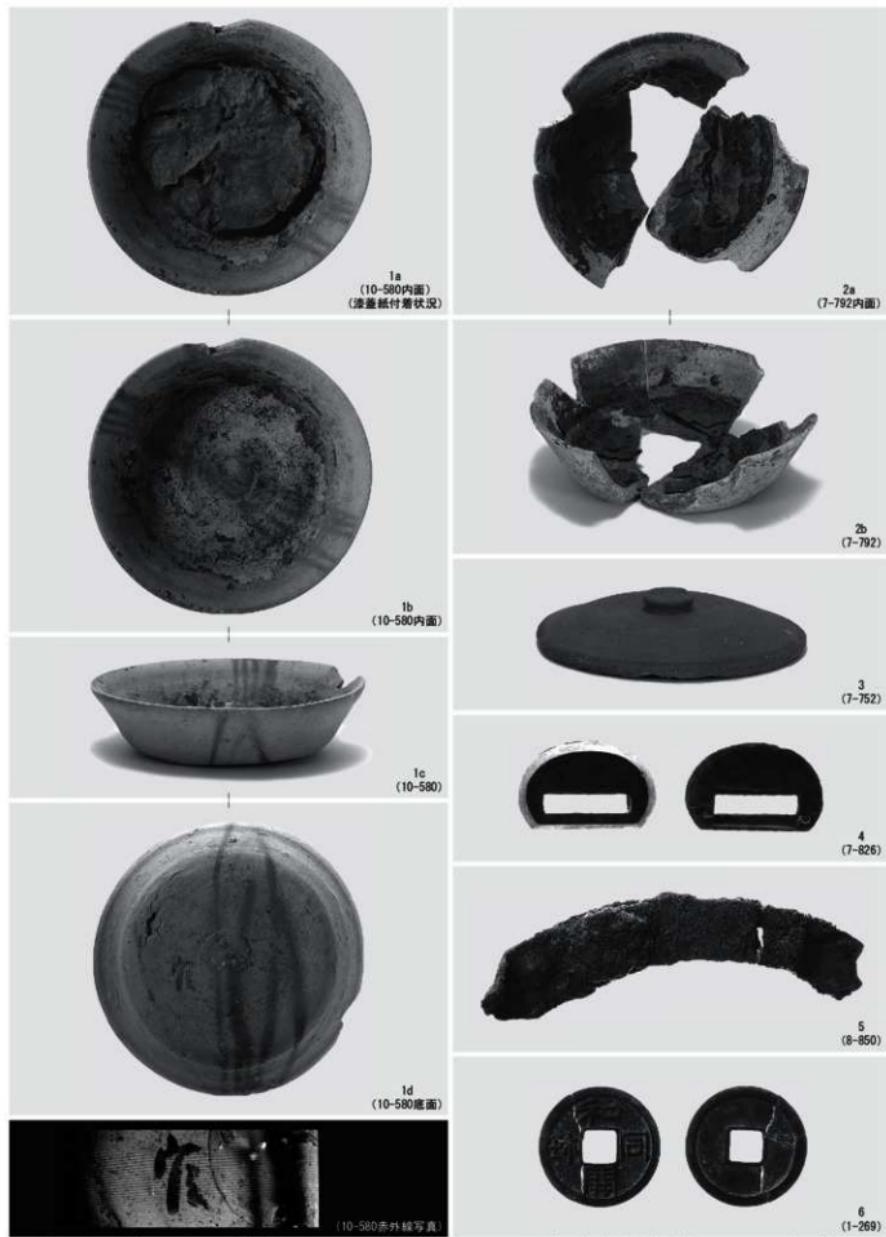


1～9 燐土炭化物層出土土器、10 覆土（下層）出土土器
(すべて 2/5)

SK984 土取り穴(52次)出土遺物

— 369 —

図版29



1 SI2528 (111次)、2 SK1631 (73次)、3 SB316 (73次)、4 SB316P4・P6 間の小ビット (73次)、5 SB1924 (89次)、
6 SI306 (21次)

(1~3は2/5、4~6は1/2、5は1/1)

図版30

中央部出土遺物



1
(10-687)



2
(10-425)



3
(10-426)



4
(10-427)



5
(10-428)



6
(10-429)



7
(10-404)



8
(10-401)

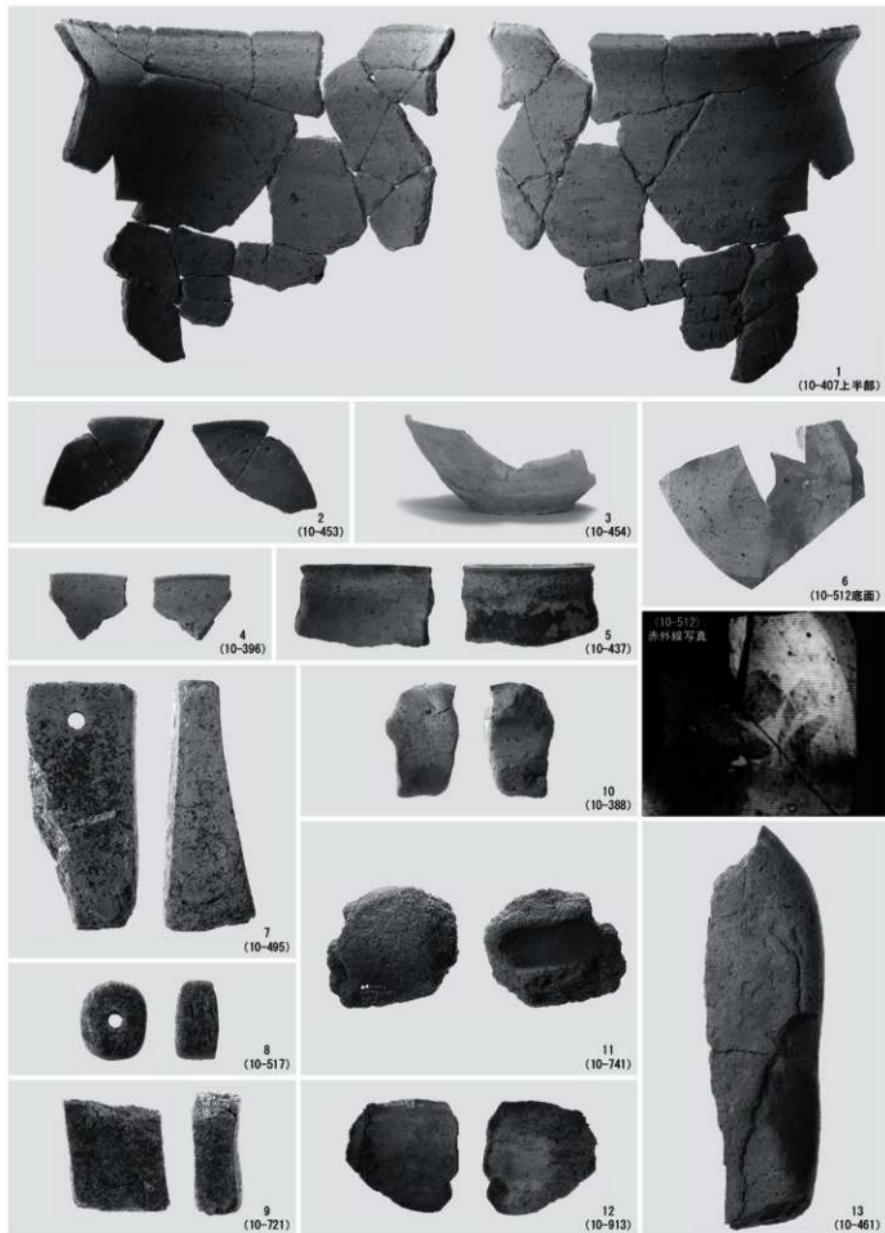


9
(10-402)



10
(10-403)

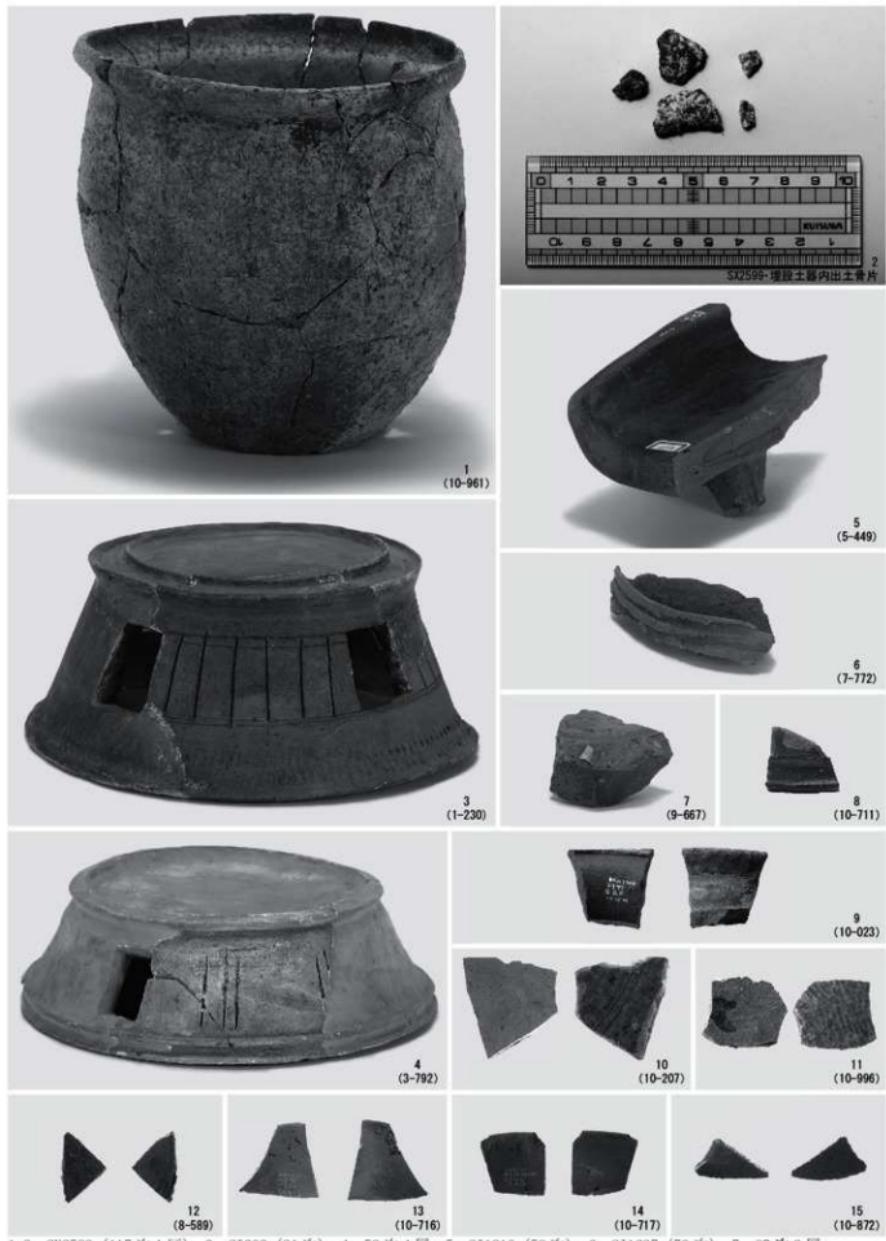
1 SI2550 (112次)、2～6 SI2463 (108次)、7～10 SI2459 (108次)、※7は武藏型甕
(すくいこ 2/5)



1 SI2459 (108次)、2・3 SX2492 (108次)、4 SA2455 (108次)、5 SK2468 (108次)、6 108次IV層、7 108次III層、8 108次IV層、9 112次II層、10 SD2450 (108次)、11 112次IV層、12 SX2595 (116次)、13 SX2495 (108次)。
※4～6は関東系土器 (7～9は1/2、13は1/3、それ以外は2/5)



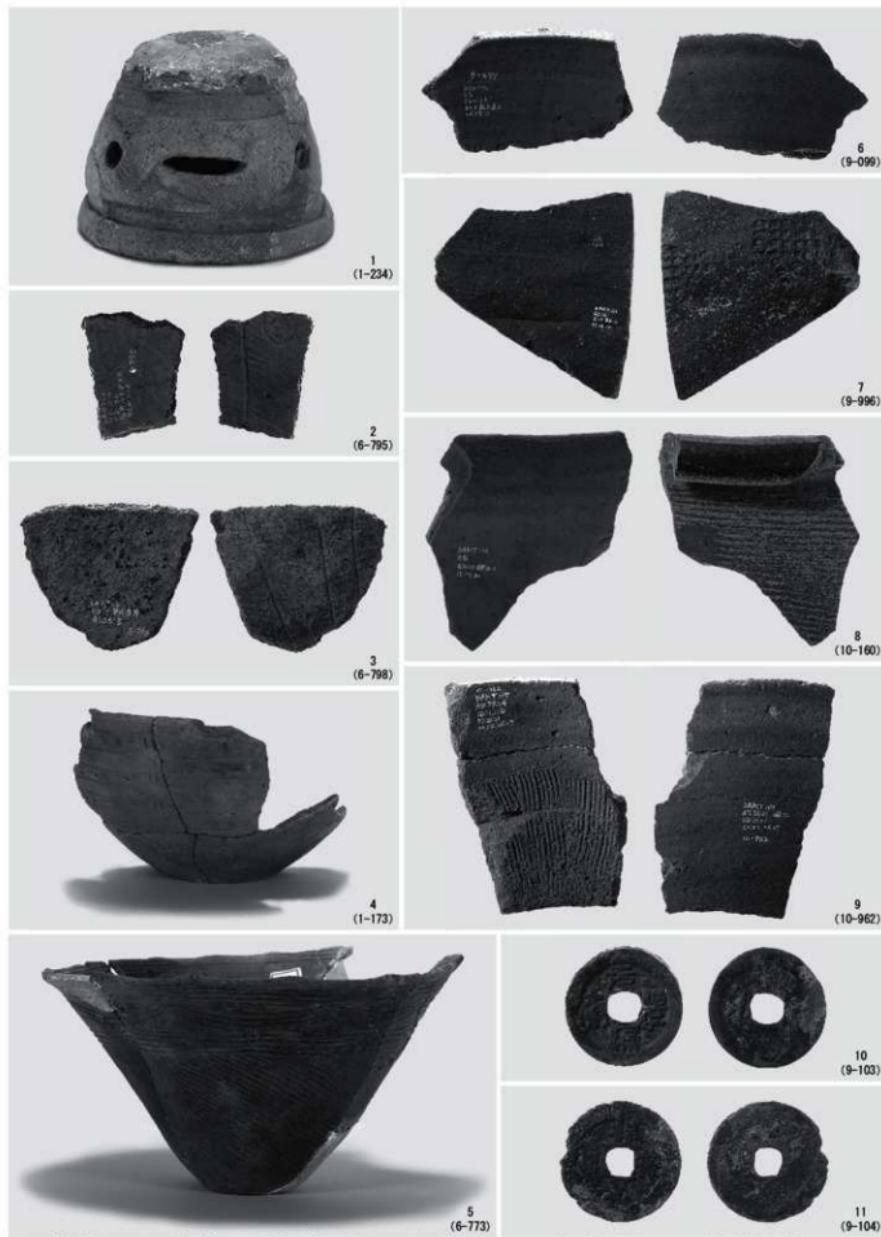
1 SB2140 (99次)、2 112次IV層、3 SA2142 (99次)、4 116次搅乱、5 SX2165 (99次)、6 112次III層、7 108次遺構内出土鉄滓、8 108次IV層出土鉄滓、9～11 112次遺構内出土鉄滓、12 112次III層出土鉄滓、13 SI2547 出土炉壁 (112次)
(1～6は1/2、7～13は2/5)



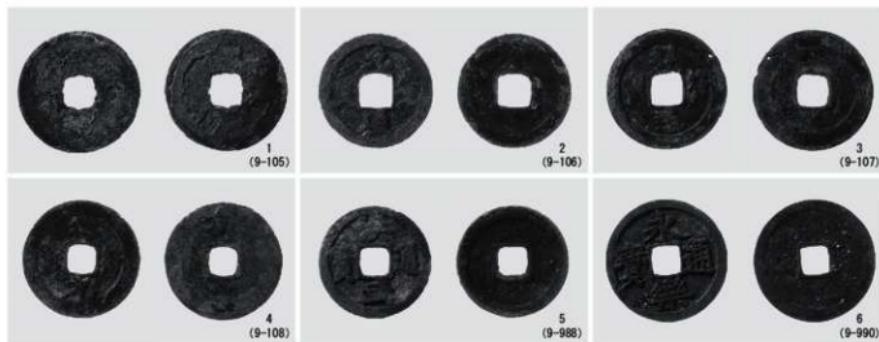
1・2 SX2599 (117次A区)、3 SI303 (21次)、4 52次4層、5 SI11210 (59次)、6 SI11627 (73次)、7 99次3層、
8 112次II層、9 104次I層、10 106次D区II層、11 SI2623 (117次C区)、12 86次2層、13・14 112次II層、
15 115次V層-1、※9～15は施釉陶器 (2は縮尺任意、それ以外は2/5)

図版34

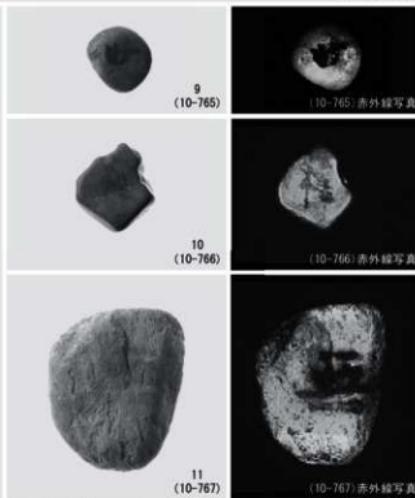
火葬墓出土遺物、定型窯、施釉陶器



1 21次1層、2・3 66次3層、4 19次6層、5 SK1464 (66次)、6 SX2003 (92次B区)、7 103次A区II-1層、
8 SA2338 (106次B区)、9 SD2601 (117次A区)、10・11 SX2004 (92次B区)
(10・11は1/1、それ以外は2/5)



7 ST2267-出土人骨



1 SX2004 (92次B区)、2～4 SA2006 (92次B区)、5・7 ST2267 (103次A区)、6 ST2269 (103次B区)、8 SK2564 (114次)、
 9～11 SX2570 (114次)

(1～6は1/1、7は縮尺任意、8は1/6、9～11は1/2)

図版36

中世遺物②、近世遺物

別編1 秋田城跡の出土土器・瓦の編年

第1節 土器の編年

秋田城出土土器編年については、54次調査 SG1031 土取り穴出土土器を基礎資料としている（秋田市教委 1990・1991・1993）。SG1031 は外郭東門付近の城内側に掘られた東西約 15m、南北 25m、地表からの深さは 7.5m になる巨大な土取り穴であり、出土文字資料とともに多量の土器が出土した。こうした層位的な土器資料に対し、紀年名のある出土文字資料の供伴や元慶の乱(878)に伴う焼土・炭化物層などの鍵層により、8世紀から10世紀代までの精度の高い土器編年が可能となっている。また、SG1031 土取り穴出土土器資料に各調査地点の一括りの高い土器資料で補い、構成している。こうした土器編年については、下記のこれまでに秋田市教育委員会が発行した各種報告書や調査担当者による論考が多く発表されてきた（秋田市教委 2002・2008、小松 1992・2001、小松他 1997・2001、伊藤 1998a・b、神田 2010）。本編ではこうした論考で提出されたものを整理し、本報告で行った土器編年の基準を示す（別編1表1～3、図1～3）。また、法量属性については、『秋田城跡II-鶴ノ木地区-』で公開されている数値を別編1表5・6に再掲する（秋田市教委 2008）なお、須恵器は還元炎焼成の土器とする。土師器は酸化炎焼成で、内面黒色処理の土師質の土器とし、非ロクロ成形の煮炊具（甕等）はこれに含まれる。赤褐色土器は酸化炎焼成で、非内黒、ロクロ成形の土師質の土器とし、ロクロ成形の煮炊具（甕等）はこれに含まれる。

関連文献

- 秋田市教育委員会 1990『秋田城跡 平成元年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1991『秋田城跡 平成2年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1992『秋田城跡 平成3年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 2002『第2節 遺物 1 秋田城の基準土器と編年』『秋田城跡-政府跡-』 pp. 115-125
- 秋田市教育委員会 2008「秋田城跡の土器編年」『秋田城跡II-鶴ノ木地区-』 pp. 340-345
- 伊藤武士 1997「出羽における10・11世紀の土器様相」『北陸古代土器研究』7 pp. 32-44
- 伊藤武士 1998a「秋田城周辺須恵器窯の動向」『秋田考古学』46 pp. 1-35
- 伊藤武士 1998b「赤褐色土器（ロクロ土師器）出現期間係資料」『第2回古代東北土器研究会』
- 神田和彦 2010「ケズリのある赤い壺-古代秋田郡域の赤褐色土器B-」『北方世界の考古学』すいれん舎, pp. 187-210
- 小松正夫 1992「秋田城とその周辺地域の土器様相（試案）—第54次調査の木簡・漆紙文書出土器を中心にして—」『第18回古代城柵官衙遺跡検討会資料』 pp. 139-144
- 小松正夫・日野久・西谷隆・伊藤武士 1997「秋田城跡出土土器と周辺窯の須恵器編年（試案）」『日本考古学協会 1997年度秋田大会報告・律令国家・日本海-シンポジウムII・資料集-』 pp. 18-30
- 小松正夫・日野久・伊藤武士 2001「第7章秋田城跡の発掘調査 一 土器・陶磁器」『秋田市史 第7巻 古代史料編』 pp. 322-349
- 小松正夫 2001「第7章秋田城跡の発掘調査 九 秋田城跡出土の土器編年」『秋田市史 第7巻 古代史料編』 pp. 383-390

別編1表1 秋田城跡8世紀代の土器の特徴

年代	須恵器	赤褐色土器	土師器	周辺窯
8世紀 第1四半期	蓋 ・カエリあり ・リング状のつまみ		別編1図1-13・18は古手か	
8世紀 第2四半期	【須恵器技術導入期】 环 ・法量大きい ・底部や丸底と平底 ・底部全周もしくは周縁部にケズリ調整 ・底部切妻へラ切り、糸切り 蓋 ・つまみはリング状と扁平 その他の特徴 ・多様性があり、搬入品が多い ・陸奥系（東山道系）は大型・ 平底、器高低い。へラ切り後 ナデ調整。 ・北条系は小型丸底、腰が張 る。いずれもへラ切り。きつ かりした底部立ち上がり。や や上げ底。	・長脚甕（丸底）	环 ・国分寺下層式に類似 内外面ともに細かいへラ ミガキ ・非クロ成形 長脚甕 ・口頸部に沈線もしくは頸 部に段がある（多重沈線 甕）	手形山2号窯
8世紀 第3四半期	【在地発展期】 环 ・法量やや大きい ・底部丸底。平底あるが、平底 が増加 ・底部へラ切り、糸切り ・底部ケズリ調整減少 ・へラ切り後、ナデ調整を施す ものが増加 蓋 ・擬宝珠状や扁平なつまみ、リ ングのつまみなし ・天井部に扁曲点をもつものあ り 88世紀中頃まで底部ケズリ調 整はあるが、それ以後ない	甕 ・口縁部が単純な「く」の 字状	环 ・平底化進む ・丸底はあるが、体部の接 は消失。 ・非クロ成形が大半 ・クロ成形一部あり 甕 ・単純な「く」の字状の口 縁に移行	右馬之丞窯跡 谷地II遺跡1号窯 环 ・法量大きく、深みの あるものが主体 ・底部切妻へラ切り後 丁寧なナデ調整
8世紀 第4四半期	环 ・口径、器高減少、法量減少 ・底部ケズリ調整激減、切り離 し後（へラ切り）、ナデ調整 を施すものが増加 ・底部へラ切り、糸切り ・外傾度が大きいものが増加 蓋 ・擬宝珠状や扁平なつまみ、リ ング状はない	【赤褐色土器出現期】 环…ほとんどない 甕 ・大型丸底長脚甕、小型平 底甕のセットが成立 ※赤褐色土器は煮炊具から 出現する	【クロ成形器導入期】 环 ・平底 ・非クロ成形（別編1図 1-53・54）とクロ成形 (別編1図1-55・56) の 両者併存 ・クロ成形は深い形態 ・外面ミガキあり	手形山1号窯 大沢窯跡I遺跡1号窯 环 ・法量縮小化 ・逆台形タイプが主体 ・底部切妻へラ切り後 ナデ調整

別編1表2 秋田城跡9世紀代の土器の特徴

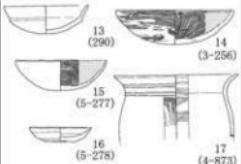
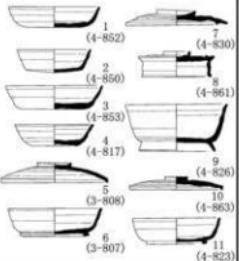
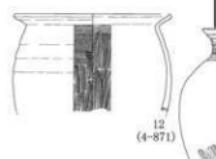
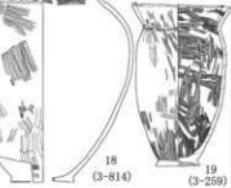
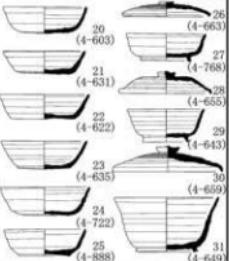
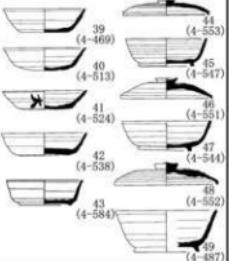
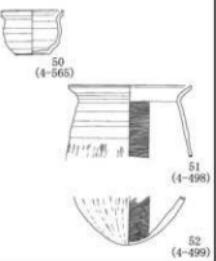
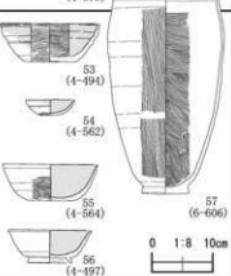
年代	須恵器	赤褐色土器	土師器	周辺窯
9世紀 第1四半期	环 ・法量減少 ・外頸面直くなる ・底部切込へラ切り り、ヘラ切り後ナ デ調整、余切り 蓋 ・擬円形、扁平なつ まみ ・天井部に扁曲点が あるもの増加	环 ・环瓶が一般化 ・Bタイプあり (体部下端～底部にケズリ調節) ・糸切り ・小ぶりで深い形状 大型丸底長胴甕 ・整形技術の確実化 小型平底甕 ・口縁部やや内傾	环 ・非クロ成形な し ・体部下端のケズ リ調整あり(赤 褐色土器と同様 の確認) 甕 ・長胴甕が微減 ・「く」の字状口 縁の外傾度増す	谷地II遺跡2号窯 大沢跡跡II遺跡 ・回転ヘラ切り後ナデ調 整もしくは無調整 ・法量縮小、底径縮小化 ・逆台形タイプ主体
9世紀 第2四半期	【出土量減少】 环 ・法量、さらに減少 ・底部切込へラ切 り、ヘラ切り後經 いナデ調整、糸切 り 蓋 ・器高の低い盤底珠 状のつまみ	【出土量増加】 环 ・Bタイプ(ケズリあり)小型 ・Aタイプ(ケズリなし)、法量でやや大き い。 大型丸底長胴甕 ・整形技術の確実化 ・体部下端に内外にタタキ目の当て具痕 ・口縁部発達 小型平底甕 ・口縁部発達 蓋 ・須恵器の模倣で製作する場合があり	【出土量減少】 环 ・赤褐色土器と類 似 長胴甕 ・口縁部外反がさ らに増す	古城越跡跡3号窯 大沢跡跡I遺跡2号窯 小林家跡I遺跡 谷地II遺跡土器群A ・逆台形タイプの环 ・口径小 ・器高低 ・法量の縮小化 ・口沿に比べて器高の高 い器のもの出現 ・底部切込あり、ヘラ 切り後ナデ調整もある が無調整・軽いナデが 主体
9世紀 第3四半期	【出土量激減、施釉 馬蹄の模倣】 环 ・底部切込糸切り、 ヘラ切り、ヘラ切 り後軽いナデ ・底部糸切り無調整 のものが多い、 ・器形逆台形タイプ から塊形への変化 ※蓋の消失 ※皿の出現	【出土量さらに増加】 环 ・タイプA(ケズリ調整なし)が大半 ・法量大 ・口径縮小 大型丸底長胴甕 ・調整技術の確実化 ・体部へのカキ目調整なし ・ナデ調整多い ・口縁部内傾 ・器厚大きい 小型平底甕 ・ケズリ調整なし ・法量大 ※赤褐色土器坪法量ピーク、以後縮小傾向	环 ・クロ成形 ・底部切込糸切り ・形態的に赤褐色 土 ・器と類似甕 ・口縁きつく外反 ・内外ともに刷毛 目 ・調整 ※台付环の出現	
9世紀 第4四半期	【出土量極少】 环 ・底部切込糸切り、 ヘラ切り ・底部ナデ調整を施 すものの減少 ・糸切り無調整増加 ※台付环、蓋の消失	环 ・大型品、小型品への分化 ・出土量激増 ・成形や調整が確実化 ・法量・土径縮小 大型丸底長胴甕 ・口縁部内傾化。作りが厚くなる 小型平底甕 ・口縁部端つまみ出し短くなる ・作りが厚ぼったく内傾する ※皿、台付皿、鍋(丸底・足付)の出現	・坪、台付环、皿 が存在 ・台付环の比率が 高い。	谷地II遺跡3号窯 ・回転糸切り、無調整

別編1表3 秋田城跡10世紀代の土器の特徴

年代	須恵器	赤褐色土器	土師器	周辺窯
10世紀 第1四半期		<p>【大半を占める】</p> <p>环</p> <ul style="list-style-type: none"> 法量減少、底径縮小化 成形、整形粗雑 皿 浅く小振り 底径縮小化 <p>壇皿の小型化はじまる</p> <p>※煮炊具は少なく不明</p> <p>壇高台环底部に菊花状の整形(10世紀第2・3四半期まで)</p>	<p>【量的に少ない】</p> <p>台付环・皿がオホカニにある</p> <p>壇高台环底部に菊花状の整形(10世紀第2・3四半期まで)</p>	
10世紀 第2四半期		<p>环</p> <ul style="list-style-type: none"> 法量減少 大型と小型に分化 小型环の出現 柱状高台の出現 皿 浅形化 口径小さい <p>※台付环と台付皿が一定量占める</p> <p>壇台付皿は足高高台タイプあり(10世紀第2・3四半期)</p>	<p>【量的に少ない】</p> <p>台付环・皿がオホカニにある</p>	
10世紀 第3四半期		<p>环</p> <ul style="list-style-type: none"> 法量減少 高台は脚部脚化される(柱状高台)、筒状もあり 台付皿は足高高台タイプあり 	<p>【量的に少ない】</p> <p>台付环・皿がオホカニにある</p>	
10世紀 第4四半期		<p>环</p> <ul style="list-style-type: none"> 法量縮小、小型化 皿 浅形化する 高台さらに脚部脚化 		

別編1表4 秋田城跡SG1031土取り穴層序

層	層名称	年代比定資料	年代	外郭時期
1	造成土			
2	旧耕作土			
3	黄褐色砂層	外郭IV期材木塙抜き取り面	10世紀第2・3四半期	V期大溝
4	褐色砂層		10世紀第1四半期	
5	暗褐色砂層			
6	赤褐色粘土層			
7	焼土・炭化物層	IV期材木塙・東門の構築面・焼土は元慶の乱(878)由来カ	9世紀第4四半期	
8	黒色砂層			
9	灰褐色砂層		9世紀第3四半期	
10	褐色砂層			
11	暗褐色砂層		9世紀第2四半期	
12	灰・黒褐色砂層			
13	赤褐色粘土層	III期材木塙・東門構築面・II期築地塙崩壊土		
14	灰(黒)褐色粘土層		9世紀第1四半期	
15	(黄)褐色砂層			
16	黒褐色粘土層			
17~29	上層スクモ層	27層から「延暦十三年」の木簡(794)	8世紀第4四半期	
30~44	下層スクモ層	39層から「延暦十年」の木簡(791)		
45・46	黒色(灰黄色)粘土層	II期築地塙の構築面		
47	上位木炭層	天平宝字年間(757~765)の漆紙文書		
48~55	黒褐色砂・粘土層			
56	下位木炭層		8世紀第3四半期	
築地塙 崩壊土層		I期築地塙の崩壊土		
瓦層		I期築地塙崩壊瓦層		
200~203	土取り穴覆土		8世紀第2四半期	I期築地塙 瓦葺き
204~	土取り穴埋土		天平五年(733)以降	

	須 恵 器	赤 褐 色 土 器	土 師 器
8世紀 第1四半期		<p>1 ~ 4 • 7 ~ 12 • 17 : 54 次 SG1031 13 : 14 次土取り穴 14 • 19 : 41 次 SI782 15 • 16 : 58 次 SI1165 5 : 52 次 SK984 焼土灰化物層 6 • 18 : 52 次 SK984 櫻土</p>	
8世紀 第2四半期			
8世紀 第3四半期		<p>20 ~ 32 • 36 ~ 56 : 54 次 SG1031 33 • 35 : 14 次堀壁崩落土 34 • 57 : 64 次 SI1380</p>	
8世紀 第4四半期			

別編1図1 秋田城跡出土土器編年（8世紀代）

別編1 土器・瓦の編年

	須 恵 器	赤 褐 色 土 器	土 師 器
9世紀 第1四半期	 	 	
9世紀 第2四半期	 	 	 84 : 17次第9層 85 : 17次第7層
9世紀 第3四半期	 	 	
9世紀 第4四半期	 	 	

別編1図2 秋田城跡出土土器編年（9世紀代）

	須 恵 器	赤 褐 色 土 器	土 師 器
10世紀 第1四半期	115・117・118・120:54次第5層 116・119:62次第6層	<p>115 (4-062) 116 (6-155) 117 (4-063) 118 (4-053) 119 (6-162) 120 (4-061)</p>	
10世紀 第2四半期	121・124～126・129:60次SI1213. 122・123・127:60次SK1270 128:60次SK1271	<p>121 (5-716) 122 (5-887) 123 (5-883) 124 (5-714) 125 (5-712) 126 (5-715) 127 (5-888) 128 (5-890)</p>	<p>129 (5-719)</p>
10世紀 第3四半期	130・132・135～137・142:24次SI367 131・133・134・138・140:24次SI370 139:24次SI371 141:60次SA1320	<p>130 (1-362) 131 (1-396) 132 (1-361) 133 (1-398) 134 (1-400) 135 (1-366) 136 (1-364) 137 (1-363) 138 (1-402) 139 (1-416) 140 (1-401)</p>	<p>141 (5-874) 142 (1-367)</p>
10世紀 第4四半期	143～157:24次SI369 147:24次SI370	<p>143 (1-374) 144 (1-375) 145 (1-376) 146 (1-378) 147 (1-397) 148 (1-384) 149 (1-382) 150 (1-381) 151 (1-377) 152 (1-379) 153 (1-387) 154 (1-383) 155 (1-380) 156 (1-389) 157 (1-390)</p>	
11世紀 前半	158～163:64次第4層	<p>158 (6-498) 159 (6-499) 160 (6-500) 161 (6-502) 162 (6-501) 163 (6-503)</p>	<p>0 1 8 10cm</p>

別編1図3 秋田城跡出土土器編年(10世紀代、11世紀前半)

別編1表5 秋田城跡出土土器基準資料 須恵器坏法量関係数値（秋田市教委2008）

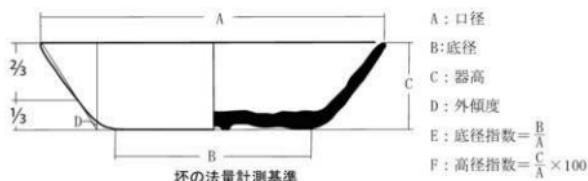
年 代	基 準 資 料	口 径 (cm)	底 径 (cm)	器 高 (cm)	底 径 指 数	高 径 指 数
8世紀 第2四半期	54次調査SG1031 土取穴埋土・覆土	10.2~15.9 (15.0)	5.5~11.4 (9.1)	2.3~5.0 (3.6)	0.539~0.769 (0.660)	17.0~31.4 (24.4)
8世紀 第3四半期	54次調査SG1031 茶地崩壊土・瓦屑 ~45・46層	9.1~15.8 (13.5)	5.4~11.3 (8.4)	3.0~6.8 (3.9)	0.507~0.758 (0.623)	22.4~49.6 (28.7)
8世紀 第4四半期	54次調査SG1031 下層スクモ層 ~上層スクモ層	10.1~15.4 (13.1)	5.7~10.0 (7.7)	2.9~5.1 (3.7)	0.441~0.710 (0.592)	21.8~39.8 (28.1)
9世紀 第1四半期	54次調査SG1031 15・16層~13・14層	10.0~16.2 (13.3)	6.3~9.8 (8.0)	2.9~5.1 (3.6)	0.465~0.750 (0.601)	17.9~38.6 (26.8)
9世紀 第2四半期	54次調査SG1031 12層~11層	11.1~14.2 (12.8)	5.1~9.0 (7.7)	3.0~4.5 (3.6)	0.3835~0.703 (0.604)	23.4~40.5 (28.0)

※最小値と最大値を記載、括弧内は平均値

別編1表6 秋田城跡出土土器基準資料 赤褐色土器坏法量関係数値（秋田市教委2008）

年 代	基 準 資 料	口 径 (cm)	底 径 (cm)	器 高 (cm)	底 径 指 数	高 径 指 数
9世紀 第1四半期	54次調査SG1031 15・16層	11.0~12.2 (11.9)	5.2~7.2 (6.0)	3.8~4.3 (4.0)	0.426~0.596 (0.508)	31.1~35.5 (33.8)
9世紀 第2四半期	54次調査SG1031 12層	12.9~13.2 (13.1)	5.7~7.2 (6.4)	3.5~4.5 (4.1)	0.435~0.545 (0.489)	26.1~34.9 (31.0)
9世紀 第3四半期	54次調査SG1031 11層	11.0~15.1 (12.2)	5.4~6.6 (6.0)	3.5~5.0 (4.2)	0.393~0.573 (0.497)	24.5~45.5 (35.2)
9世紀 第4四半期	54次調査SG1031 10層	12.4~16.1 (14.1)	5.3~7.8 (6.5)	4.0~6.0 (4.8)	0.390~0.536 (0.464)	26.1~39.7 (33.9)
9世紀 第4四半期	54次調査SG1031 7層	12.1~15.3 (13.5)	4.7~6.6 (5.7)	3.8~6.0 (4.8)	0.350~0.528 (0.422)	27.7~42.3 (35.7)
10世紀 第1四半期	54次調査SG1031 4層	11.2~14.2 (12.8)	4.5~6.4 (5.5)	3.2~4.9 (4.3)	0.393~0.475 (0.430)	23.5~39.3 (33.8)
10世紀 第2四半期	67次調査 7層	12.8~13.7 (13.1)	5.4~5.7 (5.6)	4.2~5.2 (4.6)	0.409~0.449 (0.426)	31.9~39.4 (35.2)
10世紀 第2四半期	60次調査 SK1270	10.7~11.5 (11.1)	4.1~4.6 (4.2)	3.5~3.9 (3.7)	0.366~0.400 (0.381)	30.4~36.1 (33.8)

※最小値と最大値を記載、括弧内は平均値



第2節 瓦の編年

秋田城跡出土瓦については小松正夫により基本的な分類や特徴が把握された（小松 1976・1987）。秋田城の軒丸瓦については2種類が確認されており、現段階で軒平瓦については発見されていない。軒丸瓦の1種目は15葉細弁蓮華文軒丸瓦（別編1図4-1）、2種目は蓮華文軒丸瓦（別編1図4-2）である。佐川正敏の分類に倣い、前者を「軒丸瓦I種」、後者を「軒丸瓦II種」とする（佐川 1999）。「軒丸瓦I種」は、秋田市添川瓦陶併焼である古城廻窯跡3号窯から発見され、秋田城出土のものと同范であることが判明している（秋田市 1997、小松 1997）。この「軒丸瓦I種」は、秋田城跡54次調査SG1031土取り穴の16層からも出土していることから、8世紀末～9世紀第1四半期の年代が与えられた。「軒丸瓦II種」は同じくSG1031の13・14層等から出土していることから9世紀第1四半期と考えられるが、佐川正敏はこの製作技法を積み上げ技法成形台一本造りであると指摘し、その年代を8世紀後葉～9世紀第1四半期とした。また同論文で佐川は秋田城出土の格子目瓦（別編1図4-3）について、8世紀第4四半期から9世紀第1四半期の年代を与えている。なお、本報告の本編で出土している「軒丸瓦I種」および格子目瓦の年代について、「8世紀末・9世紀初頭」と示した。こうした秋田城跡の軒丸瓦の年代から、秋田出羽柵創建期段階（733）では、軒丸瓦は使用されていないと考えられる。

一方、平瓦・丸瓦については秋田城第82次調査の政庁東脇殿、92次調査の外郭西門の出土資料から、大きく4種、細分すると9種に分類し、遺構変遷とその年代を踏まえ別編1表7の特徴と年代値を与えており（秋田市教委 2004・2009）。なお、平瓦については、再検討の結果、現段階の出土資料では、すべて一枚づくりであると考えられ、平瓦桶巻きづくりは確認されていない（神田他 2020）。

関連文献

秋田市 1997『古城廻窯跡発掘調査報告』秋田市史叢書1

秋田市教育委員会 2004「(5)第82次調査区出土の瓦について」『秋田城跡調査事務所年報2003』pp.84

秋田市教育委員会 2009「⑤外郭西門跡および周辺出土の瓦について」『秋田城跡調査事務所年報2008』pp.70-71

神田和彦・佐川正敏・藤木海・吉野武・水戸部秀樹 2020「8 東北地方の一本づくり・一枚づくり」『古代瓦研究』IX, pp.120-143、奈良文化財研究所

小松正夫 1976「秋田城出土瓦について」『東北考古学の諸問題』pp.389-406、東出版寧楽社

小松正夫 1987「秋田城跡の瓦」『第13回古代城柵官衙遺跡検討会資料』pp.71-75、古代城柵官衙遺跡検討会

小松正夫 1997「古城廻窯跡と秋田城」『秋田市史研究』6, pp.3-14

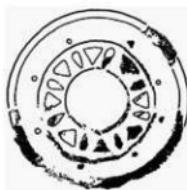
佐川正敏 1999「古代出羽国秋田城の積み上げ技法成形台一本造り軒丸瓦の研究」『東北文化研究所紀要』31pp.1-20

別編表7 秋田城出土瓦の分類

分類	細分	色調	焼成	質	備考	時期区分	年代
1群	1-1群	灰白	良好・やや不良	軟質	・丸瓦は無段タイプのみ	政庁Ⅰ期 (外郭Ⅰ期)	8世紀 第2四半期
	1-2群	灰色			・砂粒が多い		
	1-3群	黒色（いぶし焼成）			・平瓦では特に凸面に砂粒が目立つ ・補修瓦か		
2群	青灰・灰・暗灰	良好・堅敏	硬質		・丸瓦は有段タイプ	政庁Ⅱ期 (外郭Ⅱ期)	8世紀後半
					・平瓦は板状工具でナデ調整 ・成形時に粘土板を重ねた痕跡 ・古城廻窯跡産か		
3群	3-1群	暗灰～灰	良好・堅敏	硬質		政庁Ⅲ期以降 (外郭Ⅲ期以降)	8世紀末・ 9世紀初以降
	3-2群	灰・灰黄・黄灰					
4群	4-1群	橙色系を主体	やや不良	軟質	・丸瓦は有段タイプ	政庁Ⅲ期以降 (外郭Ⅲ期以降)	8世紀末・ 9世紀初以降
	4-2群	黄灰・ にぶい黄灰～褐色			・		



1 軒丸瓦 I 種
(54 次、3-975)



2 軒丸瓦 II 種
(3-218 と 5-192 の合成、佐川 1999)



3 格子目平瓦
(19 次、1-175②)



4 1-1 群
(92 次 A 区、9-039)



5 1-2 群
(92 次 A 区、9-041)



6 1-3 群
(92 次 A 区、9-038)



7 2 群
(92 次 A 区、9-064)



8 3-1 群
(92 次 A 区、9-053)



9 3-2 群
(92 次 A 区、9-052)



10 4-1 群
(117 次 C 区、11-042)



11 4-2 群
(92 次 A 区、9-062)

0 1:4 10cm

別編1図4 秋田城跡出土瓦

別編2 自然科学分析

第1節 放射性炭素年代

(株) 加速器分析研究所

1 測定対象試料

秋田城跡の測定対象試料は、土器埋設遺構や竪穴建物跡等の遺構や焼土層から出土した焼骨1点と炭化物13点の合計14点である（別編2表1）。

2 化学処理工程

(1) 炭化物の化学処理

- 1) メス・ピンセットを使い、付着物を取り除く。
- 2) 酸-アルカリ-酸（AAA : Acid Alkali Acid）処理により不純物を化学的に取り除く。その後、超純水で中性になるまで希釈し、乾燥させる。AAA処理における酸処理では、通常1mol/l (1M) の塩酸(HCl)を用いる。アルカリ処理では水酸化ナトリウム(NaOH)水溶液を用い、0.001Mから1Mまで徐々に濃度を上げながら処理を行う。アルカリ濃度が1Mに達した時には「AAA」、1M未満の場合は「AaA」と別編2表1に記載する。
- 3) 試料を燃焼させ、二酸化炭素(CO₂)を発生させる。
- 4) 真空ラインで二酸化炭素を精製する。
- 5) 精製した二酸化炭素を、鉄を触媒として水素で還元し、グラファイト(C)を生成させる。
- 6) グラファイトを内径1mmのカソードにハンドプレス機で詰め、それをホイールにはめ込み、測定装置に装着する。

(2) 燃骨の化学処理

燃骨の¹⁴C年代測定を検討したLanting et al. (2001)、Naysmith et al. (2007)を参考に、以下の処理を行った。

- 1) ブラシ等を使い、試料から根・土等の付着物を取り除く。さらに超純水に浸し、超音波洗浄を行う。
- 2) 1.5%の次亜塩素酸ナトリウム(NaClO)で2日間、1Mの酢酸(CH₃COOH)で1日間処理を行う。
- 3) 試料をリン酸と反応させ、二酸化炭素(CO₂)を発生させる。

以下、(1)~(4)以降と同じ。

3 測定方法

加速器をベースとした¹⁴C-AMS専用装置(NEC社製)を使用し、¹⁴Cの計数、¹³C濃度(¹³C/¹²C)、¹⁴C濃度(¹⁴C/¹²C)の測定を行う。測定では、米国国立標準局(NIST)から提供されたシュウ酸(HOx II)を標準試料とする。この標準試料とバックグラウンド試料の測定も同時に実施する。

4 算出方法

- (1) δ¹³Cは、試料炭素の¹³C濃度(¹³C/¹²C)を測定し、基準試料からのずれを千分偏差(‰)で表した値である（別編2表1）。AMS装置による測定値を用い、表中に「AMS」と注記する。
- (2) ¹⁴C年代(Libby Age : yrBP、別編2表1)は、過去の大気中¹⁴C濃度が一定であったと仮定して測定され、1950年を基準年(0yrBP)として遡る年代である。年代値の算出には、Libbyの半減期(5568年)を使用し、δ¹³Cによって同位体効果を補正する(Stuiver and Polach 1977)。¹⁴C年代と誤差は、下1桁を丸めて10年単位で表示される。また、¹⁴C年代の誤差(±1σ)は、試料の¹⁴C年代がその誤差範囲に入る確率

が 68.2% であることを意味する。

- (3) pMC (percent Modern Carbon) は、標準現代炭素に対する試料炭素の ^{14}C 濃度の割合である。pMC が小さい (^{14}C が少ない) ほど古い年代を示し、pMC が 100 以上 (^{14}C の量が標準現代炭素と同等以上) の場合 Modern とする。この値も $\delta^{14}\text{C}$ によって補正されている（別編2表1）。
- (4) 历年較正年代（または単に較正年代）とは、年代が既知の試料の ^{14}C 濃度をもとに描かれた較正曲線と照らし合わせ、過去の ^{14}C 濃度変化などを補正し、実年代に近づけた値である。历年較正年代は、 ^{14}C 年代に対応する較正曲線上の历年年代範囲であり、1標準偏差 ($1\sigma = 68.3\%$) あるいは2標準偏差 ($2\sigma = 95.4\%$) で表示される。グラフの縦軸が ^{14}C 年代、横軸が历年較正年代を表す。历年較正プログラムに入力される値は、 $\delta^{14}\text{C}$ 補正を行い、下1桁を丸めない ^{14}C 年代値である（別編2表2の「历年較正用 (yrBP)」）。なお、較正曲線および較正プログラムは、データの蓄積によって更新される。また、プログラムの種類によっても結果が異なるため、年代の活用にあたってはその種類とバージョンを確認する必要がある。ここでは、历年較正年代の計算に、IntCal20 較正曲線 (Reimer et al. 2020) を用い、OxCalv4.4 較正プログラム (Bronk Ramsey 2009) を使用した。历年較正の結果を別編2表2 ($1\sigma \cdot 2\sigma$ 历年年代範囲) に示す。历年較正年代は、 ^{14}C 年代に基づいて較正 (calibrate) された年代値であることを明示するために「cal BC/AD」または「cal BP」という単位で表される。今後、較正曲線やプログラムが更新された場合、「历年較正用 (yrBP)」の年代値を用いて較正し直すことが可能である。

5 測定結果

(1) 測定結果

測定結果を別編2表1、2に示す。

試料14点の ^{14}C 年代は、全体で 1410 ± 20 yrBP (試料 No. 7) から 1130 ± 20 yrBP (試料 No. 4) の間にある。較正年代では7~10世紀となっている。

SX2599 土器埋設遺構からは焼骨1点と炭化物4点が測定され、5点の間には若干年代差が認められる。埋設土器内部の炭化物No.2、3は8世紀後葉から10世紀後半頃のほぼ同年代を示し、同じく埋設土器内部の焼骨No.1は主要な历年年代範囲が8世紀後葉から9世紀後葉頃となり、No.2、3の古い範囲で重なる。掘り込み埋土下層炭化物層の炭化物No.4、5の主要な历年年代範囲は9世紀後葉から10世紀後葉頃で、No.2、3の新しい範囲で重なる。これら5点が本来すべて同年代であるとすれば、年代が重なる9世紀後葉頃がこの遺構の年代として最も可能性が高い。ただしこれらの測定結果からは、焼骨となった人物の死亡時期が遺構の構築より先行するなど、異なる解釈も可能である。

SI2623-SI2625 堅穴建物跡、SX2494からは各2点の炭化物が測定された。SI2625の試料No.8、9とSX2494の試料No.10、11は各遺構でおおむね近い年代値を示したが、SI2623の試料No.6、7の間には年代差が認められる。

OT-85 グリッド焼土層からは炭化物3点が測定され、年代が重なる範囲もあるが、主要な較正年代の範囲ではNo.13、14がほぼ同年代で、No.12はこれらより新しい。

今回測定された試料のうち、炭化物No.2~14の多くは木炭であると観察され、いずれも樹皮は残存しない。このため、以下に記す古木効果を考慮する必要がある。同じ遺構から出土した試料間の年代差については、これが影響している可能性もある。

樹木は外側に年輪を形成しながら成長するため、その木が伐採等で死んだ年代を示す試料は最外年輪から得られ、内側の試料は年輪数の分だけ古い年代値を示す（古木効果）。今回測定された炭化物の多くは木炭と

観察され、樹皮が残存せず、本来の最外年輪を確認できないことから、測定された年代値は、その木が死んだ年代よりも古い可能性がある。

炭化物試料の炭素含有率はすべて60%を超える十分な値で、化学処理、測定上の問題は認められない。

（2）焼骨の¹⁴C年代測定に関する問題の整理

骨の¹⁴C年代測定は、骨中に含まれるコラーゲンを抽出して行われるのが一般的である。コラーゲンは熱に弱く、被熱によって失われため、焼骨からコラーゲンを抽出することは困難である。

他方、骨を構成する物質の中で炭酸カルシウム(CaCO₃)には炭素が含まれるため、この炭素を用いて年代測定することも原理的には可能である。しかし、土中に埋没している間に外部から入り込む炭酸の影響を受けると考えられ、得られる年代値を骨が形成された年代と見なすことができず、年代測定の試料として適切でないとされる。焼骨についても同様に理解されているが、2000年代以降焼骨の処理方法等を検討し、年代測定を積極的に行う研究も進められている。海外の研究事例が多いが、日本国内でも徐々に測定例が蓄積されており、山田・岡本（2022）によって検討されている。

Lantingらによると、火葬骨は600°C以上の温度にさらされ、骨を構成するほとんどの鉱物が再結晶化することで、外部からの影響を受けにくくなるという(Lanting et al. 2001)。上述の化学処理方法とおおむね同じ処理を行った焼骨の年代値は、同年代と見られる木炭の年代値や、ほかの手がかりから推定される年代などとよく一致し、焼骨は有効な試料と結論付けている。Naysmithらも同じ処理方法で焼骨を検討し、推定される年代と一致するとした。さらに、同一試料を複数の測定機関で処理、測定して再現性の検証を試み、良好な結果が得られたとしている(Naysmith et al. 2007)。日本国内の事例についても、焼骨の年代が同一遺構から出土した炭化物の年代や土器の型式と整合することなどが確認されるとともに、関連する問題点等も整理されている(山田・岡本2022)。

秋田城跡出土焼骨No.1については、同じ埋設土器内部から出土した炭化物No.2、3とも近い年代値となつたことから、おおむね妥当な年代値が得られたと考えられる。ただし、炭素含有率が2.5%となり、焼骨に通常見られる値(1%未満、特に0.1~0.3%が多い)より高いことは注意を要する。

引用文献

- Bronk Ramsey, C. 2009 Bayesian analysis of radiocarbon dates, *Radiocarbon* 51 (1), pp. 337-360
- Lanting, J.N. et al. 2001 Dating of cremated bones, *Radiocarbon* 43 (2A), pp. 249-254
- Naysmith, P. et al. 2007 A cremated bone intercomparison study, *Radiocarbon* 49 (2), pp. 403-408
- Reimer, P.J. et al. 2020 The IntCal20 Northern Hemisphere radiocarbon age calibration curve (0-55 cal kBP), *Radiocarbon* 62 (4), pp. 725-757
- Stuiver, M. and Polach, H.A. 1977 Discussion: Reporting of ¹⁴C data, *Radiocarbon* 19 (3), pp. 355-363
- 山田しょう・岡本洋 2022 「焼骨の放射性炭素年代測定」『青森県埋蔵文化財調査センター研究紀要』27, pp. 27-36

別編2表1 放射性炭素年代測定結果 ($\delta^{13}\text{C}$, ^{14}C 年代 (Libby Age)、pMC)

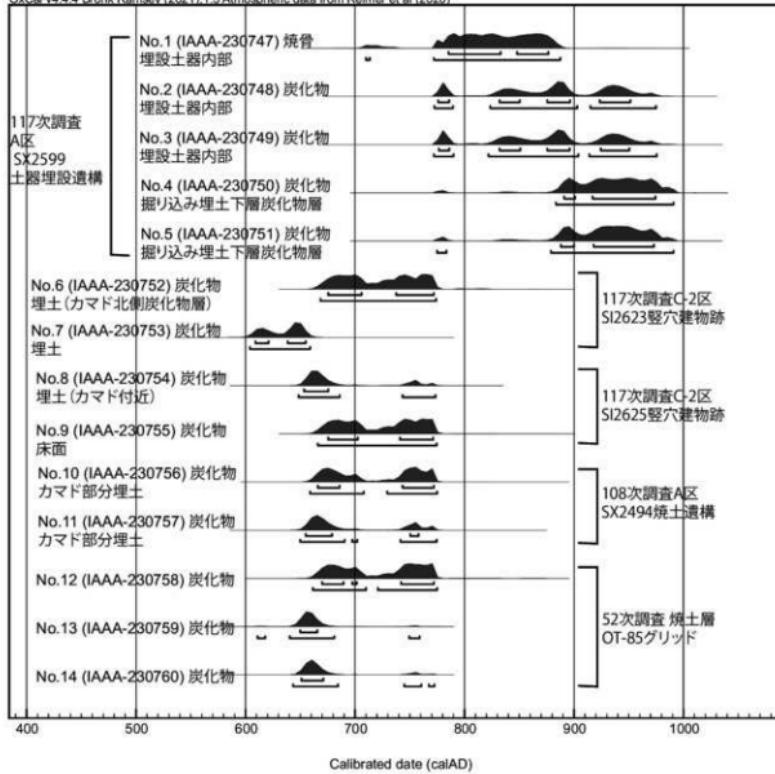
測定番号	試料名	採取場所	試料形態	処理方法	炭素含有率 (%)	$\delta^{13}\text{C}$ (‰) (AMS)	$\delta^{13}\text{C}$ 補正あり				
							Libby Age (yrBP)		pMC (%)		
IAAA-230747	No. 1	117次調査AI区 SX2599土器埋設遺構 埋設土器内部	焼骨	本文 参照	2.5	-22.28	± 0.24	1,210	± 20	86.03	± 0.24
IAAA-230748	No. 2	117次調査AI区 SX2599土器埋設遺構 埋設土器内部	炭化物	AAA	71	-25.98	± 0.21	1,160	± 20	86.56	± 0.24
IAAA-230749	No. 3	117次調査AI区 SX2599土器埋設遺構 埋設土器内部	炭化物	AAA	67	-26.10	± 0.22	1,160	± 20	86.55	± 0.24
IAAA-230750	No. 4	117次調査AI区 SX2599土器埋設遺構 繩込み埋土 下層炭化物層	炭化物	AAA	68	-22.68	± 0.25	1,130	± 20	86.89	± 0.23
IAAA-230751	No. 5	117次調査AI区 SX2599土器埋設遺構 繩込み埋土 下層炭化物層	炭化物	AAA	67	-26.09	± 0.25	1,140	± 20	86.82	± 0.24
IAAA-230752	No. 6	117次調査C-2区 SI2623堅穴建物跡 埋土 (カマド北側炭化物層)	炭化物	AAA	67	-28.27	± 0.27	1,290	± 20	85.19	± 0.24
IAAA-230753	No. 7	117次調査C-2区 SI2623堅穴建物跡 埋土	炭化物	AAA	64	-27.47	± 0.23	1,410	± 20	83.91	± 0.23
IAAA-230754	No. 8	117次調査C-2区 SI2625堅穴建物跡 埋土 (カマド付近)	炭化物	AAA	69	-27.07	± 0.26	1,340	± 20	84.60	± 0.23
IAAA-230755	No. 9	117次調査C-2区 SI2625堅穴建物跡 床面	炭化物	AAA	61	-27.09	± 0.24	1,290	± 20	85.14	± 0.23
IAAA-230756	No. 10	108次調査AI区 SX2494燒土遺構 カマド部分埋土	炭化物	AAA	64	-27.76	± 0.24	1,310	± 20	84.95	± 0.23
IAAA-230757	No. 11	108次調査AI区 SX2494燒土遺構 カマド部分埋土	炭化物	AAA	68	-27.80	± 0.23	1,340	± 20	84.66	± 0.23
IAAA-230758	No. 12	52次調査 燒土層 OT-85グリット	炭化物	AAA	68	-24.16	± 0.27	1,300	± 20	85.05	± 0.23
IAAA-230759	No. 13	52次調査 燒土層 OT-85グリット	炭化物	AAA	71	-26.13	± 0.27	1,370	± 20	84.36	± 0.23
IAAA-230760	No. 14	52次調査 燒土層 OT-85グリット	炭化物	AAA	72	-26.22	± 0.27	1,360	± 20	84.47	± 0.24

[IAA登録番号 : #C162]

別編2表2 放射性炭素年代測定結果（暦年較正用¹⁴C年代、較正年代）

測定番号	試料名	暦年較正用 (yrBP)		較正条件	1σ 暦年代範囲	2σ 暦年代範囲
IAAA-230747	No. 1	1,208	± 22	OxA1 v4.4 IntCal20	785calAD - 833calAD (41.8%) 848calAD - 876calAD (26.5%)	710calAD - 713calAD (0.7%) 772calAD - 887calAD (94.8%)
IAAA-230748	No. 2	1,159	± 21	OxA1 v4.4 IntCal20	776calAD - 786calAD (9.3%) 832calAD - 850calAD (12.4%) 875calAD - 896calAD (22.1%) 923calAD - 951calAD (24.5%)	772calAD - 789calAD (11.6%) 823calAD - 903calAD (49.5%) 915calAD - 975calAD (34.4%)
IAAA-230749	No. 3	1,160	± 22	OxA1 v4.4 IntCal20	776calAD - 786calAD (9.4%) 832calAD - 851calAD (13.8%) 875calAD - 896calAD (22.1%) 924calAD - 950calAD (23.0%)	772calAD - 790calAD (11.9%) 822calAD - 904calAD (50.7%) 914calAD - 975calAD (32.9%)
IAAA-230750	No. 4	1,128	± 21	OxA1 v4.4 IntCal20	891calAD - 901calAD (9.8%) 917calAD - 974calAD (58.4%)	883calAD - 991calAD (95.4%)
IAAA-230751	No. 5	1,135	± 21	OxA1 v4.4 IntCal20	888calAD - 900calAD (12.1%) 918calAD - 973calAD (56.2%)	775calAD - 783calAD (2.1%) 879calAD - 991calAD (93.4%)
IAAA-230752	No. 6	1,287	± 22	OxA1 v4.4 IntCal20	675calAD - 706calAD (32.4%) 737calAD - 772calAD (35.8%)	668calAD - 774calAD (95.4%)
IAAA-230753	No. 7	1,408	± 21	OxA1 v4.4 IntCal20	609calAD - 621calAD (23.2%) 638calAD - 655calAD (45.1%)	604calAD - 659calAD (95.4%)
IAAA-230754	No. 8	1,343	± 21	OxA1 v4.4 IntCal20	653calAD - 675calAD (68.3%)	648calAD - 686calAD (76.0%) 743calAD - 773calAD (19.5%)
IAAA-230755	No. 9	1,292	± 21	OxA1 v4.4 IntCal20	675calAD - 702calAD (30.7%) 741calAD - 771calAD (37.5%)	666calAD - 774calAD (95.4%)
IAAA-230756	No. 10	1,309	± 21	OxA1 v4.4 IntCal20	666calAD - 686calAD (27.7%) 743calAD - 772calAD (40.6%)	659calAD - 708calAD (47.4%) 729calAD - 775calAD (48.1%)
IAAA-230757	No. 11	1,337	± 22	OxA1 v4.4 IntCal20	655calAD - 679calAD (57.2%) 750calAD - 758calAD (11.0%)	650calAD - 690calAD (66.4%) 697calAD - 702calAD (1.2%) 741calAD - 774calAD (27.8%)
IAAA-230758	No. 12	1,300	± 22	OxA1 v4.4 IntCal20	670calAD - 689calAD (23.7%) 697calAD - 701calAD (4.2%) 742calAD - 772calAD (40.4%)	661calAD - 710calAD (44.4%) 721calAD - 775calAD (51.1%)
IAAA-230759	No. 13	1,366	± 22	OxA1 v4.4 IntCal20	650calAD - 665calAD (68.3%)	611calAD - 618calAD (1.1%) 640calAD - 681calAD (92.2%) 749calAD - 759calAD (2.2%)
IAAA-230760	No. 14	1,355	± 22	OxA1 v4.4 IntCal20	651calAD - 671calAD (68.3%)	643calAD - 684calAD (87.1%) 745calAD - 760calAD (7.1%) 767calAD - 772calAD (1.2%)

OxCal v4.4.4 Bronk Ramsey (2021); r5 Atmospheric data from Reimer et al. (2020)



別編2図1 曆年較正年代グラフ（マルチプロット図）

第2節 炭化材の樹種同定 (89次調査)

パリノ・サーヴェイ株式会社

1はじめに

秋田城跡は、奈良時代から平安時代にかけて築かれた地方官庁であり、本地域における古代の政治・軍事・文化の中心地であった。第89次調査地は、秋田城跡の城内西側にあたり、政庁城の西側から南西側に隣接する。今回の発掘調査により、奈良時代の大規模な南北棟建物跡、平安時代の東西棟建物跡、平安時代以前の建物跡、平安時代の堅穴住居跡、柱列等の遺構が検出されている。

出土遺物や検出層位等から8世紀後半の南北棟建物跡とされるSB1922では柱掘り方内から炭化材と柱抜き取り痕から炭化材が出土し、同じく9世紀の東西棟建物跡とされるSB1925では、柱穴の掘り方の柱抜き取り痕から炭化材が出土している。今回の分析調査では、時期の異なる可能性のある2棟の建物跡で使用された建築部材の木材利用に関する資料を得るために、出土した炭化材を対象として樹種同定を実施する。

2 試料

試料は、SB1922から出土した炭化材2点(№2、3)とSB1925から出土した炭化材1点(№7)の合計3点である。

3 分析方法

木口(横断面)・極目(放射断面)・板目(接線断面)の3断面の割断面を作製し、実体顕微鏡および走査型電子顕微鏡を用いて木材組織を観察し、その特徴から種類を同定する。なお、同定の根拠となる顕微鏡下での木材組織の特徴等については、島地・伊東(1982)、Wheeler他(1998)、Richter他(2006)を参考にする。また、各樹種の木材組織の配列については、林(1991)、伊東(1995・1996・1997・1998・1999)や独立行政法人森林総合研究所の日本産木材識別データベースを参考にする。

4 結果

樹種同定結果を別編2表3に示す。炭化材は、針葉樹1種類(スギ)と広葉樹1種類(サクラ属)に同定された。各種類の解剖学的特徴等を記す。

- ・スギ (*Cryptomeria japonica* (L.f.) D.Don) スギ科スギ属

輻方向組織は仮道管と樹脂細胞で構成される。仮道管の早材部から晚材部への移行はやや急で、晚材部の幅は比較的広い。樹脂細胞はほぼ晩材部に認められる。放射組織は柔細胞のみで構成される。分野壁孔はスギ型で、1分野に2-4個。放射組織は単列、1-15細胞高。

- ・サクラ属(*Prunus*) パラ科

散孔材で、管壁厚は中庸、横断面では角張った梢円形、単独または2-4個が複合して散在し、年輪界に向かって径を漸減させる。道管は単穿孔を有し、壁孔は交互状に配列、内壁にはらせん肥厚が認められる。放射組織は異性、1-3細胞幅、1-30細胞高。

5 考察

B区の掘立柱建物跡SB1922は、8世紀後半に建築され、9世紀初頭に火災により焼失したと考えられている。大規模な南北棟建物と考えられ、隣接する焼山地区でも同時期の大規模な南北棟建物群が確認されており、共通した方位制のもとに建築された可能性が指摘されている。SB1922の柱穴№2柱掘り方の柱抜き取り痕の炭化材と、柱穴№3の柱掘り方内の炭化柱材は、いずれも針葉樹のスギであった。スギは、木理が直通で割裂性が高く、加工が容易である。同定を実施した2点が同じ樹種であることから、スギを選択的に利用し

ていた可能性がある。

一方、A 区 SB1925 は 9 世紀の東西棟建物跡であり、柱穴No7 柱掘り方の柱抜き取り痕の炭化材は、落葉広葉樹のサクラ属であった。サクラ属は、比較的重硬で強度が高い材質を有する。先行する時期の SB1922 とは樹種が異なっていることから、SB1922 と SB1925 とで木材利用が異なっていた可能性がある。この背景には柱材以外の部材となる可能性や、建物の時期差や用途・規模・機能の違い等が考えられる。これらの点については、今後さらに各時期の資料を増やし、時期別や建物の規模・機能別の種類構成を明らかにすることが望まれる。

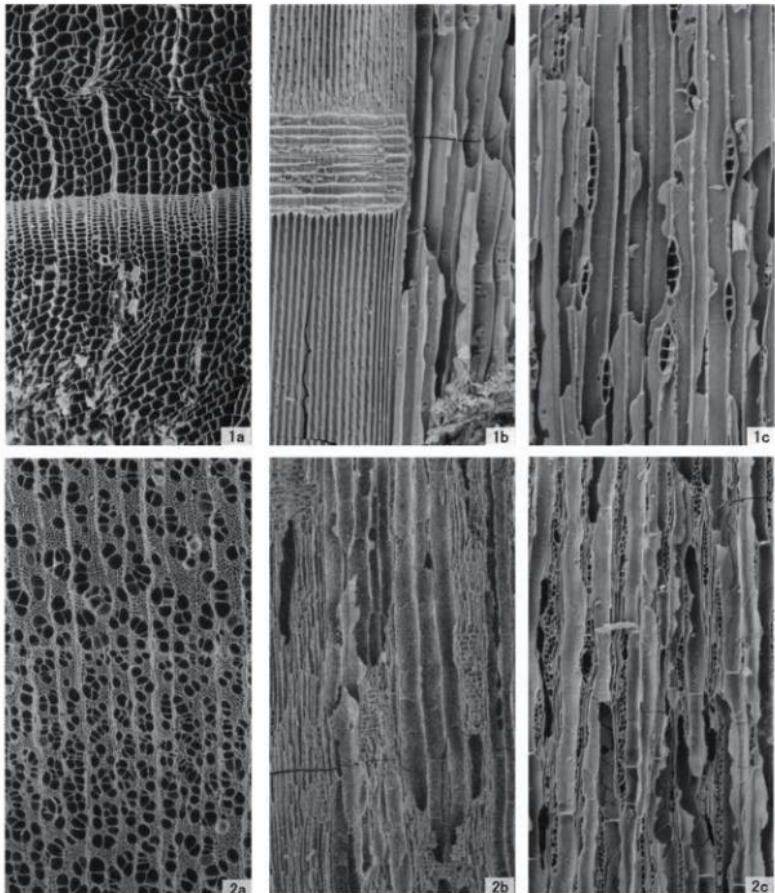
なお、秋田県内で奈良時代～平安時代の柱材について樹種を明らかにした例としては、払田柵跡の調査例がある（パリノ・サーヴェイ株式会社 1988・1991・1993、光谷 1997・1998）。それらの結果をみると、奈良時代の柱材ではスギ材の利用が多く、広葉樹材の利用は少ない傾向がある。一方、平安時代の柱材では、スギも継続して利用されているが、広葉樹のクリの占める割合が高く、奈良時代と平安時代とで柱材の樹種構成が異なる傾向がある。建物の用途・規模なども含めて考える必要があるが、奈良時代の柱材にスギが多いこれまでの事例は、今回の調査結果とも調和的といえる。

引用文献

- 林昭三 1991『日本産木材 顕微鏡写真集』京都大学木質科学研究所
 伊東隆夫 1995「日本産広葉樹材の解剖学的記載Ⅰ」『木材研究・資料』31、京都大学木質科学研究所、pp. 81-181
 伊東隆夫 1996「日本産広葉樹材の解剖学的記載Ⅱ」『木材研究・資料』32、京都大学木質科学研究所、pp. 66-176
 伊東隆夫 1997「日本産広葉樹材の解剖学的記載Ⅲ」『木材研究・資料』33、京都大学木質科学研究所、pp. 83-201
 伊東隆夫 1998「日本産広葉樹材の解剖学的記載Ⅳ」『木材研究・資料』34、京都大学木質科学研究所、pp. 30-166
 伊東隆夫 1999「日本産広葉樹材の解剖学的記載Ⅴ」『木材研究・資料』35、京都大学木質科学研究所、pp. 47-216
 光谷拓実 1997 樹種同定『秋田県文化財調査報告書第 269 集・払田柵跡調査事務所年報 1996 扟田柵跡-第 107 次～109 次 調査概要-』秋田県教育庁払田柵跡調査事務所
 光谷拓実 1998 樹種同定『秋田県文化財調査報告書第 280 集・払田柵跡調査事務所年報 1997 扟田柵跡-第 110 次～112 次 調査概要-』秋田県教育庁払田柵跡調査事務所
 パリノ・サーヴェイ株式会社 1988「自然科学的分析」『秋田県文化財調査報告書第 168 集・払田柵跡調査事務所年報 1987 扟田柵跡-第 68～73 次調査概要-』秋田県教育庁払田柵跡調査事務所、59p
 パリノ・サーヴェイ株式会社 1991「樹種鑑定」『秋田県文化財調査報告書第 216 集・払田柵跡調査事務所年報 1990 扟田柵跡-第 84～87 次調査概要-』秋田県教育庁払田柵跡調査事務所、pp. 64-65
 パリノ・サーヴェイ株式会社 1993「花粉分析および樹種鑑定」『秋田県文化財調査報告書第 238 集・払田柵跡調査事務所年報 1992 扟田柵跡-第 92・93 次調査概要-』秋田県埋蔵文化財振興会、pp. 85-89
 Richter H.G. Grosser D. Heinz I. and Gasson P.E. (編) 2006 「針葉樹材の識別」『IAWAによる光学顕微鏡の特徴リスト』、伊東隆夫・藤井智之・佐野雄三・安部 久・内海泰弘（日本語版監修）海青社、70p、[Richter H.G. Grosser D. Heinz I. and Gasson P.E. (2004) IAWA List of Microscopic Features for Softwood Identification.]
 島地 謙・伊東隆夫 1982『図説木材組織』地球社、176p
 Wheeler E.A. Bass P. and Gasson P.E. (編) 1998 「広葉樹材の識別」『IAWAによる光学顕微鏡の特徴リスト』、伊東隆夫・藤井智之・佐伯 浩（日本語版監修）海青社、122p、[Wheeler E.A., Bass P. and Gasson P.E. (1989) IAWA List of Microscopic Features for Hardwood Identification.]

別編2表3 樹種同定結果

調査次数	地区	遺構	番号	位置	試料名	樹種
89次調査	A区	SB1925	No. 7	柱掘り方抜き取り	柱抜き取り出土炭化材	サクラ属
	B区	SB1922	No. 2	柱掘り方抜き取り	柱抜き取り出土炭化材	スギ
	B区	SB1922	No. 3	柱掘り方内	炭化柱材	スギ



1. スギ (A区 SB1922; No. 3)
 2. サクラ属 (B区 SB1925; No. 7)
- a: 木口; b: 柱目、c: 板目

別編2写真1 炭化材

200 μm :2a
200 μm :1a・2b,c
100 μm :1b,c

第3節 古代秋田城の築地塙を構成する白色および褐色粘土の互層構造について

古代秋田城の築地塙を構成する白色および褐色粘土の互層構造について（その1）

今井忠男、西川治、千田恵吾、栗崎笑、柴田いづみ

1はじめに

これまでの発掘調査から、秋田城の築地塙は、白色と褐色の織模様（互層）になっていることが知られているが、その詳細はわかっていない。本築地塙の主要な材料とされる土取場の粘土は、赤褐色であり、白色部分の色とは全く異なることから、別な材料が使用されたと考えられる。古来より、粘土等の土質材料を硬化させるには、白色の漆喰（消石灰）が配合されてきたが、簡易分析によって、この白色部の試料には、カルシウムはほとんど含まれていないことがわかっている。したがって、この白色部を伴う本築地塙の互層構造は、従来の古代土木技術とは異なるものと思われる。

本研究では、この白色部の材料を特定し、それらを互層にすることで得られる力学的な効果について検討することで、築地塙に関する古代土木技術を解明することを目的としている。本報では、白色部材料の鉱物特定の結果のみについて報告し、互層構造の力学的な解明については、その2で行う。

2 調査方法

(1) 調査試料調査に用いた試料の一覧を別編2表4に示す。試料は大別してA～Cの3種に分けた。分類Aは、古代築地塙およびその原料粘土を示しており、築地塙試料（白色部、褐色部）と土取場粘土、対照試料として秋田城跡の表土も用いた。また、分類Bは、政府の白壁であり、この試料は、秋田城の築城で用いられた最も白い鉱物であることから、この鉱物が築地塙の白色部に配合された可能性は高い。さらに、分類Cは、秋田県内の白色な粘土および鉱物を示しており、秋田県南部の八沢木地区で採掘されている白粘土、北秋田市で生産されている珪藻土粉とバーライト（火山ガラス）粉を分析対象とした。なお、今回用いた珪藻土粉は工業利用を目的に生産されており、1,000°Cの熱処理によって有機物等を焼却し、白色に精製している。これら試料が産する地層の特定については、本多¹⁾および村上ら²⁾の分類によった。

別編2表4 調査試料の名称および採取場所

(*1,000°Cで焼成処理)

分類	試料番号	試料名称	試料の色	採取場所および地層
A	A-1	築地塙白色部	薄褐色	第105次調査地A区 SF2300築地塙跡
	A-2	築地塙褐色部	赤褐色	第105次調査地A区 SF2300築地塙跡
	A-3	土取場粘土	赤褐色	第106次調査地C区、潟西層（更新世）
	A-4	秋田城跡表土	黒色	第106次調査地E区
B	B-1	政府白壁	白色	秋田城政府内
C	C-1	八沢木粘土	灰白色	横手市大森町八沢木地区、大森層（中新世中期） ¹⁾
	C-2	加熱珪藻土粉*	白色	北秋田市綴子地区、岩谷層（中新世中期） ²⁾
	C-3	バーライト粉	灰白色	北秋田市綴子地区、前山川層（鮮新世） ²⁾

(2) 分析方法 本研究では、X線回折装置（XRD）によって、試料内の主要鉱物および粘土鉱物を特定した。ここで、試料は粘土鉱物を特定するために水簸（すいひ）処理した試料を用い、さらにエチレンギリコール（ED）処理した試料を用いて、スマクタイトとバーミキュライトとの区別もおこなった。また、エネルギー分散型X線分析装置（EDS）による主要元素の定量的な分析もおこなった。最後に、顕微鏡下での観察によって、珪藻殻の有無を特定し、各試料のシリカ系鉱物の起源について検討した。

3 調査結果

(1) 築地塗中の白色鉱物と政庁の白壁の成分との関連

別編2図2～4に試料分類ごとのX線回折パターンを示す。また、別編2表5に一部試料の元素分析結果も示した。別編2図2より、築地塗関連の試料（A-1～A-4）は、X線回折のパターンに大きな変化はなく、石英およびクリストバライト粒子を主成分とした、粘土鉱物としてカオリナイトとバーミキュライトを含む粘土であることがわかる。ただし、築地塗褐色部（A-2）では、クリストバライトおよび石英のピークが弱く、非結晶質なシリカ物質が多いと推定される。次に、別編2図3より、政庁白壁試料（B-1）の主要鉱物はクリストバライト粒子であり、石英は少なく、また粘土鉱物も見られないことがわかる。すなわち、白壁の主原料はクリストバライトの微粉であって、粘土鉱物や漆喰などの固結する要素が少ないとから、単なる白色の化粧材と推定される。

(2) 秋田県内の白色な粘土および鉱物と白壁との関連

別編2図4のX線回折パターンより、八沢木粘土（C-1）は石英およびクリストバライトを主鉱物としているが、ピークが弱く非結晶質なシリカ物質が多いと推定される。また、C-1は、粘土鉱物としてカオリナイトおよびバーミキュライトは含有せず、スマクタイトを含む粘土であることから、白壁試料（B-1）とは異なることがわかる。次に、加熱処理された珪藻土（C-2）は、クリストバライトのピークが強く、他の鉱物の存在はほとんど見られず、白壁試料に近いパターンを示している。珪藻土を構成する非結晶質シリカ（オパールA）は、続生あるいは800°C以上で加熱すると、オパールCT（クリストバライト）へ変化することから³⁾、この試料（C-2）は熱処理の精製工程で変成したものと考えられる。次に、バーライトト粉（C-3）の回折パターンでは、クリストバライトより石英のピークが大きいことから、シリカの結晶化が進んでいる³⁾。また、別編2写真2の偏光顕微鏡下（直行ニコル）の観察より、八沢木粘土（C-1）の主成分は火山ガラス（暗灰色）であるが、政庁白壁（B-1）はクリストバライト（彩色）で、その起源は確定できない。

4 考察とまとめ

以上の分析結果から、築地塗白色部（A-1）は、土取場粘土（A-3）にクリストバライトを主成分とする政庁白壁試料（B-1）を配合し、白色化させたものと推定される。また、この白壁試料の起源は未確定であるが、熱変成した珪藻土の可能性もあると考えられる。

謝 辞 秋田大学において、EDS分析では緒方武幸博士に、XRD分析では院生の安東大輝君に、顕微鏡下での珪藻の観察では山崎智恵子博士にご協力いただいた。ここに記して感謝申し上げます。

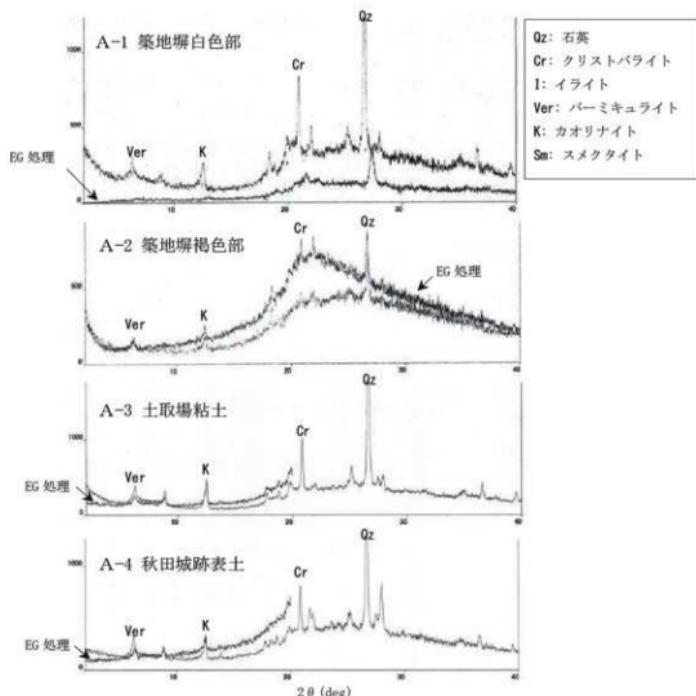
引用文献

- 1) 本多朝郎 1990『粘土科学』第30卷第3号、pp.187-196
- 2) 村上英樹ら 2008『地質学雑誌』第114巻補遺、pp.111-120
- 3) 加川博敏ら 1991『鹿児島大学理学部紀要（地学・生物学）』第24号、pp.1-22

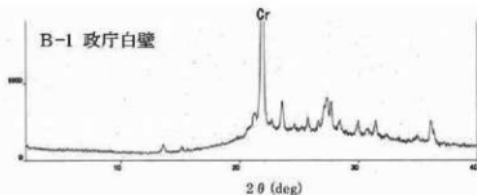
別編2表5 調査試料の元素分析結果(EDS法)

元素*	A-3	B-1	C-1
	土取場粘土	政庁白壁	八沢木白粘土
Si	49.3	56.4	77.8
Al	29.6	25.6	12.4
Na	0	10.3	0.4
Ca	0	7.7	2.3
K	6.6	0	2.1
Fe	13.2	0	2.9
Mg	1.3	0	2.1

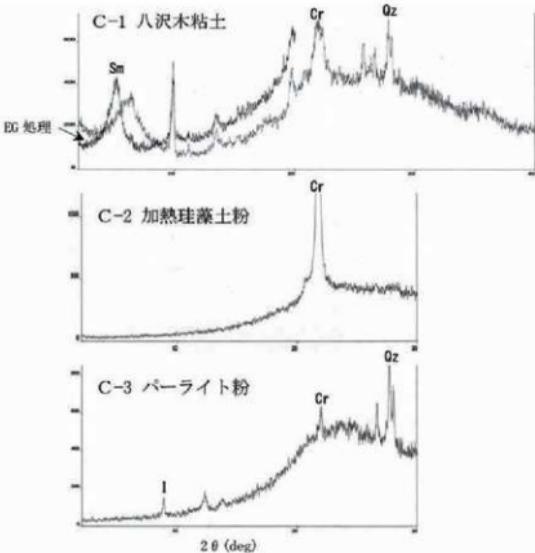
(*炭素および酸素を除く元素割合%)



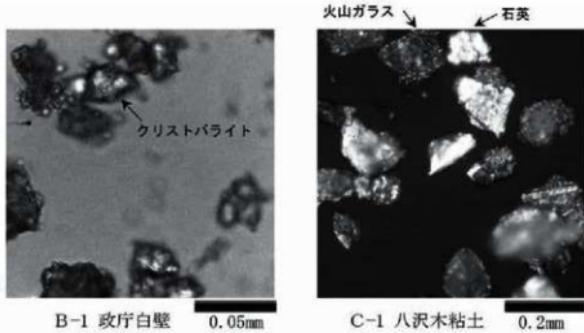
別編2図2 築地壌関連試料のX線回析パターン



別編2図3 政府白壁試料のX線回析パターン



別編2図4 秋田県内の白色な粘土および鉱物のX線回析パターン



別編2写真2 偏光顕微鏡下(直行ニコル)における白壁および八沢木粘土の主要鉱物粒子

古代秋田城の築地塙を構成する白色および褐色粘土の互層構造について（その2）

今井忠男、西川治、千田恵吾、木崎彰久、栗崎笑、柴田いざみ

1はじめに

これまでの発掘調査から、秋田城の築地塙は、別編2写真3に示すように白色と褐色の縞模様（互層）になっていることが知られているが、互層の機能や力学的性能についてはあまり知られていない。一般に、古代城の築地塙は、土を突き固めて層状に重ねていく版築と呼ばれる建築法がとられており、秋田城の築地塙も同様の版築構造である（伊藤2006）。しかし、版築の構造は、建築方法から層状となるが、同一の粘土を用いる限り、色彩的に明瞭な縞模様になることはない。つまり、秋田城の築地塙には、色の異なる2種類の粘土が用いられ、意図的にこれらを互層とする版築法が行われたと考えられる。

前回の研究（その1）では、この築地塙の白色部について、その成因を調べた（今井ほか2016）。この結果、白色部の粘土は、褐色部および築地塙の原料採取場所（土取場）の粘土と比較し、鉱物組成にほとんど差が見られないことがわかった。また、政府内の白壁がクリストバライ特の白粉で化粧されていることが明らかとなり³⁾、このことから、版築の白色部粘土も、土取場の粘土にクリストバライ特を主成分とする白色粘土が混ぜられ、白くしたものと推定した。

本研究では、クリストバライ特を主成分とする白色原料として、秋田県横手市大森町で産する八沢木粘土を用い、これと土取場粘土と混ぜ合わせて白色混合粘土を作成した。この白色混合粘土と土取場粘土とで版築構造と同様な互層の粘土試料を作成し、これらの強度特性を調べることで、秋田城の築地塙に関する機能や力学的性能を明らかとした。

2実験方法

粘土試料には、別編2表6に示す土取場粘土と八沢木粘土を用いた。これら粘土の組成については、前報に示した（今井ほか2016）。これら現地で採取した粘土は、乾燥させて破碎した後に籠にかけて精製した。これら乾燥試料は、別編2表7に示すように、あらかじめ測定した最適含水比（締固め密度が最大）となるような水量を含ませて、手で十分にこねた。また、両者を混ぜた混合粘土は、八沢木粘土の混合比が乾燥重量で5~50%になるよう試料を配合した。

このような手順により、最適含水比でこねられた粘土試料は、別編2表8に示すような条件で、圧縮試験用の試験片に作製した。具体的には、直径50mm、高さ10cmのモールド内に粘土を少量ずつ入れ、550gの円柱状の重りを20cmの高さから50回落下させ、1層を突き固めた。突き固めた1層の厚さは約17mmで、高さ10cmの円柱試験片が6層となる様に調整した。作製した試験片はモールドから取り出し、室内中で4日間養生し、乾燥度を36%±5%とした。粘土試料は、乾燥度（含水比）によって強度が大きく変化するため、乾燥度の調整が重要となる。

別編2写真4に作製した試験片を示す。別編2写真4(1)~(5)は、八沢木粘土の混合比を0~100%と

別編2表6 試料粘土の採取場所

試料番号	試料名称	試料の色	採取場所および地層
A-3	土取場粘土	赤褐色	第106次調査地 C区、第四紀潟西層
C-1	八沢木粘土	灰白色	横手市大森町八沢木地区、新第三紀大森層

別編2表7 混合粘土の配合条件

試料名称	最適含水比 w (%)	混合粘土の混合比 w (%)
土取場粘土	30.5	95, 90, 80, 50
八沢木粘土	48.5	5, 10, 20, 50

別編2表8 圧縮試験片の作製条件

試験片サイズ (mm)	φ 50 × 100
突固め回数 (回)	50 (重り 550g, 20cm落下)
突固め層数 (層)	6 (層厚 17mm)
養生日数 (日)	4 (乾燥度 36% ± 5%)

した試験片である。写真より、八沢木粘土の混合比を上げていくと、土取場粘土の粘土はだんだんと白くなり、混合比 50%では、かなり白色な粘土に見える。また、別編2写真5には、突き固め層が、それぞれ3層づつの互層となるように作製した、土取場粘土と混合粘土の試験片を示す。写真より、混合粘土における八沢木粘土の混合比が上がるにしたがい、明確な縞模様が見られる。別編2写真3に示した秋田城築地塀のイメージに近い縞模様は、混合比が 20%程度と思われる。

これら試験片は、材料試験機によって一軸圧縮試験を行い、それぞれの試験片の圧縮強度を求めた。また試験後には試験片の含水比を測定し、最適含水比との比から乾燥度を求めた。

3 実験結果

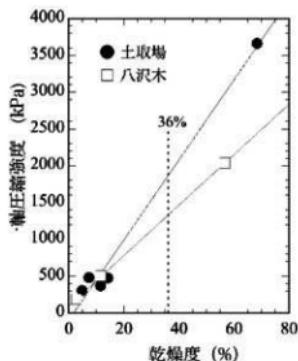
はじめに、単一粘土において圧縮強度と乾燥度との関係を調べた。その結果を別編2図5に示す。図より、乾燥度が低いときは、土取場と八沢木の粘土の強度にあまり違いは現れないが、乾燥度が進むにしたがい強度差が広がることがわかる。同程度の乾燥度なら、土取場粘土の強度は八沢木の 1.4 倍程度になり、秋田城築地塀に用いられた粘土は、強度性能が高いことがわかった。

次に、別編2図6に混合粘土の圧縮試験の結果を示す。図より、混合粘土において八沢木粘土の混合比を増加させると、強度が急激に低下する傾向がわかる。土取場粘土の強度は、八沢木の 1.4 倍程度であることから、単純には、八沢木粘土を多く混ぜても、混合粘土の強度は 2/3 程度 (1000kPa) までしか低下しないと考えられるが、混合比 50%では、それ以上に低下していることがわかる。この原因の1つとして、最適含水比の大きい八沢木粘土を混ぜ合わせたことで、全体の乾燥度が進んでも土取場粘土の水分量が多く、強度が上がらなくなつたと考えられる。

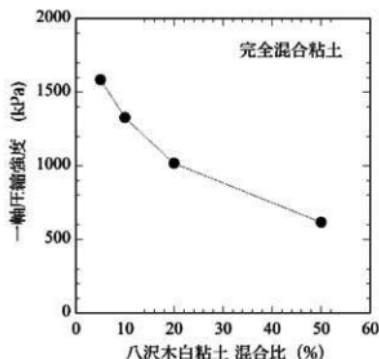
これに対し、別編2図7に、混合粘土と土取場粘土を互層とした試験片の圧縮試験結果を示す。図より、八沢木粘土を多く混合した低強度の混合粘土を用いても、互層にすれば、試験片の圧縮強度は、あまり低下しないことがわかった。このことから、版築構造は、弱い層を強い層で挟む互層とするため、全体の強度は、概ね強い層の値に近くなると考えられる。この原因として、圧縮による破壊(割れ)は、せん断方向(斜め)に進むため、圧縮方向に垂直な方向に弱面が存在しても、強度への影響は小さいためと考えられる。

4 考察

最後に、秋田城の築地塀が、白色の鉱物を用いた縞模様として造られた要因について考える。そもそも、この築地塀には、土質を硬くするための石灰は用いられておらず²⁰、白色の主鉱物はクリストバライトの白粉であると推定したことから、固化作用を期待して添加したとは考えられない。本実験結果より、クリストバライ

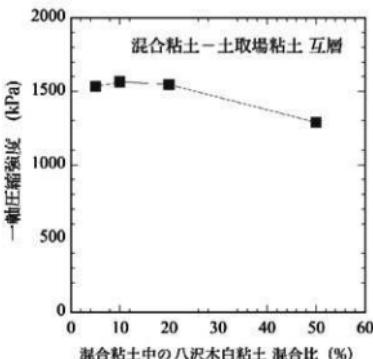


別編2図5 単一粘土の圧縮強度に及ぼす乾燥度の影響



別編2図6

混合粘土の圧縮強度に及ぼす混合比の影響



別編2図7

互層粘土の圧縮強度に及ぼす混合比の影響

トを主成分とする白色の粘土を築地塀の原料粘土に混合すると、その強度は低下するため、強度的には混合しない方が良いことが明らかとなった。したがって、築地塀の原料粘土に白色粘土を混合させる意味は、力学機能が多少低下し、製造に手間がかかりても、築地塀の色合いを白色あるいは白の縞模様にしたいという、色彩的な装飾性（デザイン）にあると思われる。

秋田城を造った古代人は、粘土という建築材料の力学的特性をできるだけ低下させずに、材料そのものに色彩的な装飾を試みていることが明らかとなった。このことが、現代的な材料試験の結果から、実証できたと考えられる。

5まとめ

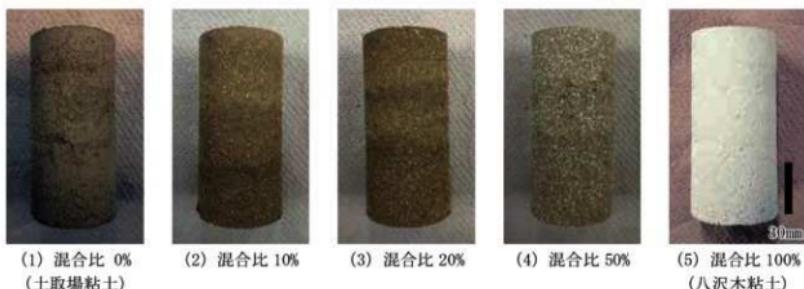
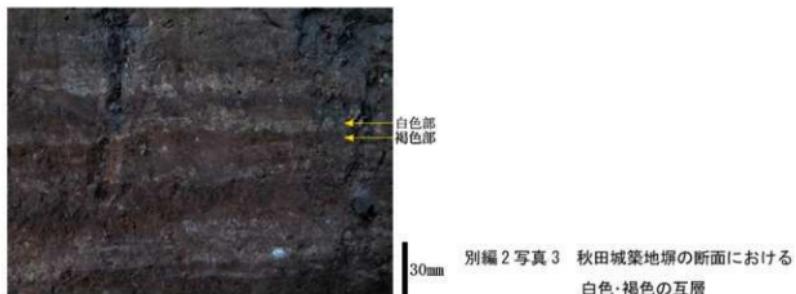
本研究では、秋田城の築地塀が、白色の鉱物を用いて縞模様として造られた要因およびその力学特性について、実験によって明らかにした。本研究の結果をまとめると、次のようなである。

- 1) 土取場粘土に白色の八沢木粘土を混合すると強度は低下する
- 2) 土取場粘土に八沢木粘土を混合した混合粘土と土取場粘土とを交互層にすると強度の低下は少ない
- 3) 築地塀の縞模様を再現するには、白色の八沢木粘土を20%以上混合しなければならない
- 4) 築地塀の色合いを白色あるいは白の縞模様にした理由は、色彩的な価値（装飾）が重要を高めるため

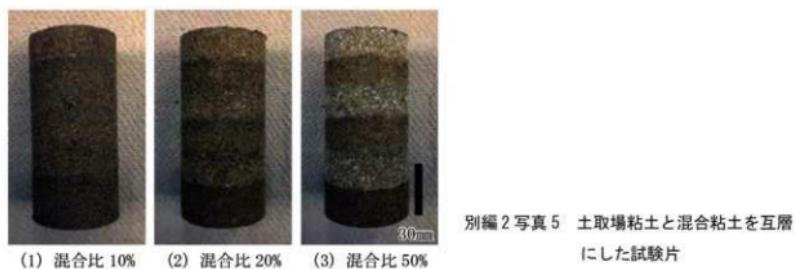
引用文献

伊藤武士 2006『秋田城跡 最北の古代城柵』日本の遺跡 12、同成社

今井忠男・西川治・千田恵吾・栗崎笑・柴田いずみ 2016『古代秋田城の築地塀を構成する白色および褐色粘土の互層構造について（その1）』『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2015』秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所、pp. 78-81

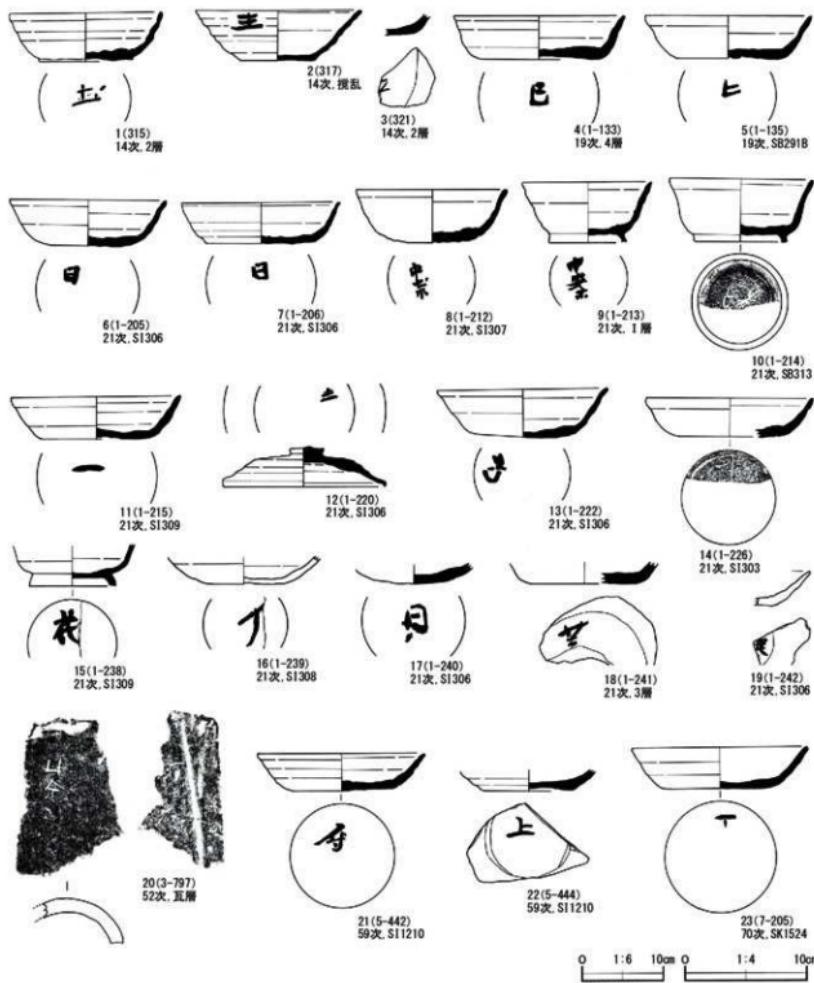


別編2写真4 土取場粘土に八沢木粘土を混合した試験片

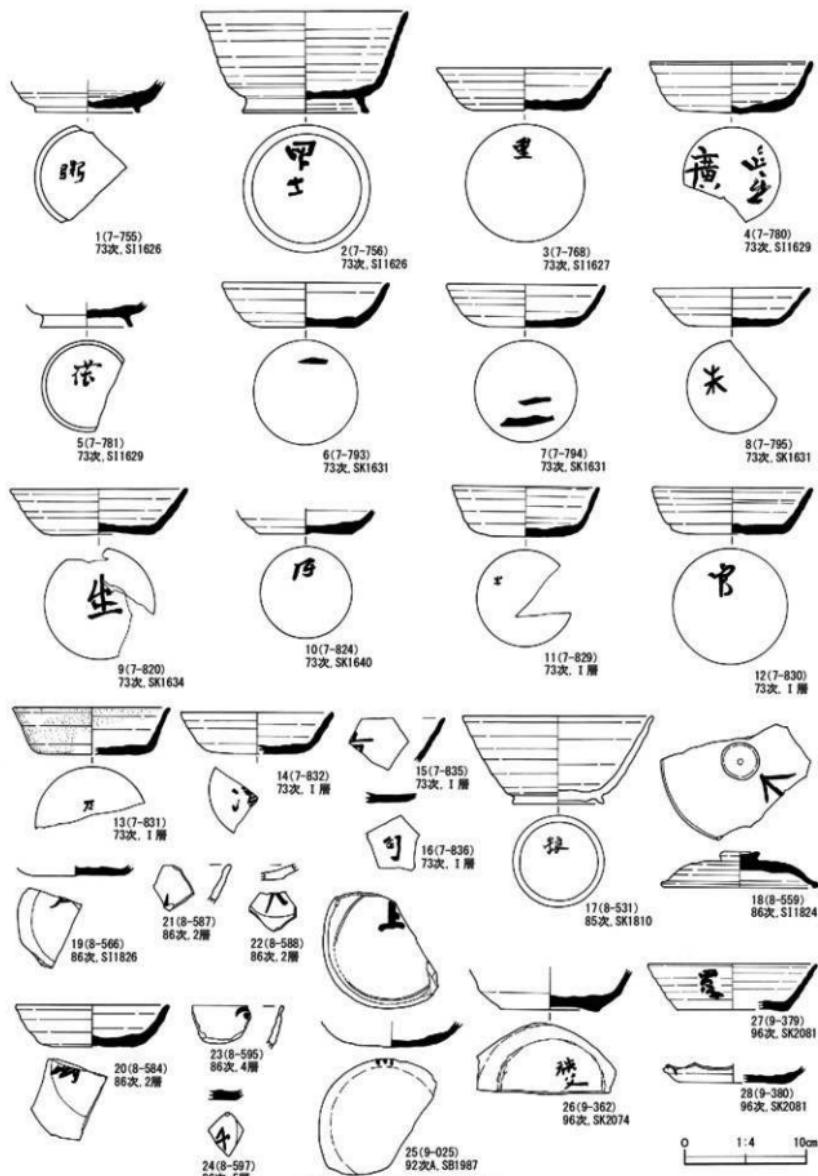


別編3 烧山地区墨書き土器等集成

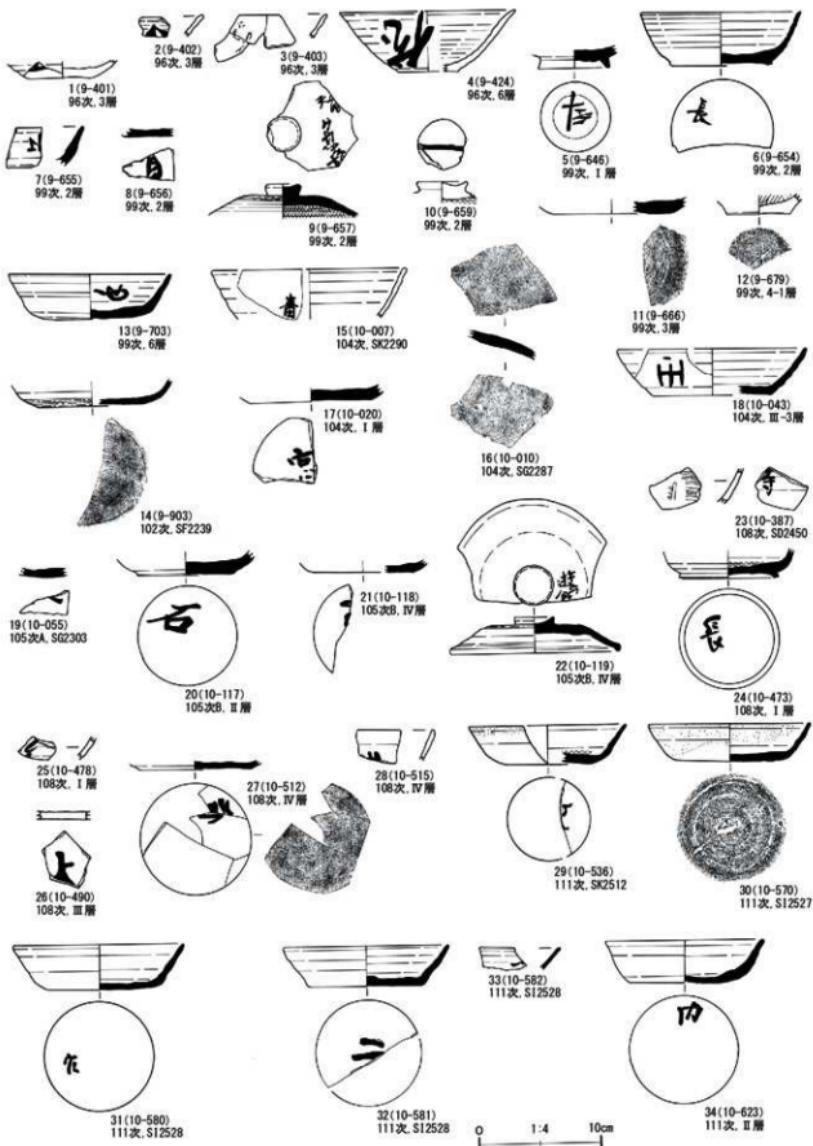
焼山地区的調査区から出土した古代の墨書き土器について、全点集成した。第V章で提示したものでも本編に再度掲載している。なお、墨書きだけでなく刻書きについても本編で提示する。



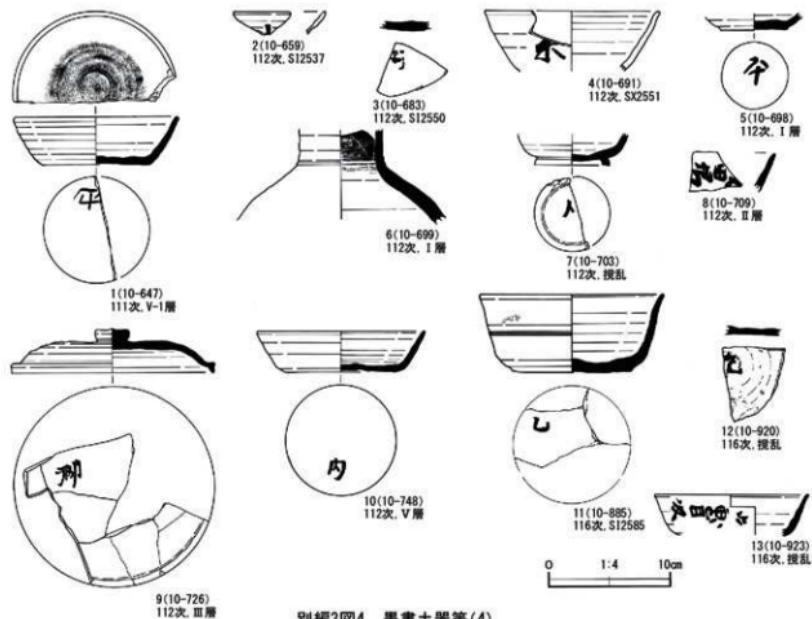
別編3図1 墨書き土器等(1)



別編3図2 墨書き土器等(2)



別編3図3 墨書き器等(3)



別編3図4 墨書き器等(4)

別編3表1 墨書き器等一覧(1)

図版番号	次数	遺物番号	種別	器種	出土地点・層位	口径(cm)	器高(cm)	底径(cm)	調整技法等	時期
別編3図1-1	14	315	須恵器	坪	2層	12.5	4.0	7.8	底部へラ切り後、ナデ調整。底部外面に「主」の墨書き	SC③
別編3図1-2	14	317	須恵器	坪	掘乱	13.6	4.1	6.1	底部糸切。底部外面に「主」の墨書き	SC後半
別編3図1-3	14	321	須恵器	坪	2層	-	-	-	底部へラ切り後、ナデ調整。底部外面に不明墨書き	SC後半
別編3図1-4	19	1-133	須恵器	坪	4層	14.0	3.5	9.8	底部へラ切り後、ナデ調整。底部外面に「巳」の墨書き	SC③
別編3図1-5	19	1-135	須恵器	坪	SB291B柱振り方埋土	13.6	3.6	8.5	底部へラ切り後、軽いナデ調整。底部外面に「上」の墨書き	SC④
別編3図1-6	21	1-205	須恵器	坪	S1306埋土	12.9	3.8	7.4	底部へラ切り後、ナデ調整。底部外面に「日」の墨書き	SC④
別編3図1-7	21	1-206	須恵器	坪	S1306床面	12.8	3.4	9.0	底部へラ切り後、ナデ調整。底部外面に「日」の墨書き	SC④
別編3図1-8	21	1-212	須恵器	坪	S1307埋土	12.2	4.4	8.4	底部へラ切り後、ナデ調整。底部外面に「中口(七木)」の墨書き	SC④
別編3図1-9	21	1-213	須恵器	台付坪	1層	10.6	4.0	6.2	底部へラ切り、高台取り付け後、高台周辺ナデ調整。底部外面に「中口(七木)」の墨書き	SC後半
別編3図1-10	21	1-214	須恵器	台付坪	SB313.P1柱振り方埋土	11.8	5.2	7.6	底部へラ切り、高台周辺ナデ調整。底部外面に「X」の記号	SC④～9C①
別編3図1-11	21	1-215	須恵器	坪	S1309	13.8	3.5	9.4	底部へラ切り後、ナデ調整。二次的被熱瓶。底部外面に「一」の墨書き	9C①
別編3図1-12	21	1-220	須恵器	蓋	S1306	13.2	3.3	-	天井部へラ切り、擬宝珠状つまみ。天井部外面に「主」の墨書き	SC③
別編3図1-13	21	1-222	須恵器	坪	S1306床面	13.8	4.0	8.6	底部へラ切り後、軽いナデ調整。二次的被熱瓶。底部外面に不明墨書き	SC④
別編3図1-14	21	1-226	須恵器	坪	S1303埋土	13.6	3.2	9.0	丸底風。底部へラ切り後、ナデ調整。底部外面に「小」の墨書き	SC④
別編3図1-15	21	1-238	須恵器	台付坪	S1309埋土	-	-	7.0	底部へラ切り、高台取り付け後、高台周辺ナデ調整。底部外面に「花」の墨書き	SC④～9C①
別編3図1-16	21	1-239	須恵器	坪	S1308カマド付近	-	-	7.0	底部へラ切り後、ナデ調整。底部外面に不明墨書き	SC後半
別編3図1-17	21	1-240	須恵器	坪	S1306埋土	-	-	7.0	底部へラ切り後、ナデ調整。底部外面に「日」の墨書き	SC後半

別編3表2 墨書き土器等一覧(2)

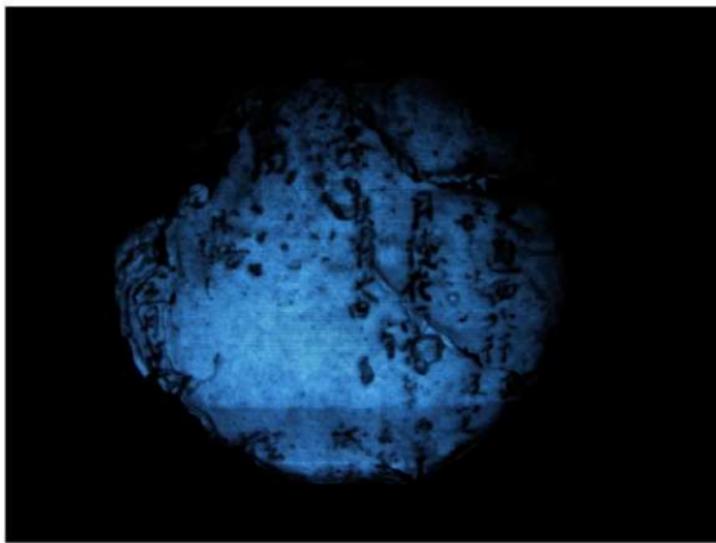
図版番号	次数	遺物番号	種別	器種	出土地点 ・層位	口径 (cm)	器高 (cm)	底径 (cm)	調整技法等	時期
別編3図1-18	21	1-241	須恵器	坪	3層	-	-	-	底部ペラケツリ調整,被熱痕,底部外面に不明墨書	8C②
別編3図1-19	21	1-242	須恵器	坪	SI306理土	-	-	-	切り離し不明,底部外面に「疋」の墨書き	9C
別編3図1-20	52	3-797	瓦	丸瓦	瓦崩	-	-	-	刻書「山本カ」	
別編3図1-21	59	5-442	須恵器	坪	SI1210理土	13.6	3.1	7.7	底部ペラ切り後,ナデ調整,底部外面に「財」の墨書き	9C①
別編3図1-22	59	5-444	須恵器	坪	SI1210理土	-	-	7.0	底部系切り,底部外面に「上」の墨書き	9C①
別編3図1-23	70	7-205	須恵器	坪	SK1524理土	14.3	3.4	8.6	底部ペラ切り後,ナデ調整,底部外面に不明墨書き	9C①
別編3図2-1	73	7-755	須恵器	台付坪	SI1626理土	-	-	8.6	底部ペラ切り,高台取り付け後,高台周辺ナデ調整,底部外面に「財」の墨書き	8C④
別編3図2-2	73	7-756	須恵器	台付坪	SI1626理土	17.1	8.3	10.3	底部ペラ切り,高台取り付け以前に,体部下端がんこ,底部ケズリ調整,底部外面に「疋」の墨書き	8C④
別編3図2-3	73	7-768	須恵器	坪	SI1627理土	14.2	3.5	9.8	底部ペラ切り後,ナデ調整,底部外面に「上」の墨書き	8C④
別編3図2-4	73	7-780	須恵器	坪	SI1629理土	13.3	4.2	8.0	底部ペラ切り後,ナデ調整,底部外面に「廣」の墨書き	9C①
別編3図2-5	73	7-781	須恵器	台付坪	SI1629理土	-	-	7.6	底部ペラ切り後,高台取り付け後,高台周辺ナデ調整,底部外面に「疋」の墨書き	9C①
別編3図2-6	73	7-793	須恵器	坪	SK1631理土 中-下層	13.6	3.7	8.4	底部ペラ切り後,ナデ調整,底部外面に「一」の墨書き	8C後半
別編3図2-7	73	7-794	須恵器	坪	SK1631理土 中-下層	13.1	3.5	7.7	底部ペラ切り後,ナデ調整,底部外面に「二」の墨書き	9C①
別編3図2-8	73	7-795	須恵器	坪	SK1631理土 中-下層	12.8	3.2	7.6	底部ペラ切り後,ナデ調整,底部外面に「米」の墨書き	9C①
別編3図2-9	73	7-820	須恵器	坪	SK1634理土	14.6	3.7	8.7	底部ペラ切り後,ナデ調整,底部外面に「生」の墨書き	8C④~9C①
別編3図2-10	73	7-824	須恵器	坪	SK1640理土	-	-	7.6	底部ペラ切り後,軽いナデ調整,底部に「財」の墨書き	8C後半
別編3図2-11	73	7-829	須恵器	坪	1層	11.9	4.1	7.2	底部ペラ切り後,ナデ調整,底部外面に「米ガ」の墨書き	8C後半
別編3図2-12	73	7-830	須恵器	坪	1層	13.1	3.8	8.8	底部ペラ切り後,ナデ調整,底部外面に「官」の墨書き	8C後半
別編3図2-13	73	7-831	須恵器	坪	1層	12.8	3.8	9.4	底部ペラ切り後,ナデ調整,底部外面に「財ガ」の墨書き,外面部に保付者	8C後半
別編3図2-14	73	7-832	須恵器	坪	1層	12.4	3.4	7.8	底部ペラ切り後,ナデ調整,底部外面に不明墨書き	8C後半
別編3図2-15	73	7-835	須恵器	坪	1層	-	-	-	体部外面に「明墨書き	
別編3図2-16	73	7-836	須恵器	坪	1層	-	-	-	底部外面に「司」の墨書き	
別編3図2-17	85	8-531	赤褐色土器	台付坪	SK1810理土	15.6	7.2	7.3	底部系切り,高台取り付け後,高台と底部周縁部ナデ調整,底部外面に「稻」の墨書き	9C②
別編3図2-18	86	8-559	須恵器	蓋	SI1824理土	13.0	3.0	-	天井部ペラ切り後,ナデ調整,天井部外面に「个」(第)の異体字)の墨書き	9C前半
別編3図2-19	86	8-566	須恵器	坪	SI1826理土	-	-	7.5	底部ペラ切り後,丁寧なナデ調整,底部外面に不明墨書き	
別編3図2-20	86	8-584	須恵器	坪	2層	12.2	3.4	6.6	底部ペラ切り後,軽いナデ調整,底部外面に「財」の墨書き	8C④~9C①
別編3図2-21	86	8-587	赤褐色土器	坪A	2層	-	-	-	体部外面に不明墨書き	9C
別編3図2-22	86	8-588	赤褐色土器	坪A	2層	-	-	-	底部系切り,底部外面に不明墨書き	9C④以降
別編3図2-23	86	8-595	赤褐色土器	坪A	4層	-	-	-	内面部に不明墨書き	
別編3図2-24	86	8-597	須恵器	坪	5層	-	-	-	底部ペラ切り後,ナデ調整,底部外面に不明墨書き	
別編3図2-25	92A	9-625	須恵器	坪	SB1987.P1柱 脚方理土	-	-	9.6	底部ペラ切り後,軽いナデ調整,底部内面に「上」,体部下半に不明墨書き	9C②
別編3図2-26	96	9-362	須恵器	坪	SK2074 理土燒土	-	-	8.2	底部系切り,底部外面に「秩父」の墨書き	8C④~9C①
別編3図2-27	96	9-379	須恵器	坪	SK2081理土	13.8	3.8	9.2	ペラ切り後,丁寧なナデ調整,体部外面に不明墨書き	9C①
別編3図2-28	96	9-380	須恵器	坪	SK2081理土	-	-	8.6	ペラ切り後,丁寧なナデ調整,体部外面に不明墨書き	9C前半
別編3図3-1	96	9-401	赤褐色土器	皿	3層	-	-	5.0	底部系切り,体部外面に不明墨書き	9C④
別編3図3-2	96	9-402	赤褐色土器	坪A	3層	-	-	-	体部外面に「明」の墨書き	9C
別編3図3-3	96	9-403	赤褐色土器	坪A	3層	-	-	-	体部外面に「明」の墨書き	9C
別編3図3-4	96	9-421	赤褐色土器	坪A	6層	14.4	5.1	5.0	底部系切り,体部外面に倒置で「依」の墨書き,二次的被熱痕	9C④
別編3図3-5	99	9-616	須恵器	台付皿	1層	-	-	5.9	底部系切り,高台取り付け後,高台周辺をナデ調整,底部外面に不明墨書き	9C後半
別編3図3-6	99	9-651	須恵器	坪	2層	13.2	4.4	8.5	底部系切り,底部外面に「長」の墨書き	8C④
別編3図3-7	99	9-655	須恵器	坪	2層	-	-	-	体部外面に「明」の墨書き	8C(4)~9C①
別編3図3-8	99	9-656	須恵器	坪	2層	-	-	-	底部外面に「日」の墨書き	
別編3図3-9	99	9-657	須恵器	蓋	2層	-	-	-	天井部ペラ切り後,ケズリ調整,内面を破に転用,天井部外面に「列」の「天」(「天」)・「口」(「口」)の墨書き	8C④~9C①
別編3図3-10	99	9-659	赤褐色土器	蓋	2層	-	-	-	内面を破に転用,「つまみ天井部」(「」)の墨書き	9C②~⑤
別編3図3-11	99	9-666	須恵器	坪	3層	-	-	10.0	底部ペラ切り後,ナデ調整,底部内面を破に転用,底部外面に「イ」の墨書き	8C④~9C①
別編3図3-12	99	9-679	土師器	甕	4-1層	-	-	5.2	内面黒色処理,底部丁寧なナデ調整,切り離し不明,内面ミカゲ調整,底部外面に「×」の墨書き	9C

別編3表3 墨書き土器等一覧(3)

図版番号	次数	遺物番号	種類	器種	出土地点 ・層位	口径 (cm)	器高 (cm)	底径 (cm)	調整技法等	時期
別編3図3-13	99	9-703	須恵器	坪	6層	13.4	3.5	9.3	底部ヘラ切り後、軽いナダ調整、体部内面に「手」の墨書き	9C①
別編3図3-14	102	9-903	須恵器	坪	SE2239.P2-2 埋土	-	-	8.6	体部下端から底部全面にヘラケズリ調整、切り離し不明、「X」字の墨書き	9C②
別編3図3-15	101	10-007	赤褐色土器	坪A	SK2290	16.0	-	-	体部外面に墨書き「番」	9C③
別編3図3-16	104	10-010	須恵器	壺	SG2287	-	-	-	内面無文のまま具瓶、外面上に不明墨書き(文様)	9C④
別編3図3-17	101	10-020	須恵器	坪	I層	-	-	10.0	底部ヘラ切り後、内面に「手」の墨書き	9C④～9C①
別編3図3-18	104	10-013	須恵器	坪	III-3層	15.6	3.8	9.6	底部ヘラ切り後、軽いナダ調整、体部外面上に「玉」の墨書き	9C④～9C①
別編3図3-19	105A	10-055	須恵器	坪	SG2303埋土	-	-	-	底部ヘラ切り後、軽いナダ調整、底部外面上に不明墨書き	9C
別編3図3-20	105B	10-117	須恵器	坪	B区 II層	-	-	8.0	底部ヘラ切り後、軽いナダ調整、底部外面上に「石」の墨書き	9C後半
別編3図3-21	105B	10-118	須恵器	坪	B区IV層	-	-	8.2	底部ヘラ切り後、軽いナダ調整、底部外面上に不明墨書き	9C④～9C①
別編3図3-22	105B	10-119	須恵器	壺	B区.IV層	13.8	2.9	-	天井部ヘラ切り後、ナダ調整、天井部に「遊船」の墨書き	9C③
別編3図3-23	108	10-387	土師器	坪	SD2450埋土	-	-	-	内面黒色墨書き、内面ミガキ調整、体部外面上に「寺」の墨書き	9C
別編3図3-24	108	10-473	須恵器	台付坪	I層	-	-	8.2	高台底部ヘラ切り後、高台取り付け後、高台周辺ナダ調整、底部外面上に「長」墨書き、底部内面を板に転用	9C後半
別編3図3-25	108	10-478	赤褐色土器	坪A	I層	-	-	-	体部外面上に不明墨書き	9C
別編3図3-26	108	10-490	赤褐色土器	坪A	II層	-	-	-	底部系切、底部外面上に不明墨書き	9C
別編3図3-27	108	10-512	須恵器	坪	IV層	-	-	9.2	底部系切り後、底部周縁にケズリ調整、底部外面上に不明墨書き、船・土・白・鳥・開東系等	9C末～ 9C初
別編3図3-28	108	10-515	赤褐色土器	坪A	IV層	-	-	-	体部外面上に不明墨書き	9C以降
別編3図3-29	111	10-536	須恵器	坪	SK2512埋土	13.0	3.2	7.0	底部ヘラ切り後、丁寧なナダ調整、体部外面上に「口」の墨書き、底部内面を板に転用	9C④～9C①
別編3図3-30	111	10-570	須恵器	坪	SI2527埋土	13.4	3.1	9.0	底部ヘラ切り後、ナダ調整、底部外面上に「X」の刻書き、波紋底	9C①
別編3図3-31	111	10-580	須恵器	坪	SI2528床面	14.0	3.7	9.0	底部ヘラ切り後、底部外面上に「官」の墨書き、淡紙(第39号淡紙文書)付着	9C④
別編3図3-32	111	10-581	須恵器	坪	SI2528埋土	13.6	3.3	8.8	底部ヘラ切り後、ナダ調整、底部外面上に「二重」の墨書き	9C
別編3図3-33	111	10-582	須恵器	坪	SI2528埋土	-	-	-	体部外面上に判読不明の墨書き	9C
別編3図3-34	111	10-623	須恵器	坪	II層	13.0	3.6	9.0	底部ヘラ切り後、ナダ調整、体部外面上「内」の墨書き	9C①
別編3図4-1	111	10-647	須恵器	坪	V-1層	13.6	3.9	8.7	底部ヘラ切り後、ナダ調整、底部外面上「脚」の墨書き、底部内面に「十」の刻書き	9C①
別編3図4-2	112	10-659	赤褐色土器	坪A	SI2537埋土	-	-	-	外面上に不明墨書き	9C
別編3図4-3	112	10-683	須恵器	坪	SI2550埋土	-	-	-	底部ヘラ切り後、ナダ調整、底部外面上に墨書き「田」	9C
別編3図4-4	112	10-691	赤褐色土器	坪A	SX2551	14.4	-	-	体部外面上に「木」墨書き	9C
別編3図4-5	112	10-698	須恵器	坪	I層	-	-	5.5	底部系切り、底部外面上に「木」の墨書き	9C後半
別編3図4-6	112	10-699	須恵器	長颈壺	I層	-	-	-	頸部外面上に不明墨書き	9C
別編3図4-7	112	10-703	須恵器	台付坪	混乱	-	-	6.2	底部ヘラ切り後、ナダ調整、底部外面上に不明墨書き	9C前半
別編3図4-8	112	10-709	須恵器	坪	II層	-	-	-	体部外面上に「秋葉田跡」墨書き	9C
別編3図4-9	112	10-726	須恵器	壺	III層	-	-	-	天井部ヘラ切り後、ケズリ調整、天井部内面に「鷹」の墨書き	9C後半
別編3図4-10	112	10-748	須恵器	坪	V層	13.8	3.4	9.2	底部ヘラ切り後、ナダ調整、底部外面上に「内か」の墨書き	9C①
別編3図4-11	116	10-885	須恵器	坪	SI2585埋土	15.3	6.5	9.8	底部ヘラ切り後、ナダ調整、外面上に「乙か」の墨書き	9C③
別編3図4-12	116	10-920	須恵器	坪	搅乱	-	-	-	底部ヘラ切り後、ナダ調整、底部外面上に「九か」の墨書き	9C後半
別編3図4-13	116	10-923	須恵器	坪	搅乱	12.6	-	-	体部外面上に「口(脚)酒杯」・「口」の墨書き	9C①



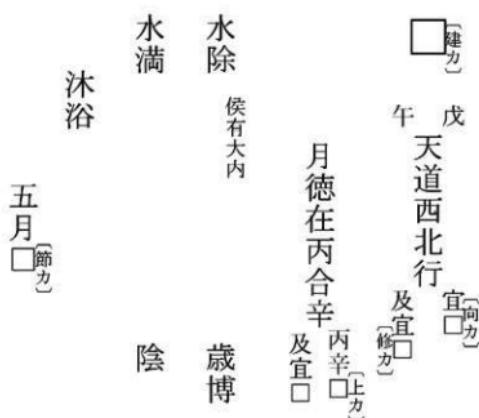
別編4写真4 第39号漆紙文書



別編4写真5 第39号漆紙文書 赤外線カメラ画像（反転）



別編4図2 第39号漆紙文書実測図



別編4図3 第39号漆紙文書訳文

ていた土器の年代とも符合する。調査を担当する秋田城跡歴史資料館によれば、本漆紙文書が付着していた土器の年代は、八世紀の第4四半期（七七五～八〇〇）のものである可能性が高いといふ。記載内容から推定した具注暦の年代は、土器の年代とも符合するのである。おそらく具注暦は当該年の翌年には廃棄されたであろうから、廃棄後、ほどなくして漆パレットの蓋紙として転用されたものと思われる。

具注暦そのものの記載内容に注目すると、先に述べたように四月三三十日の記載が五月の月建記事のあとに書かれたり、「侯大有内」と書くべきところを「侯有大内」と書いていたりするなど、書写した過程で、誤写と思われるものがみられる。文字も謹厳な楷書というよりも、ラフな書き方をしている。さらに、具注暦は通常、上段、中段、下段の三段に分けて整然と記載されるが、本具注暦は、段の書き分けがラフであるようみえる。

これらから勘案すると、本具注暦は朝廷から頒暦された具注暦そのものではなく、それをさらに官司内で書写されたものである可能性がある。本具注暦は秋田城内で書写されたものであると考えられるが、秋田城では頒暦された具注暦をもとに、それをさらに書写した複数の具注暦が使用されていたことが考えられる。具注暦は、日の吉凶などを知る上で不可欠なものであり、秋田城における政務や儀礼に不可欠な道具として複数が書写され、城内の各官司で利用されていたのではないだろうか。

〔参考文献〕

- 秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所一九九二年『秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ秋田城出土文字資料集Ⅱ』
平川南・武井紀子二〇一五年『秋田城跡第五四次・七二次・七三次出土漆民文書について・訛文の補訂と追加』『秋田城跡調査事務所年報』(〇一四)『秋田城跡』



別編4写真1 第39号漆紙文書蓋紙使用状況



別編4写真2 第39号漆紙・須恵器坏出土状況



別編4写真3 漆紙・須恵器坏分離状況

さらに、五月の月建干支が「戊午」である年を大衍暦の中から求めるとき、神護景雲二年（七六八）、宝亀四年（七七二）、宝亀九年（七七八）、延暦二年（七八三）、延暦七年（七八八）、延暦二年（七九三）、延暦七年（七九八）、延暦二年（八〇三）、大同三年（八〇八）、弘仁四年（八一三）、弘仁九年（八一八）、弘仁一四年（八二三）、天長五年（八二八）、天長一〇年（八三三）、承和五年（八三八）、承和一〇年（八四三）、嘉祥元年（八四八）が該当する。

ここからさらに、「日本暦日總覽 具注暦 古代中期 2」（本の友社、一九九三年）をもとに、具注暦の年代を絞り込むことにする。

月建記事の次の行からは、朔日から始まるその月の日々の干支、納音、十二直、曆注等が、一行づき記されているはずである。ここでは日付や干支が欠損していてわからないが、朔日にあたる行の納音と十二直に「水除」、二日にある行の納音と十二直に「水満」がみえる。

これに該当する年を「日本暦日總覽」の大衍暦から求めても、これに一致する年が見られない。

ただし、この中で宝亀九年（七七八）の具注暦が注目される。

宝亀九年の四月三十日の納音と十二直が「水除」、五月朔日の納音と十二直が「水満」である。

本具注暦では、「水除」の下に「侯有大内」との語がみえるが、宝亀九年四月三十日に六十掛として「侯大有内」とあるのに対応する。さらに、下段の暦注部分には、「歲博」の語がみえるが、これも、同じ日の「歲博 復」に対応する。

「水満」の下段部分には、「陰」の文字が確認できるが、これは宝亀九年五月朔日の暦注にみえる「陰錯了戾」に対応すると考えられる。

「水満」の次の行には、「沐浴」の語がみえるが、これは宝亀九年五月二日の暦注にみえる。

「沐浴」の次の行には、「五月□」〔節か〕の語がみえるが、これは宝亀九年

五月三日に「二十四節氣として「芒種 五月節 蟬鳴生」とあるのに対応する。

以上のように、「水除」の行を宝亀九年四月三十日、「水満」の行を宝亀九年五月朔日とすれば、他の記載についても矛盾なく説明することができる。

逆に、本具注暦の断簡にみえるこれらの記載を矛盾なく説明できるものは、宝亀九年四月三十日より五月三日の箇所以外には存在しない。

書写の誤り等の何らかの事情で、五月の月建記事の次に四月三十日の記載が入り込んでしまったとすれば、この具注暦は宝亀九年（七七八）のものである可能性が高い。

以上をふまえ、本具注暦の現存部分近を復元すると、次のようになる（黒字は現存の文字、薄字は推定復元文字）。

五月 小建 戊 天道西北行 宜向西北行

五月 朔日 丁未 水除

月德 在丙合在辛 丙辛上取士
及宣修造

……

四月 三十日 丙午 水除

侯有大内

歲博 復

……

五月 二日 戊申 土平 沐浴

……

陰錯了戾

……

五月 三日 己酉 土平 芒種 五月節 蟬鳴生

……

大歲對小歲後

……

〔本漆紙文書の意義〕

以上の検討により、本漆紙文書は、宝亀九年（七七八）具注暦の、四月三十日より五月三日の部分である可能性が高いと考える。

具注暦の年代をこのようにとらえられるとすれば、この漆紙文書が付着し

別編4表1

	年代	西暦	歴名	種類	遺跡（所在地）
1	持統三年曆	六八九	元高麗木簡	木簡	石神遺跡（明日香村）
2	神亀六年曆	七二九	儀鳳曆	木簡	城山遺跡（静岡県浜名郡）
3	天平十八年曆	七四六	儀鳳曆	正倉院文書	秋田城跡（秋田市）
4	天平二十一年曆	七四九	儀鳳曆	正倉院文書	秋田城跡（秋田市）
5	天平勝宝四年・五年曆	七五二・三	儀鳳曆	漆紙文書	武藏台遺跡（府中市）
6	天平勝宝八年・九年曆	七五六	儀鳳曆	漆紙文書	秋田城跡（秋田市）
7	天平勝宝九年曆	七五七	儀鳳曆	漆紙文書	秋田城跡（秋田市）
8	天平宝字七年曆	七五九	儀鳳曆	漆紙文書	秋田城跡（秋田市）
9	天平宝字七年曆	七六三	儀鳳曆	漆紙文書	秋田城跡（秋田市）
10	宝亀十一年曆	七八〇	儀鳳曆	漆紙文書	多賀城跡（多賀城市）
11	宝亀十一年曆	七八〇	大衍曆	漆紙文書	多賀城跡（多賀城市）
12	延暦九年曆	七八〇	大衍曆	漆紙文書	延暦寺跡（太宰府市）
13	延暦二十一・二十三年曆	八〇三・四	大衍曆	漆紙文書	龜の子寺跡（石岡市）
14	延暦二十三年曆	八〇四	大衍曆	漆紙文書	御沢跡（奥州市）
15	弘仁十二年曆	八二一	大衍曆	漆紙文書	鹿の子遺跡（米沢市）
16	嘉祥元年曆	八四八	大衍曆	漆紙文書	多賀城跡（多賀城市）
17	年代未詳曆				朝日城跡（奥州市）
18	弘仁十二年曆				鹿の子遺跡（米沢市）

※このほか、平城京跡右京一条三坊一坪、秋田県大仙市払田柵跡、群馬県太田市矢部遺跡、栃木県河内郡上三川町磯岡遺跡、埼玉県所沢市東の上遺跡などからも、具注曆の断片が出土している。

秋田城跡では、過去に天平宝字三年（七五九）の具注曆（九号漆紙文書）と天平勝宝四年（七五二）・五年（七五三）の具注曆（第一四号漆紙文書、表に天平勝宝四年曆、裏に天平勝宝五年曆が記載されたもの）が漆紙文書の形で出土している。本具注曆は、秋田城跡出土の漆紙文書としては三例目だが、天平勝宝四年・五年曆と天平宝字三年曆が儀鳳曆にもとづく具注曆であるに対し、本具注曆は、後述するように大衍曆にもとづく曆であり、同じ遺跡の中で儀鳳曆から大衍曆への変化を知ることのできる貴重な資料である。

〔年代の判定〕

本漆紙文書は断簡であり、年代についての情報を欠くが、月の初めに記載される月建記事の一節が残されており、これにより、具注曆の該当年や該当月を推定することが可能である。月建とは、曆月にあてはめられた干支のことという。

月建記事に月建干支（本具注曆の場合、「戊午」）が記載されていることや、天道・月徳の下に二行の割書が入っている。これらの記載は、儀鳳曆には見られず、大衍曆に見られる特徴であるとされるところから、本具注曆は大衍曆（七六三・八五八）であると判断できる。

月建部分には、諸神の方位が示されているが、本漆紙文書には「天道西北行」「月徳」の二点がみえている。この二神の各節月における方位は、次のように配当される。

別編4表2

月徳	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
寅	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
卯	南	南西	北	西	北西	東	北	東	南	東	南東	西
辰	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚	庚
巳	壬	庚	丙	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚	庚	庚
午	庚	丙	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚	庚	庚	庚
未	丙	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚
申	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚	庚
酉	壬	庚	丙	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚	庚	庚
戌	庚	丙	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚	丙	甲	壬
亥	丙	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚
子	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚	庚
丑	壬	庚	丙	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚	丙	甲

本具注曆には「天道西北行」「月徳内」とあることから、某年五月の暦であることがわかる。

月建干支が「午」であることも、該当箇所が五月であることを裏付ける。

別編4表3

正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
寅	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
卯	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	一二月	正月
辰	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	一二月	正月	二月
巳	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	一二月	正月	二月	三月
午	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	一二月	正月	二月	三月	四月
未	七月	八月	九月	十月	十一月	一二月	正月	二月	三月	四月	五月
申	八月	九月	十月	十一月	一二月	正月	二月	三月	四月	五月	六月
酉	九月	十月	十一月	一二月	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月
戌	十月	一一月	一二月	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
亥	一一月	一二月	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月
子	一二月	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月
丑	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月

第2節 第39号漆紙文書（111次調査）

三上喜孝

皇二年（六九八）から儀鳳曆が単独で施行されるようになった。さらに天平宝字七年（七六三）には大衍曆が採用され、天安元年（八五七）まで施行される。天安二年から四年間、五紀曆と併用されたあと、貞觀四年（八六二）から宣明曆が採用され、これが貞享元年（二六八四）まで八三年間にわたって施行されることになる。

以上述べたことを簡単にまとめると、以下のようになる。

□〔建カ〕 戊
午 天道西北行 宜 □〔向カ〕

及宜 □〔修カ〕

丙辛 □〔上カ〕

持統六年（六九二） ← 儀鳳曆

天平宝字七年（七六三） ← 大衍曆

月徳在丙合辛 丙辛 □〔上カ〕
及宜 □

歲博

貞觀四年（八六二） ← 五紀曆

天安二年（八五八） ← 宣明曆

貞享元年（一六八四）

水除 水満

陰

沐浴

五月 □〔節カ〕

〔具注暦について〕

この漆紙文書は、「具注暦」断簡である。具注暦とはいまでいうカレンダーのことであるが、たんに暦日をあらわすだけでなく、その日の干支・納音、十二直・節氣、七十二候・吉凶や禍福などの暦注を具備した暦のことである。

日本における暦法の歴史は、古くは中国から元嘉曆という暦が伝わったことはじまり、持統天皇六年（六九二）に儀鳳曆との併用になつて、文武天

古代における具注暦は、毎年中央政府の陰陽寮で作成され、中務省を経て諸司・諸国に配布された。しかし領暦の実態は、諸国から難掌らが都に上り、書写して持ち帰ったと思われる。その國府に備え置かれた具注暦一本は、さらに同様に書写されて國府内の諸機關や國分寺そして郡家などにも備えられたのである。

具注暦の書式は一般に、上段・中段・下段の三段からなる。上段には日付、干支・納音・十二直、中段には二十四節氣と七十二候、下段には暦注と吉事注などを記載する。

現存する古代の具注暦をまとめると、別編4表1のようになる。

別編4 燐山地区出土文字資料集成

第1節 第30号漆紙文書（73次調査）

平川 南
武井紀子

第三〇号文書（第七三次調査）

漆紙は土器に付着しており、現状は左文字の状態である。行間心心一・八
センチ。文字の大きさは約〇・八センチ。

〔枳文〕

麻呂肆

□

拾

春
春米連□（鳴カ）大口

貳拾□

本文書の記載は、秋田城出土第一号漆紙文書、および第一三号漆紙文書の
出舉關係文書に類似している。

春米連、ヨハ大口
火口
八



別編4図1 第30号文書実測図

報告書抄録

ふりがな	あきたじょうあとさんやけやまちく					
書名	秋田城跡III 一焼山地区					
副書名						
卷次						
シリーズ名						
シリーズ番号						
編著者名	神田和彦、平井智規、平川南、三上喜孝、武井紀子、今井忠男、西川治、千田恵吾、木崎彰久、栗崎笑、柴田いづみ					
編集機関	秋田市立秋田城跡歴史資料館					
所在地	〒011-0907 秋田県秋田市寺内焼山9番6号 TEL: 018-845-1837 FAX: 018-845-1318					
発行年月日	2024年3月29日					
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コ一ド 市町村 遺跡番号	北緯	東経	調査原因	
あきたじょうあと 秋田城跡 やけやまちく 焼山地区	あきたじょうあと 秋田市寺内	05201	39度 44分 27秒	140度 4分 36秒	保護管理	
調査期間	調査面積m ²	調査期間	調査面積m ²	調査期間	調査面積m ²	
14次	19740606-0919	761	85次	20050418-0721	504	106次
19次	19760702-1105	491	86次	20050627-1122	663	108次
20次A	19760924-1006	76	89次	20060802-1128	478	109次
21次	19770405-0622	900	92次	20080416-0904	415	110次
52次	19880705-1215	1,044	96次	20100421-0823	678	111次
53次	19880808-0820	70	99次	20110630-1031	757	112次
59次	19920918-1117	462	102次	20130520-0926	726	114次
66次	19960410-0828	1,132	103次	20131009-1107	77	115次
70次	19970709-1128	1,121	104次	20140416-0807	588	116次
73次	19981028-1106	880	105次	20140808-1110	191	117次
	20000410-0731					
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
秋田城跡 (焼山地区)	城柵官衛 遺跡	縄文 弥生 奈良 平安 中世 近世	【古代】 掘立柱建物跡43棟、塗地廻跡15基、暗渠排水溝1条、塗地廻跡関係性格不明 遺構1基、材木廻跡41条、大溝1条、柱列跡14条、溝跡42条、道路遺構9箇所、道路整地溝3箇所、堅穴建物跡・堅穴状遺構57軒、焼土遺構35基、井戸跡1基、火葬墓1基、土塁125基、土取り穴51基 【弥生時代】 土器埋設遺構1基、土壙墓1基 【中世】 掘立柱建物跡1基、柱掘り方2基、土塁8基、材木廻跡16条、切岸状遺構1基、溝跡5条、火葬墓11基 【近世】 火葬墓9基、集石遺構1基、土取り穴13基	須恵器、土師器、赤褐色土器、綠釉陶器、灰釉陶器、碗、瓦、埴、土製品、石製品、金屬製品、繩、漆紙文書、縄文土器、弥生土器、中世陶磁器、近世陶磁器	史跡秋田城跡の北西部における焼山地区の総括報告書。焼山地区で発見された古代の遺構は外郭西門部における焼山地区の総括。古代の遺構として外郭西門および外郭西辺、城内における中央部掘立柱建物群、南西部遺構群(城内区画施設)が発見された。また、中世後期における土壙・材木廻設等の区画施設、中世・近世初頭の墓域が発見された。	
要約	史跡秋田城跡の北西部における焼山地区の総括報告書。焼山地区で発見された古代の遺構は外郭西門跡、外郭西辺区画施設、城内における中央部掘立柱建物群、南西部遺構群である。遺構の存続期間は、8世紀第2四半期～10世紀中葉で、これらの遺構群が政庁域の変遷と対応した焼山1期・II期・III期・IV期・V期・VIA期・VIB期の7つに区分した。中央部掘立柱建物群は倉庫群としての機能が推定され、南西部遺構群では一边60m四方の方形区画施設を有し、区画施設内を中心に鉄生産関連遺構が配置されている。また、焼山地区北西部は中世後期に再び利用され、14～15世紀代には台地上に材木解等、16世紀後半には台地据部に土塁等を造成し、2時期の変遷がある。また、中世後期～近世初期には北西部の台地据部に墓域が広がっている。					

秋田城跡III

—焼山地区—

印刷・発行 令和6年3月29日

編 集 秋田市教育委員会（秋田市立秋田城跡歴史資料館）

〒011-0907 秋田市寺内焼山9番6号

TEL 018-845-1837 FAX 018-845-1318

印 刷 株式会社 三戸印刷所
